



森林認証公開レポート

森林所有者／管理者 (認証取得者)	山梨県
森林名	山梨県県有林
国	日本
審査に用いられた規準 認証番号	FSC-STD-JPN-01-2018 V1-0 (日本国内森林管理規格第1-0版) SA-FM/COC-001842
FSC® トレードマークライセンスコード	FSC-C012256
認証発行日	2018年3月12日
認証有効期限	2023年3月11日

目次

1. 基本情報
2. 改善要求事項の一覧
3. 認証審査の過程
4. 管理の背景
5. 森林
6. 第1回年次監査
7. 第2回年次監査

FSCFM国内規格チェックリスト

A1.1: 農薬

A1.2 原生林景観

付属文書1 森林管理規格

付属文書2 利害関係者への聞き取りの結果

付属文書3 種のリスト

付属文書4 ワシントン条約付属書記載樹種リスト

付属文書5 追加情報

	審査日	審査チーム リーダー	レポート確認者	レポート確認日	レポート承認者	レポート承認日 / 最終更新日
更新審査	2017年 7月25日-27日	望月亜希子	エミリー・ブラック ウエル	2017年 11月10日	エミリー・ブラック ウエル	2018年3月5日
第1回年次監査	2018年8月7日 -9日	小川直也	ロブ・ショウ	2018年11月5日	ジョン・ロジャース	2018年11月5日
第2回年次監査	2019年8月6日 -9日	小川直也	ヒュー・デンマン	2019年11月6日	ジョン・ロジャース	2019年11月6日
第3回年次監査						
第4回年次監査						

本レポートの主要部分は請求に応じて公開されます。

Soil Association Certification · United Kingdom
Telephone (+44) (0) 117 914 2435
Email forestry@soilassociation.org · www.soilassociation.org/forestry

Soil Association Certification Ltd · Company Registration No. 726903
A wholly-owned subsidiary of the Soil Association Charity No. 20686

FSC Licence Code FSC® A000525

1.0 基本情報

注: 緑枠の項目はFSCデータベースで要求されている情報である。審査ごとに注意深く確認してください。

1.1 認証機関 ソイルアソシエーション ウッドマーク

- 1.1.1 認証登録番号 SA-FM/COC-001842
- 1.1.2 認証の種類 単独
- 1.1.3 直近5年間に取得したFSC認証およびその他の認証についてお知らせください。以前取得した認証報告書のコピーを別途お送りください。 該当しない。

1.2 森林管理者/所有者の情報

- 1.2.1 会社名 山梨県
- 1.2.2 日本語での会社名 山梨県
- 1.2.3 イギリスにおける法人登録番号 該当しない。
- 1.2.4 連絡担当者 山梨県森林環境部県有林課 加戸恵理世氏
- 1.2.5 住所 〒400-8501 山梨県甲府市丸の内1-6-1
- 1.2.6 国名 日本
- 1.2.7 電話 +81-55-223-1623
- 1.2.8 ファックス +81-55-223-1679
- 1.2.9 電子メール kenyurin@pref.yamanashi.lg.jp
- 1.2.10 ウェブページアドレス <http://www.pref.yamanashi.jp/kenyurin/index.html>
- 1.2.11 正式な代表者による申請情報 林務長 島田欣也氏
- 1.2.12 現地へのアクセスに関する特記事項 -

1.3 認証の範囲

- 1.3.1 認証の種類 単独
- 1.3.1a 施業の種類 森林所有者
- 1.3.2a 認証範囲の森林名 山梨県県有林
- 1.3.2b グループメンバー数 該当しない。
- 1.3.3 森林管理体制の数 1
- 1.3.4 国名 日本
- 1.3.5 地域 山梨県全域
- 1.3.6 緯度 北緯35度09分54秒~35度58分07秒
- 1.3.7 経度 東経138度11分00秒~139度08分16秒
- 1.3.8 半球 北半球
- 1.3.9 森林ゾーンまたは生物群系 暖温帯(200m)~寒帯(3,400m)

1.3.10 FSC AAF区分	非SLIMF面積 (ha)	SLIMF面積(ha)
共同体		
自然林の保全	105000	
熱帯林		
北方林		
温帯林		
人工林	38000	

1.4	森林管理		
1.4.1	事業体形態	単独	
	保有管理	県有林	
	所有権	県有林	
1.4.2	全面積(ヘクタール)	143000	
1.4.3	林型	人工林と半自然林の混合	
1.4.4	森林構成	高標高域: 針葉樹優占 低標高域: 広葉樹優占	
1.4.5a	存在する高い保護価値の概要	二階谷の天然広葉樹林、雁が腹摺山のミズナラ林等の「保護林」および 国立公園の特別保護地区および第1種特別地域、また自然環境保全地区などの「厳正保存地域」	
		より詳細な情報はレポート本文およびチェックリストに記載されている。	
1.4.5b	先住民族の存在	なし	
1.4.6	植林樹種の区分	固有種	
1.4.7	主な樹種	付属文書3参照	
1.4.8	年間可能伐採量(m ³ /年) 実際の年間生産量(m ³ /年) (2017年度)	340,154 m ³ 除伐 407ha 利用間伐 17,043m ³ 主伐 51,806 m ³ (うち林道開設のための皆伐量2,354m ³) 認証材としての販売量: 68,849m ³	
1.4.9	製品区分	丸太、立木	
1.4.10	販売場所	共販所へ搬送、合板工場やチップ工場への直送、立木での販売	
1.4.11	従業員数	男性: 54人 女性: 17人(常勤県有林課職員)	
		合計 71人	
1.4.12	請負者/地域社会/他の労働者 (男性/女性)	48社 常勤男性: 311人 常勤女性: 56人	
		合計 367人	
1.4.13	パイロットプロジェクト	いいえ	
1.4.14	SLIMF—小面積	いいえ	
1.4.15	SLIMF—低頻度	いいえ	
1.4.16	森林管理事業体の区分	数	面積
	100ha以下		
	100 ha - 1000 ha		
	1000 ha - 10,000 ha		
	10,000ha以上	1	143000
	合計	1	143000
1.4.17	所有または管理している森林のうち、認証の範囲に含まれていない森林の面積		
	森林名	面積	理由
	山梨県県有林	15,241	他団体への貸地等は管理下 にないため。チェックリスト1.6.2 参照

2.0 是正措置登録簿		山梨県			SA-FM/COC-001842			
番号	等級	不適合事項 (または観察事項については潜在的な不適合事項)	参照規格	是正措置要求	期限	根拠および日付	状態	解除日
是正措置要求 第1回年次監査								
2018.1	軽微	現場審査の際、県有林内の一部で空き缶やスプレー缶、ワイヤーの切れ端などの廃棄物が確認された。 森林管理者は事業者に対して、作業時に発生した廃棄物は作業終了後に現場へ残さないよう改めて注意喚起を行うことが望ましい。	6.7.4	森林管理者は、森林内に廃棄物を残留しないよう請負事業者を指導すること。	最終レポート完成後12か月以内に実行し、次回年次監査を超えないこと。	2019年次監査: 2019年4月に県有林職員の全体会議で、本指摘事項について周知し、請負事業者のごみの回収、完成検査での現地確認の徹底を依頼した。県有林造林事業標準仕様書で、請負者は資材、ごみ等の放置がないように整理するよう書かれており、請負者も県職員も内容を知っているはずである。職員も現地でゴミを見つけた場合は回収するよう周知している。現場審査では現場に放置された廃棄物はほとんど観察されなかった。	解除	2019/8/9
2018.2	観察	使用されている外来種ではないが、現場審査の際、県有林内の林道にてニワウルシやブタクサなどの外来種の侵入が確認された。新植地では下刈り時に確認されたものは見つけ次第切るなど適宜対応しているが、県有林として侵入してきた外来種への対応方針が明確にはされていない。方針を定めることが望ましい。	6.9.2	-	-	2019年次監査: 国の外来種対策として、外来生物法が定められており、それに基づき外来種被害防止行動計画、生態系被害防止外来種リストを定めている。それを踏まえたうえで、県有林内に侵入してきた外来種の扱いについて検討した。富士山科学研究所の講師を招いて、林業関係者向けの研修を2019年6月に実施した。林業事業者、森林組合、県森林環境部、市町村職員などが対象。今後も定期的に行う予定。 県有林内の外来植物については、特に侵略性が高く注意すべき植物を、要注意外来生物として定め、県職員、請負業者に注意喚起することを検討中。 現在のところアレチウリ、オオキンケイギク、オオハンゴウソウが見られる。オオブタクサ、ニワウルシも広がる可能性が高いので、要注意種に定める予定。種の選定は今後も随時発見されたら行う。これらの外来植物については、下刈り、除伐時に特に注意し、積極的に除去してもらおう。その他の機会に現地で発見した際にも可能な限り除去する。今後もし通常の下刈り、除伐で除去できず、造林木への被害が出る状況になれば、外来植物駆除の作業を別途委託することも検討中。 林道脇の草刈りは年1回は行っている。 広葉樹林への外来植物侵入の対策はまだ検討していない。今のところ天然林内への大規模な侵入は確認されていないので、人工林や林道からの侵入を抑えることから始める予定。 方針は最終決定されていないため、継続とする。	継続	

是正措置要求 第2回年次監査								
2019.1	観察	80と1外小班の真砂土土壤の皆伐現場で、素材生産業者が作設した一時的な搬出路が、降雨により浸食されている兆候が観察された。山梨県有林の一般的な業務発注手順としては、立木を素材生産業者に売り払いした後、皆伐が完了したら、翌年度に地拵え作業を発注する。その際に一時的な作業道は必要に応じ埋め戻され、さらにその翌年度には再植林され森林に戻るが、皆伐から地拵えまで1年程度の期間が空くため、その間に適切な排水処理ができていないと土砂崩れを誘発する可能性がある。また、現在のところ、皆伐時の一時的な作業道の開設方法や皆伐後の排水処理については県としての規定はない。素材生産業者は長年県有林での作業を行っている経験のある業者が多く、無理な搬出路開設はしないが、皆伐時の現場管理は素材生産業者の経験に委ねられている。インフラの開発及び利用は、搬出路の開設と維持に関する特定の手順を参照しながら、基準6.1で特定された多面的機能を保護するよう管理するべきである。	10.10.1	-	-	-	-	新規
2019.2	観察	間伐後の現場で、切り株の受け口、追い口が斜めに切られている切り株が多い現場があった。安全管理上、伐倒方向を明確に定めるためには、受け口、追い口は水平に入れるべきである。山梨県では事業者向けの安全管理や伐採方法の研修の機会は十分に継続して提供している。現場の作業者と確認しながら安全衛生を改善していく仕組みを、すべてのサイトで実践すべきである。	2.3.9	-	-	-	-	新規

3 認証審査の過程

3.1 審査日

更新審査日

2017年7月25日-27日

審査を実施するための人日数

6人日

3.2 審査チーム

1) 白石 則彦

白石則彦博士は、東京大学大学院農学生命科学研究科の教授である。以前は10年間、農林水産省の研究機関である森林総合研究所に研究員として勤務していた(筑波本所, および北海道支所)。研究の専門分野は森林計測、森林資源調査および森林経営である。博士号の学位を東京大学で取得した。森林認証や森林モニタリングなど幅広い分野で研究論文を発表している。

2) 望月 亜希子

望月亜希子は、東京農工大学、東京大学大学院を卒業後、(一社)日本森林技術協会にて国際協力案件に従事し、2007年より株式会社森林再生システムにて森林管理コンサルティング業務に従事している。農学修士。

チームメンバーの履歴はウッドマークオフィスに保管されている。

3.2.1 報告書作成者

望月亜希子

3.3 レポートピアレビュー

該当しない。

3.4 認証の判断

英語レポートAnnex11参照

3.5 審査の進め方の根拠

現場審査では、地域、標高、樹種、管理方法などが異なる多様なサイトをこれまでの訪問現場と重ならないよう配慮して選択した。観察した場所には、下刈り、除伐、間伐、収穫、搬出、獣害防除、景観伐採といった各管理段階にわたる管理現場と、林道状況などが含まれている。また、実際に作業している請負者の安全装備・労働条件等に関するインタビューも行った。

3.6 審査した事項および場所の選択理由

2017年7月25日

現地審査:

【177林班と5小班】おもてなし森林景観創出事業による景観伐採実施地。伐採時50年生アカマツ林。伐採後の林況確認。富士箱根国立公園内。遊歩道や看板等の管理についても確認。管理者へのインタビュー。

【432林班い3小班】植栽後の下刈り実施中の現場。シカの防護柵設置。安全装備、発注方法の確認。請負業者へのインタビュー。

【422林班ほ1小班】植栽および獣害防除ネット設置の現場。今年度カラマツを2,200本/ha植栽。伐採前の環境調査でフッキソウの群落を確認。群落は施業除地として保全、モニタリング。管理者へのインタビュー。

2017年7月26日

現地審査:

【89林班に3、に7小班】植栽後の下刈り実施中の現場。獣害防除として忌避剤を使用。カラマツ植林地の確認。隣接地の林業専用道設置現場の確認。請負業者へのインタビュー。

【80林班れ2、れ16小班】保育間伐実施の現場。伐採時26、28年生カラマツ林。選木の確認。残存木の確認。約27%の伐採率。管理者へのインタビュー。

【93林班い6、は4小班】植栽および獣害防除ネット設置の現場。保残帯の確認。今年度カラマツを2,200本/ha植栽。台帳管理の状況確認。管理者へのインタビュー。

【63林班に12小班】利用間伐実施の現場。伐採時35年生ヒノキ林。選木の確認。販売方法の確認。施業システムの確認。管理者へのインタビュー。

2017/7/27

書類審査:一般規準及びチェックリストによる再確認

審査員の検証ミーティング、結果の発表、推奨事項等の議論、認証過程の次段階の説明

3.7 規準

当該森林はソイルアソシエーション・ウッドマークの国際的な一般規準およびチェックリストを用いて審査された。この規準およびチェックリストは日本語に訳され、利害関係者との協議を通して配布された。規準に対して重要な意見を受け取ることはなかった。修正された規準のコピーは要求すれば入手可能である。現在ワーキンググループが国内基準に対して取り組んでおり、将来はこの国内基準を用いてウッドマーク基準を改定する予定である。

3.7.1 規準の適合／修正

修正はなかった。

3.8 利害関係者との協議

3.8.1 利害関係者との協議の過程の概要

51人の利害関係者と連絡を取った。

3人から返事を得られた。

アンケートは2017年7月14日に送付された。

審査中に2回インタビューをした。

利害関係者からの議題とウッドマークのコメントについては付属文書2 利害関係者への聞き取りの結果を参照。

3.9 所見

所見は、日本での使用に適合されたウッドマーク一般規準およびチェックリストを用いて、体系的に観察された記録である。チェックリストは付属書類1として添付されている。ソイルアソシエーション・ウッドマークの一般規準の履行は、FSCの原則と基準の全ての規準の評価に基づいている(1999年1月)。認証発行のためには、軽微な不適合のみが許容されると考えられる。重要な不適合には事前条件が発行される。軽微な不適合には条件が発行される。事前条件と条件は本レポートの2章に記載されている。長所はチェックリストの中で4点または5点がつけられた事項である。チェックリストで3点がつけられた規準は要求事項を満足しており、FSCの要求事項も満たしている。規準レベルでの弱点は、チェックリストで1点または2点がつけられたものであり、不適合事項と考えられる。これらの規準に対しては事前条件(得点1)または条件／観察事項(2点)が要求される。指標レベルで指摘された弱点は×がつけられている。

各不適合事項は、提示された改善要求事項(事前条件、条件、推奨事項)の説明とともに、2章で詳しく述べられている。この章では条件を解除するために必要な行動についても詳細に述べられている。設定された条件については、設定された期限内に実行されなければならない、年次監査の際に評価され、報告される。年次監査の詳細については本レポートの6章を、また条件の解除については2章を参照。

3.10	課題 評価することが難しい事項、または矛盾する証拠が特定されたときには、この章で課題として議論され、以下のとおり結論を得る。
規準番号	課題 なし
3.11	結果、結論および推奨事項 付属文書1:規準及びチェックリストに記録された所見に基づき、また本レポート2章の改善要求事項を条件として、認証取得者の管理システムは、もし記述のとおり実施されれば、審査の範囲に含まれる全ての森林に対して、規準の全ての要求事項が満たされると判断される。そして、本レポート2章に詳細に記述されている改善要求事項を条件として、認証の範囲に含まれる全ての森林に対し、管理システムが継続的に実施されていることが、認証取得者によって示された。 FSC認証は表紙に示された期間で発行される。また年次監査で満足のいく結果が出されることを条件に継続される。

4.1 背景—森林管理団体が行う法的、管理、および土地利用の背景の概要

管理の背景

日本の面積は約37.8百万haである。地質としては、太平洋側は地殻変動があり、火山活動が歴史的に続き、今日の土地利用を決定している。1億2千5百万の人口のほとんどは沿岸の都市部に居住し、その内陸の山間部を除いた面積は全体の約18%に該当する。森林が内陸の山間部を覆い、面積でいうと2,410万ha、国土面積の約65%に該当する。

日本国内の森林の構成は、約784万ha(31%)が国有林、約280万ha(11%)が公有林(都道府県、市町村財産区)、約1444万ha(58%)が私有林になっている。私有林家の平均保有山林面積は2.6haであり、これら山林の管理においては、自治体や森林組合が大きな役割を担っている。

自治体や森林組合は民有林管理の中心的な役割を担い、その業務内容は管理する地域の管理計画策定、森林管理に関する相談、市町村から森林所有者への補助金交付の窓口機能、管理業務の遂行及び木材の販売活動など多岐に亘る。私有林所有者の約半分は森林組合に所属している。

2001年に改正された森林・林業基本法は、森林の有する多面的機能の発揮、林業の持続的かつ健全な発展を基本理念として、環境機能と林業の進展を目指したものである。また、森林法(1897年制定、1951年廃止・再制定、2011年改正)は、森林計画、保安林その他の森林に関する基本的事項を定めて、森林の保続培養と森林生産力の増進とを図り、もって国土の保全と国民経済の発展とに資することを目的とする。さらに、森林組合法(1978年制定、2011年改正)は、森林所有者の協同組織の発達を促進すること、森林所有者の経済的社会的地位の向上、森林の保続培養および森林生産力の増進を図ることを目的としている。

森林法に基づき森林所有者又は管理者が5ヵ年森林施業計画(伐採・造林・保育)を作成し、市町村の長、知事または農林水産大臣の認定を得ることによって、優遇措置が講じられる。この制度は、計画的な施業を実施することで森林資源内容が改善されるとともに、林業経営基盤が確立され所得や資金計画も有利となる。森林所有者または管理者は、単独又は共同で森林施業計画を作成することができる。森林施業計画は、30ha以上のまとまりのある森林についての計画であり、所得税や相続税など税制上の特例が得られる。また、植栽、保育等の補助金がアップし、制度資金などの融資の利率の特例が受けられるなどの特典がある。

森林法は2011年に大きく改正され、2012年4月1日から施行された。森林所有者にとっては、森林施業計画から森林経営計画へと変更になったのが大きな変更点である。従来、所有者単位で施業地のみを対象とした計画が立てられていたが、地域の森林を集約化し、保護すべき森林も含め、原則として林班内で一定以上のまとまりをもった森林が計画対象となる。なお大規模所有者はこれまでと同様所有者単独での計画を作成することも可能である。また、森林所有者のほか、その委託を受けて長期・継続的に森林経営を行う者も計画を作成できる。さらに、5年間の計画はより具体的なものとなり、その具体的計画に対して補助金や税制面での優遇措置が受けられるようになる。

このほか、森林管理区域に適用される法律としては、自然公園法、自然環境保全法、林業種苗法、森林病虫等防除法、砂防法などがあり、森林施業時に順守すべき法律として機能している。

2016年3月現在全国の森林のうち1,217万haが保安林に指定されている。(内訳としては水源かん養保安林が71%、土砂流出防備保安林20%、その他9%程度である。)これらの指定区域においても伐採は許可されているが、伐採の方法やその後の再生林の計画、また伐採可能量については制限がある。保安林として指定することによって、多様な保護活動が可能になり、実際にこれら指定域における林業活動には制限がある。

環境省の自然公園制度では日本を代表するような、すぐれた自然の風景地を国立公園とし、またそれに準ずる地域については国定公園に指定し、都道府県を代表するすぐれた風景地については都道府県立自然公園として指定している。国立公園については環境省の指定で、現在32公園、213万ha(国土面積の5.6%)があり、国定公園については全国57公園、142万haになる。都道府県が条例によって指定し、自ら管理を行う都道府県立自然公園は、現在311公園、197万haが指定を受けている。3つの指定地域全体で国土の14.6%に相当する。

国立公園および国定公園では、景観を維持するための保全の優先順位が高い順に、特別保護地区、第1種・第2種・第3種特別地域が指定される。それ以外の地域は普通地域である。

環境および社会経済的背景

地形、緯度、および太平洋、ユーラシア大陸東部、アジアモンスーンからの季節的影響などを受け日本の森林は大きく4つの林相に分けられる。北海道高緯度地域の亜寒帯林、北海道低緯度地域及び東北の冷温帯林、東北を除く本州及び九州に広がる暖温帯林、そして沖縄の小規模な亜熱帯林である。

人工林は、今日の日本の森林面積の約4割を占め、そのほとんどが第二次大戦後に植林されたという背景がある。主たる樹種としてはスギ、ヒノキ、アカマツ、カラマツがある。

急峻な地形上に広がる森林が多く、森林の治山機能が重視されている。また、日本文化における森林の位置付けは非常に重要である。

5 森林

5.1 管理の一般的背景

5.1.1 管理の区分と設立年

現在の山梨県有林は、県議会の要望により、明治44年3月11日、見込面積16万4千haにも及ぶ広大な入会御料地が御下賜されたことに始まる。

5.2 保有権

5.2.1 第三者の保有権及び使用権

土地の所有は山梨県であり、恩賜県有財産模範林という登記が登記簿上でなされている。一部貸付地がある。

従来からの入会慣行を各地域の保護団体に認めており、希望する限り、永世、毎年、草木の払い下げをすることが定められており、実際に払い下げがなされている。山梨県恩賜県有財産管理条例、山梨県恩賜県有財産土地利用条例などで定めている。保護団体は巡視等の義務を負っているが、その対価として毎年交付金が支払われている。

また、山梨県には、日本百名山のうち富士山をはじめとした10の山があるなど、登山利用が活発な地域であり、多くの登山客が訪れている。12箇所の森林文化の森や3箇所の森林公園など森林利用も活発である。

5.2.2 森林所有者／管理者の他の活動や管理地域

山梨県森林環境部には県有林課のほかにもどり自然課、森林整備課、林業振興課、治山林道課などの課があり、野生鳥獣の管理、森林ボランティアの支援、私有林の経営管理の支援、県産材の利用推進、保安林や林道の管理、治山事業などを行っている。

5.2.3 土地利用の歴史

山梨県の山林原野は、地域住民の生活・生業用資材として県民の暮らしに大きな役割を果たしてきたが、県有林の基となった山林については、1868年の明治維新の地租改正に伴う山林原野土地官民有区分をきっかけに、「官民有区分未定時代」「官有地時代」「官林時代」「御料林時代」と目まぐるしい所有形態の変化を経た。この間、国、県、地域住民間の意見の相違から、山梨県の山林は、無秩序な伐採、野火、水害等により極度に荒廃した。

特に、明治40年及び43年の大水害は、県下全域に大きな被害を及ぼし、県議会では「御料地無償還付ニ関スル意見書」を国に提出し、入会御料地の無償下付を要望した。

明治44年3月11日、見込面積16万4千haに及ぶ入会御料地が御下賜された。県は直ちに恩賜県有財産模範林として、県土保全を旨とし、その管理経営にあたることとした。

そしてこれまで、時代の要請にこたえながら森林管理を行ってきた。当初は天然更新を基調とする択伐施業が主体だったが、昭和30年代に拡大造林を積極的に推進し、現在の広大な人工林を形成した。昭和50年代から、社会的要請を受け、木材の安定供給以外にも、林地保全や保健休養などの公益的機能の発揮を目的とする管理を導入した。2016年からの第3次管理計画では、「国際基準に基づく森林管理の推進」と「森林資源の多面的利活用の推進」を経営の基本方針とし、管理を行っている。

5.3 森林管理の概要

5.3.1 管理組織の構成

山梨県森林環境部県有林課が管理を行っている。従来は県の地域振興局・林務環境部ごとに事業区を設けて管理経営を行っていたが、平成18年の県出先機関の組織再編にあわせ、6事業区を林務環境事務所単位の4事業区に統合し、現在は、本庁と、4つの林務環境事務所で管理を行っている。また、県下には160の保護団体(財産区、市町村、組合)があり、火災の予防や盗伐などの加害行為の防止等の保護活動を行っている。造林施業は事前に登録された請負者による入札で施業が実施されている。

5.3.2 管理システムの説明

5.3.6参照

5.3.3 全管理地域および主要な区域

県有林は、県下27市町村のうち22市町村と、ほぼ山梨県内全域に分布している。県土面積446,499haの35.4%、県森林面積347,320haの45.6%にあたる158,241haを占めている。そのうち、貸地等を除く143,000haが、本認証の対象地である。

県有林は、おおむね私有林やその他公有林の上部に位置しており、富士山をはじめとするわが国を代表する山々を有するとともに、県内の主要河川は、その大部分がこれら山岳地帯に分布する県有林に源流を発している。また、多くの観光客が訪れる景勝地も多数存在する。したがって、県有林は治山治水上はもとより、自然環境保全、景観保全上からも重要な役割を担っている。

県有林は大きく中北、峡東、峡南、富士・東部の4つの事業区に分けられ管理されている。また、林班数、小班数はそれぞれ978、30,878であり、平均面積はそれぞれ161.80ha、5.12haである。

5.3.4 森林構成および森林生産

1.4.3-5も参照。

山梨県の標高は最低200mから最高3,400mと、暖带上部から寒带上部に渡っているため、林相は多様である。すなわち、丘陵帯(暖温帯、標高600m以下)の常緑広葉樹林(シラカシ林)、山地帯(冷温帯、標高600~1,800m)の落葉広葉樹林(ブナ林)、常緑針葉樹林(ウラジロモミ・コメツガ林)、亜高山帯(亜寒帯、標高1,800m~2,400m)の常緑針葉樹林(シラベ・オオシラビソ林)、高山帯(寒帯)の高山低木群落および森林限界以上の草本群落などである。

人工林について見ると、カラマツが全面積の45%を占め最も多く、ヒノキ20%、アカマツ15%、シラベ8%、広葉樹7%、スギ3%の順となっている。カラマツは県有林の全域にわたって広く植栽されており、一部風衝地を除いて一般的に成長は良好である。アカマツ、ヒノキは丘陵帯および山地帯下部を主体に、シラベはおおむね亜高山帯に植栽されている。林齢は、戦後の拡大造林政策に沿って造林した10齢級から11齢級に集中しており、伐期を迎えつつある森林が増加している。

林産物はほとんどが立木または丸太での販売による木材だが、従来からの入会慣行が認められている各地域の保護団体には、草本やキノコを含む草木の払い下げをしている。

5.3.5 管理目的

県有林の管理にあたっては、県有林を取り巻く諸情勢や現状を踏まえ、次の2点を基本方針としている。

○国際基準に基づく森林管理の推進 — 県有林が有する多様な森林の機能を充実強化する森林づくりの推進 —

FSCが定める原則、規準に基づき木材の供給をはじめ生態系の多様性の保全、土砂災害の防止、水源の涵養、風致等の県有林が有する多様な森林の機能の充実強化に向け、土地利用区分に応じた森林づくりを推進します。

○森林資源の多面的利活用の推進 — 「材」・「エネルギー」・「場」をキーワードとした県有林の多面的利用の推進 —

「やまなし森林・林業振興ビジョン」実現の中核として、FSC認証材の販売促進や造林・搬出作業の低コスト化、観光・レクリエーション利用の促進などにより県有林の多面的利活用を推進します。

また、計画の基本方針に基づき、次の事項について、特に重点をおいて県有林の管理経営にあたることとしている。

(1) 国際基準に基づく森林管理の推進

①環境・社会・経済が調和した持続可能な森林管理

②水を育む森づくり

③富士山世界遺産等における森林景観への配慮

④シカ被害対策の推進

(2) 森林資源の多面的利活用の推進

①2020東京大会を契機としたFSC認証材の販売促進

②造林・搬出作業の低コスト化

③森林空間を活用した都市住民との交流や機会の創出

5.3.6 林業／森林管理システム

5.3.6a 概要

県有林では、地種、法令の制限度合い、作業種および伐期齢、標高、景観の配慮により、施業方法を定める作業団により小班を設定しており、それぞれの作業団の施業指針にしたがって管理を行っている。作業団および作業団に順ずる単位は全部で34種類ある。

主な木材生産の場となる制限林地一般用材林作業団、普通林地一般用材林作業団においては、生産目標を柱適寸材(10.5cm角以上)、集成材利用適寸材(10.5cm角以上)、広葉樹家具・木工用材(丸太径30cm以上)とし、市町村森林整備計画の標準伐期齢以上で、以下の径級に達する時期を伐期齢としている。

樹種	利用未口 径級 (cm)	利用 径級 (cm)	伐期齢	
			地位 (上)	地位 (中)
スギ	18	20	30	45
ヒノキ	18	20	40	60
アカマツ	18	24	35	55
カラマツ	18	24	35	50
シラベ	20	24	45	55
モミ外針葉樹	20	24	40	65
広葉樹	30	36	60	110

5.3.6b 更新

人工植栽による更新: 38,000 ha

天然更新: 105,000 ha

5.3.7 基本的な収穫技術

収穫は、県有林林産物入札参加資格者による入札で、販売されている。買受者または請負者により保有する機械が異なり、収穫技術も異なるが、基本的にはチェーンソーによる伐倒が行われ、ウィンチやスイングヤーダーによるワイヤーを使用した牽引での集材、林道から離れた場所では森林作業道を使い、フォワーダーや林内作業車による運材、チェーンソーやプロセッサによる造材が行われ、トラックで出荷される。

5.4 持続的収穫

5.4.1 年間可能伐採量 (m³/年)

340,154 m³

5.4.2 収穫予想の基となる前提およびデータ

県有林の森林簿を基に、収穫予想表を使用して短中長期的な収穫計画を立てている。

5.4.3 量、種に関する年間収穫の理論

標準伐採量および標準更新面積は、収穫量が将来にわたり保続し、かつ、更新面積に著しい増減がないよう配慮して保続計算により算出している。保続計算は施業方法の類似している作業団を包括して行う。人工林については、利用径級以上のものを伐採対象とする。現在の標準伐採量は75,000m³/年と計算されており、年間成長量340,154m³/年を下回り、森林収穫の保続には影響はない。

5.4.4 過去の生産

平成14年度	27,008m ³
平成15年度	32,208m ³
平成16年度	31,367m ³
平成17年度	47,165m ³
平成18年度	51,106m ³
平成19年度	41,583m ³
平成20年度	42,702m ³
平成21年度	54,268m ³
平成22年度	53,663m ³
平成23年度	58,675m ³
平成24年度	54,661m ³
平成25年度	50,868m ³
平成26年度	62,390m ³
平成27年度	57,741m ³
平成28年度	64,217m ³
平成29年度	67,531m ³

5.4.5 現在の生産

平成30年度	68,849m ³
--------	----------------------

5.4.6 計画されている生産

上記標準伐採量に基づいた量での伐採が行われる予定。単年度での増減はあるが、中期的には標準伐採量を超えない伐採量となる計画。

5.5 環境及び生物多様性

5.5.1 生物多様性上重要な場所の概要

山梨県は、県中央部に甲府盆地が位置し、その周囲が日本有数の山岳地となっており、県有林の所在する地域は盆地上里山から標高3,000mを越える。甲府盆地は標高200mであり、周囲の山岳は、1,500m級から3,000m級の山々からなる。その間に県有林が存する。山梨県有林水源地から発する多くの河川は県内で合流し、静岡県(富士川)や神奈川県(相模川)、東京都(多摩川)など、下流部の関東平野等の重要な水源地帯となっている。

気候型は、日本列島の内陸部に位置していることから、甲府盆地の「盆地気候」と山岳地域の「山岳気候」に区分される。すなわち、海岸地域とは異なり、標高差による気温の地域差が大きく、気温の日較差、年較差が大きい内陸気候の気候特性を示しており、平均気温は甲府において冬季で-2.7℃～夏季で22.4℃、河口湖において-6.7℃～17.6℃と地域・標高により違いが見られる。

年降水量は盆地で少なく約1,000mmだが、富士五湖地方や富士川中流域の多雨地域では、2,000mm以上に達するところもある。県内全般に風は弱く、盆地や八ヶ岳山麓は全国的に見ても多照地域で、概して空気は乾燥している。

地質は、県下全域に亘るため、多様であり、多くは富士山・八ヶ岳の火成岩類を主体とするが、第三紀層や河岸段丘礫層などが広範囲に分布する。特に、富士山麓には、864年の貞観大噴火による広大な溶岩台地が広がっており、青木ヶ原樹海と呼ばれるわが国でも珍しい独特の自然林が広がっている。

植物は、地形、地質が複雑で気温も変化に富んでいるため、種類数が豊富で群落組成にも特徴を持つ。特に、標高差が大きいため、垂直分布の変化が顕著で、暖帯から寒帯にかけてのさまざまな植物を見ることができる。富士山麓のツガ・ヒノキ林、アカマツ林、シラビソ林、ブナ林等は特異で、各地にシオジ林やサワラ林などの多様な地形に応じた自然林が散在する。また、南アルプスの北岳周辺は高山植物の宝庫で、北岳固有、または南アルプス固有の植物が見られる。

豊富な植物を反映して、動物相も多様である。獣類は本州で生息するもののほとんどが見られ、鳥類も平地から高山帯まで生息する多種のものが観察される。また、富士川本川及び釜無川、笛吹川等河川数が多いため淡水産の魚類も多い。

5.5.2 存在する高い保護価値の説明

9.1.1参照

5.5.2a 保護価値の高い場所の面積

保護価値の高い森林面積：295.48ha

保護区面積：20,000ha

5.5.3 化学薬品の使用—前年の全ての化学薬品の使用量記録及び使用の理由

毎年の化学薬品使用量については各年次監査の項目を参照。

5.6 社会及び地域の事項

山梨県の人口は83万4千9百人(平成28年10月時点)であり、多くが中心の甲府盆地に集中する。山梨県は果樹生産が盛んである。特にモモやブドウが有名であり、3月のモモの花の時期には多くの人々が訪れ、ワインの製造も盛んである。また、一般機械、電気機械、輸送用機械、精密機械等の機械器具製造業が山梨県の主産業となっており、ネクタイ地や紳士服裏地の織物業、宝飾産業等の地場産業も盛んである。また、数多くの著名な温泉地があり、多くの温泉客が訪れている。

四方を2,500m級から3,000m級の山々に囲まれており、富士山をはじめとした著名な山が多く、たくさんの登山客が訪れている。また、富士山周辺の富士五湖周辺は標高約1,000mの地であり、避暑地としても名高く、夏には多くの人々が高原の気候を楽しんでいる。このように、山、河川、湖、温泉、歴史的遺跡など豊かな自然・文化資産の存在と首都圏に近いという地理的条件に恵まれ、わが国でも有数の観光誘致の基盤を形成しており、四季を彩る森の存在がここで重要な役割を果たしている。

5.7 モニタリング活動の概要

森林生態系のモニタリングについては、平成9年度から10年間、山梨県北部に位置し、秩父多摩甲斐国立公園に含まれる瑞牆山一帯のモデル地域(北杜市須玉町の塩川ダム上流域)で行われた。生態系の多様性、種の多様性、木材生産面積、伐採量、病虫害等の影響、大気汚染物質被害、水質の変化、炭素蓄積量と炭素収支、生産および消費、レクリエーションおよび観光、雇用及び地域社会ニーズなど、多くの指標がモニタリングされた。モニタリング結果はまとめられ、各都道府県、研究機関に送付されている。

また、県有林の巡視は、県有林関係者による他、自然保護の観点から設置されている山岳レインジャー、富士山レインジャーも巡視を行っている。県職員も定期的な巡視を行っている。成長量に関しては、森林簿の更新が適宜図られている。収穫予想表は平成15年3月に改訂されている。

5年に一度の管理計画策定時には、県内各機関に聞き取り調査を行い、県有林に対する県民の意識を調査している。

各種森林調査や、森林作業員に対する教育訓練においては、山梨県森林総合研究所が重要な役割を果たしている。県有林との結びつきは密接であり、行政からの試験研究要望を森林総研に上げ、研究推進会議で研究内容を決定している。約9割は行政からの要望に基づき研究を行っている。

5.8 その他の活動

5.8.1 管理地域内で行われている林業以外の活動の概要

登山や富士五湖周辺のレクリエーション活動が活発である。青木ヶ原樹海においては、エコツアーが活発であり、県も含めたエコツアー協議会を設置し、エコツアーのガイドラインを作成している。また、試験、研究等には入山許可を得れば県有林に入ることは認められている。

5.8.2 影響

森林管理への影響は基本的にない。

5.9 製品の追跡、識別

5.9.1 評価された森林からの、認証・非認証製品が混入するリスクの鍵となる場所

立木での販売または市場での販売による。山土場で集材した際に、他の山からの材と混在するリスクがある。

- 5.9.2 管理システム - 原料の流れを管理するためのシステムと文書**
県有林FSC認証ラベル取扱要領が作成されている。送り状やFSC認証材出荷証明の様式が作成されている。
- 5.9.3 認証森林製品の識別**
立木で販売する際には、図面で明示するとともに、境界木にはマーキングをすることで現地においても境界を明らかにしている。
市場で販売する際には、伐採から市場までの搬送を請負者に委託するが、伐採は他の森林と同時にせず、山土場にも他の森林の材を集積させない。また、原木市場で集積された丸太には、FSCラベリングバンドを使用し、他の出材エリアと識別している。
- 5.9.4 森林・COCの認証対象が終わる点**
立木での販売または市場での販売である。
- 5.9.5 森林管理者による二次加工**
山梨県は加工を行っていない。
- 5.10 地図**
付属文書参照
- 5.11 認証範囲からの除外及び部分認証**
除外 (FMUの一部が除外されている)
部分認証 (認証申請者 (取得者) が、その他のFMUに関して一定の責任を持つ)
所有または管理している森林のうち、認証の範囲に含まれていない森林とその面積については基本情報1.4.17 参照。
- 5.11.1 FSC-POL-20-003 認証範囲からの特定地域の除外**
除外されている地域はないため、この指針については評価対象外。
- 5.11.2 FSC-POL-20-002 「大規模森林所有者の部分認証」について評価されたFMUがあるか。**
貸地は、他の組織に貸与されており、県の管理外にある。土地は県が所有しているが、上木は他の組織や人が所有している。したがって、県は森林を管理する権利がない。この制度は、土地を持たない人々が土地を借りて木を植え、管理することができるように、日本では非常に一般的である。認証申請者と同じ法人が所有する別の森林における管理が、FSCの原則と規準に遵守する意欲や義務を欠如しているとの証拠はない。
- 5.11.3 認証対象の活動や製品と、非認証対象の活動や製品について取り間違えを防ぐために整えられている管理方法についての説明:**
森林は他の団体や人々によって所有されているため、他の所有者の森林と同じように、山梨県が貸地から木材を収穫または輸送することは不可能である。したがって、認証材と非認証材を混ぜ合わせる機会はない。県は、県有林の木材だけを認証材として収穫して輸送する。

6.0 第1回年次監査

6.1 年次監査日程

2018年8月7日-9日

旅程

2018年8月7日: オープニングミーティング

2018年8月7日: 書類審査

2018年8月7日: 現場審査[富士・東部(都留市、大月市)]

2018年8月8日: 現場審査[峡東(甲州市、笛吹市)]

2018年8月9日: 現場審査[中北(韮崎市、北杜市)]

2018年8月9日: 書類審査、管理者への聞き取り

2018年8月9日: 審査員ミーティング

2018年8月9日: クロージングミーティング

6.2 年次監査を実施するための人日数

6人日

審査日数増減の理由

該当しない。

6.3 監査チーム

監査チームは以下のとおり構成された。

1) 永松 大 (審査員)

永松大博士は鳥取大学農学部植物生態学研究室の教授である。東北大学大学院理学研究科生物学専攻で博士(理学)を取得後、約5年間森林総合研究所九州支所にて造林学分野の研究員として勤務した。専門分野は森林生態学および植生学でこれまでマレーシア、ベトナム、中国での調査研究に携わっている。樹木の個体群動態、スギ人工林への広葉樹の定着など森林内の多様性維持に関係した論文を発表している。

2) 小川 直也 (主任審査員)

小川直也は、FSC森林認証審査の審査員としてわが国における審査事例に数多く参加した。アマタ株式会社に所属し、同社の森林認証事業の審査員である。東京大学で森林科学を専攻し農学修士号を取得している。

3) 木村 直貴 (審査員補助)

木村直貴は、アマタ株式会社に所属し、同社の森林認証事業に従事している。森林組合で2年間伐採、造林、保育などの業務に従事した。

チームメンバーの履歴はファイルに保管されている。

6.3.1 報告書作成者

小川直也

6.4 監査過程

現場審査では、地域、標高、樹種、管理方法などが異なる多様なサイトをこれまでの訪問現場と重ならないよう配慮して選択した。観察した場所には、下刈り、除伐、間伐、収穫、搬出、獣害防除、景観伐採といった各管理段階にわたる管理現場と、林道状況などが含まれている。また、実際に作業している請負者の安全装備・労働条件等に関するインタビューも行った。

6.4.1

審査で評価された基準

今回の審査の基準は以下の事項に基づいて選択された。・潜在的な弱点や以前の改善要求事項、課題に関する部分 ・受領した利害関係者の意見に関する部分 ・管理や認証範囲の変更に関する部分 ・主要な事項及び実行中の活動に関する部分。4回の年次監査の間に少なくとも1回は全ての原則が評価される。

以下の基準が評価された。

原則2, 5, 7, 規準2.3, 5.3, 5.4

(高い保護価値に関する規準: 6.2, 6.3, 6.9, 9.4)

6.5

利害関係者との協議

16人の利害関係者と連絡を取った。

3人から返事を得られた。

アンケートは2018年7月11日に送付された。

審査中に3回インタビューをした。

利害関係者からの議題とウッドマークのコメントについては付属文書2 利害関係者への聞き取りの結果を参照。

6.6

改善要求事項の確認

以前付された条件に関して実行された内容は本レポートの2章で確認されている。

6.7

審査した事項および場所の選択理由

各森林管理単位で訪問された主な場所

2018年8月7日

書類審査: 一般規準及びチェックリストによる再確認

現地審査:

【19林班ろ11小班】新植・獣害防除のための防護柵設置現場。今年度ヒノキを2,700本/ha新植した。新植後の林況確認。巡視頻度や今後の下刈り予定についても確認。管理者へのインタビュー。

【217林班へ7、8小班】下刈り実施中の現場。獣害防除のために防護柵と一部幼齡木ネットを使用している。請負業者へのインタビューで安全装備・安全講習・KYボードの確認を行った。

2018年8月8日

現地審査:

【113林班ろ8小班】新植施業済み現場。2018年6月にヒノキを2,700本/ha新植した。新植後の林況確認。前生林はアカマツであり、2015年に1,292m³搬出された。下刈りは発注済みであり、これから施業予定である。山梨県の方針では新植した年に下刈りは行わないが、下層植生の成長が早い追加で下刈りの発注を行った。請負業者へのインタビューを行い、安全装備・安全講習・救急箱の有無・希少種が発見された場合の作業手順等の確認を行った。

【100林班ほ7小班】保育間伐施業後の現場。26年生ヒノキ林。2018年6月に施業終了。獣害防除のために一部樹皮ガードを使用している。今後の施業予定と樹木の成長に合わせたネットの撤去と再利用を検討していることを確認した。管理者へのインタビュー。

【94林班い6小班】下刈り施業後の現場。昨年カラマツを植栽し、同時に防護柵を設置した。2018年7月に施業終了。巡視の頻度とコンテナ苗の使用有無について確認を行った。管理者へのインタビュー。

【89林班ち5小班】作業道を一部新設し、列状間伐で搬出を行った現場。49年生カラマツ林。2018年1月に施業終了。造林会社に林地残材と風倒木の処理を委託している。管理者へのインタビュー。

2018年8月9日

現地審査:

【403林班い1-3小班】主伐施業済み現場。6.48ha。前生林は52-55年生のヒノキ・カラマツ。皆伐前に全木調査を行った。シカの食害の被害が少ないため、防護柵設置の予定はない。予算の状況によるが来年度地拵え、再来年度植栽の予定である。県内の業者からカラマツを購入し植栽する予定。林道沿いの樹木は残されていたが、地拵えの際に作業の邪魔になれば切る可能性もある。管理者へのインタビュー。

【403林班に5-7,10小班】昨年収穫間伐・作業道を一部新設した現場。排水が確実に行われるよう波型に作業道を設計した。道路が近いので、材が転落しないよう細かく玉切りすぎないように指導を行った。管理者へのインタビュー。

【580林班り2,8小班】植付・下刈施業済み現場。前生林はアカマツ・カラマツであり2015年に皆伐、2017年に地拵えを行った。シカの食害の被害が少ないため、防護柵設置はされていない。タケノグサがすぐ育つため、下刈を継続する必要がある。請負業者へのインタビューを行い、安全装備・安全講習・健康診断・救急箱の有無の確認を行った。

書類審査:一般規準及びチェックリストによる再確認

審査員の検証ミーティング、結果の発表、観察事項等の議論、認証過程の次段階の説明

6.7.1 確認された記録

a) 苦情

苦情はなかった。

b) 前回審査以来起こった、森林作業での事故(重大、致命的)の件数

前回審査以降、請負業者により2件の労災事故が起きた。

1. 2017年5月30日。通勤中に県道から80m落下し、脳と肺を損傷した。事業者により労災手続きを進めた。7月27日時点でまだ入院している。発注者として当該事業者に対し注意喚起を行った。

2. 2016年3月5日。カラマツの間伐作業中つるがらみの木に注意表示をしようとしたところ、つるが切れ左ひざに落下し負傷した。労働基準監督署からは是正勧告があったが、県に対して報告されておらず、2018年3月7日に発覚した。対応報告がなかったこの事業者に対して、県の出納局の競争入札参加資格の規定に従い、規定違反のため指名停止措置を取った。

重大事故が起これば注意喚起の文書を各地域事務所に出すこともあるが、今回の2件の事故は重大事故ではなかったため他の事務所や事業体には共有していない。

c) 昨年の化学薬品使用リスト、数量および理由

シカ忌避剤

コニファー(ジラム水和剤):1,766.5 L

ランテクター(全卵水和剤):55.5 kg

除草剤(つる枯殺)

ラウンドアップマックスロード(グリホサートカリウム塩液剤):3.5 L

マツクイムシ駆除剤

ヤシマNCS(カーバム剤):589.6 L

松枯れ防止剤

グリーンガード(酒石酸モランテル液剤):183 L

- d) **教育訓練記録**
山梨県森林総合研究所では毎年研修事業を実施している。2017年度は、学校教員対象の環境教育指導者研修等の基礎研修2回、県職員や市町村職員対象、林業事業体も参加可能な専門研修が26回、緑の雇用の研修の一部としての技能者養成研修10回等の研修が行われた。FSC専門研修が2018年2月21日(猛禽類、植物)、2018年6月20日(クマ、シカ、県のFSCの経緯など、30事業体参加)に実施された。
また、県の職員は林野庁の研修も受けている。
- e) **今後12ヶ月の施業計画**
2016年4月1日から10年間の第3次県有林管理計画を策定している。
- f) **森林現況記録**
第3次県有林管理計画の齢級別森林資源表が4つの事業区ごとに作成されている。これは最新の森林簿のデータを基に作成している。県有林においては現在の森林簿は毎年更新されているため、非常に正確である。
- g) **伐採記録**
年間除伐量 419 m³
年間利用間伐量 11,424 m³
年間主伐(皆伐)量 56,107 m³
林道、作業道開設の為の伐採量 1,938 m³
- h) **FSC認証製品の販売記録**
上記伐採量のうち67,531m³がFSC認証材として販売された。
例:
2018年1月4日山梨県有林FSC認証材出荷証明
認証番号、FSC100%を記載 富士・東部林務環境事務所から甲斐東部材産地形成事業協同組合 材積0.177m³
2017年12月20日山梨県有林FSC認証材出荷証明
認証番号、FSC100%を記載 峡南林務環境事務所から峡南森林組合 材積13.093m³
- i) **グループ認証のみ: 昨年グループ管理者からグループメンバーへ送付された正式な書類または情報伝達等**
単独認証のため該当しない。
- 6.8 **製品の追跡、識別**
立木で販売する際には、図面で明示するとともに、境界木にはマーキングをすることで現地においても境界を明らかにしている。
市場で販売する際には、伐採から市場までの搬送を請負者に委託するが、伐採は他の森林と同時には行わず、山土場にも他の森林の材を集積させない。また、山土場で集積された丸太は、一式をFSCラベリングバンドで括っている。
- 6.9 **森林管理者による二次加工**
なし
- 6.10 **規準の適合/修正**
以前の審査で使用された規準への変更はなかった。
- 6.11 **範囲の確認**
審査チームは現在のFSC認証森林と製品の範囲を確認した。前回の審査から変更はなかった。
- 6.12 **管理状況の変化**
審査チームは管理状況の変化を確認した。重要な変化は確認されなかった。

6.13 年次監査の結果

年次監査の結果は、付属文書1規準及びチェックリストに記録されており、不適合事項は本レポート2章に記載されている。また以下の「課題」を参照。

6.14 提示された課題

評価することが難しい事項、または矛盾する証拠が特定されたときには、この章で課題として議論され、以下のとおり結論を得る。

規準	課題
	特になし

7.0 第2回年次監査

7.1 年次監査日程

2019年8月6日-9日

旅程

2019年8月6日: オープニングミーティング
2019年8月6日: 書類審査
2019年8月6日: 現場審査[峡東(甲州市)]
2019年8月7日: 現場審査[峡南(富士川町)]
2019年8月8日: 現場審査[中北(北杜市、甲斐市)]
2019年8月9日: 書類審査、管理者への聞き取り
2019年8月9日: 審査員ミーティング
2019年8月9日: クロージングミーティング

7.2 年次監査を実施するための人日数

8人日

審査日数増減の理由

該当しない。

7.3 監査チーム

監査チームは以下のとおり構成された。

1) 小川 直也 (主任審査員)

小川直也は、長年アマタ株式会社においてFSC森林認証審査の審査員としてわが国における審査事例に数多く参加した。現在は独立した審査員として森林認証の審査を行っている。東京大学で森林科学を専攻し農学修士号を取得している。

2) 岩岡 正博 (技術専門家、2019年8月6日、7日)

岩岡正博博士は東京農工大学大学院農学研究科の准教授である。東京大学大学院農学生命科学研究科修士課程を修了して農学修士を取得し、同研究科にて博士(農学)の学位を取得した。東京大学農学部助手、同大学院農学生命科学研究科助手、東京農工大学農学部助手を経て現職。森林利用学、森林利用システム学分野において、林業作業の機械化やエネルギー評価、木質バイオエネルギー生産、林業から見た森林認証制度に関する研究に携っている。

3) 白石 則彦 (技術専門家、2019年8月8日、9日)

白石則彦博士は、東京大学大学院農学生命科学研究科の教授である。以前は10年間、農林水産省の研究機関である森林総合研究所に研究員として勤務していた(筑波本所、および北海道支所)。研究の専門分野は森林計測、森林資源調査および森林経営である。博士号の学位を東京大学で取得した。森林認証や森林モニタリングなど幅広い分野で研究論文を発表している。

4) ヒュー・デンマン (ウィットネス審査員)

ヒュー・デンマンは林業コンサルタントであり、自身でも森林を管理している。1980年にニュートン・リグ・カレッジ林業科卒。42年の林業経験を持ち、20年に渡りFSC審査員として活躍している。専門分野は人工林管理、針葉樹管理、森林管理計画、伐採およびマーケティング、野生動植物管理である。Sylvaen LtdおよびSelectFor Ltdという2社の林業会社の取締役も務めている。

チームメンバーの履歴はファイルに保管されている。

7.3.1 報告書作成者

小川直也

7.4 監査過程

現場審査では、地域、標高、樹種、管理方法などが異なる多様なサイトをこれまでの訪問現場と重ならないよう配慮して選択した。観察した場所には、下刈り、除伐、間伐、収穫、搬出、獣害防除、景観伐採といった各管理段階にわたる管理現場と、林道状況などが含まれている。また、実際に作業している請負者の安全装備・労働条件等に関するインタビューも行った。

7.4.1 審査で評価された基準

今回の審査の基準は以下の事項に基づいて選択された。・潜在的な弱点や以前の改善要求事項、課題に関する部分 ・受領した利害関係者の意見に関する部分 ・管理や認証範囲の変更に関する部分 ・主要な事項及び実行中の活動に関する部分。4回の年次監査の間に少なくとも1回は全ての原則が評価される。

以下の基準が評価された。

FSC-STD-JPN-01-2018 V1-0 (日本国内森林管理規格第1-0版)

原則1, 4, 6

(10,000 ha以上の人工林が存在する場合の規準:1.6; 2.3; 4.4; 4.5; 7.6; 10.2; 10.3; 10.6; 10.7; 10.12)

(高い保護価値に関する規準:6.4; 6.6; 9.4; 10.3)

7.5 利害関係者との協議

13人の利害関係者と連絡を取った。

3人から返事を得られた。

アンケートは2019年7月4日に送付された。

審査中に3回インタビューをした。

利害関係者からの議題とウッドマークのコメントについては付属文書2 利害関係者への聞き取りの結果を参照。

7.6 改善要求事項の確認

以前付された条件に関して実行された内容は本レポートの2章で確認されている。

7.7 審査した事項および場所の選択理由

各森林管理単位で訪問された主な場所

2019年8月6日

書類審査: 条件および観察事項の改善状況の確認

現地審査:

【86林班へ1小班】今年度カラマツ新植地。植樹イベントで一般市民が植樹。新植後の林況確認。今年度は下刈り予定はなかったが、他の植物の繁茂が早く苗木を被圧しているため、追加で下刈りを発注予定。周辺の改良した林道に使用された緑化植物(外来種、在来種混合)を確認。ここではシカの食害はなくシカ対策は必要なし。

【80林班へ1小班】8月末に下刈り完了後の現場。カラマツ2200本/ha植林地。獣害防除のために忌避剤を使用。請負業者へのインタビューで業務内容、安全管理、安全装備などの確認を行った。

【80林班と1、ち3小班】6月末に皆伐完了後の現場。真砂土の土壌であり一時的な作業道が降雨により浸食されている兆候が観察された。間伐時の現場管理方法について確認。皆伐前の希少種等現場調査結果の確認。来年度秋に地拵え、再来年度春にカラマツ植栽を発注予定。

2019年8月7日

現地審査:

【116林班ろ8小班】皆伐、地拵え、植林を一貫作業として実施した現場(次世代林業推進事業)。昨年10月から11月に皆伐し、直後に地拵えを行い、今年5月に植林した。カラマツはコンテナ苗を使用し2200本/haを植林。大径木は残した。一貫作業は試行段階であり、通常の皆伐では収益性が悪い場所で実施していく予定。

【116林班ろ5, 6小班】列状間伐による搬出間伐実施後の現場。昨年10月から12月に実施。カラマツを2残1伐で伐採し搬出。作業道も開設。太い材は市場で販売し、細い材は土場に集積してシステム販売した。事前の環境調査の結果クマによる剥皮被害が多かったため、単木防護材を設置。比較的大径の材がいくらか搬出されず残置されている様子が観察された。

【119林班ほ4小班】4年生ヒノキの3回目の下刈り実施後の現場。2019年7月31日に完了。下刈りは標準的には6年生まで実施するが、現場の状況を見て可否を判断している。請負業者へのインタビューで作業内容、安全管理、労働条件、研修などについて確認した。

2019年8月8日

現地審査:

【523林班ほ1小班】5月に新植、7月に下刈り実施後の現場。カラマツを2200本/ha植林。前生樹はアカマツ、カラマツ林で、架線集材により搬出。請負業者へのインタビューで作業内容、安全管理、労働条件、研修などについて確認した。

【523林班ろ2小班】搬出間伐実施後の現場。カラマツ66年生。定性間伐を実施。将来的に皆伐はせず針広混交林に誘導していく林分。

【68林班ほ2小班外】皆伐後の現場。昨年9月に搬出完了。今年9月に地拵えを発注し、来年春にカラマツを植林予定。すでに自然の植生が大いに繁茂していたため、地拵え時に刈りはらう予定。

【68林班へ6小班】伐捨間伐後の現場。今年6月に実施。定性間伐。これまでも2回除伐を行っている。選木は請負業者が行った。有用広葉樹は残していた。

2019年8月9日

書類審査:FSC日本国内森林管理規格による確認

審査員の検証ミーティング、結果の発表、観察事項等の議論、認証過程の次段階の説明

7.7.1 確認された記録

a) 苦情

苦情はなかった。

b) 前回審査以来起こった、森林作業での事故(重大、致命的)の件数

前回審査以降、請負業者により1件の労災事故が起きた。

平成30年11月8日に県有林造林事業で発生。地拵えの作業中、くい打ち補助者にくい打ち者が使うかけやがあたり、右手指を負傷した。事故報告を出してもらった。労働安全規則は守って作業していたため、偶発的な事故であり、不適切な作業による事故ではないと判断した。事業者が加入している労災保険が適用された。

c) 昨年の化学薬品使用リスト、数量および理由

シカ忌避剤

コニファー(ジラム水和剤): 1,796.8 L

ランテクター(全卵水和剤): 3 kg

マツクイムシ駆除剤

ヤシマNCS(カーバム剤): 276 L

松枯れ防止剤

グリーンガード(酒石酸モランテル液剤): 139 L

今後改定農薬指針に従い、2020年8月1日までに社会環境リスクアセスメントを実施する予定。

d) 教育訓練記録

山梨県森林総合研究所では毎年研修事業を実施している。2018年度は、学校教員対象の環境教育指導者研修等の基礎研修2回、県職員や市町村職員対象、林業事業体も参加可能な専門研修が27回、緑の雇用の研修の一部としての技能者養成研修10回等の研修が行われた。

FSC専門研修が2018年6月20日(クマ、シカ、県のFSCの経緯など、30事業体参加)、2019年6月10日(FSCの最新情報、外来植物、希少なチョウ類など、31事業体参加(参加率65%))に実施された。

また、県の職員は林野庁の研修も受けている。

e) 今後12ヶ月の施業計画

2016年4月1日から10年間の第3次県有林管理計画を策定している。

f) 森林現況記録

第3次県有林管理計画の齢級別森林資源表が4つの事業区ごとに作成されている。これは最新の森林簿のデータを基に作成している。県有林においては現在の森林簿は毎年更新されているため、非常に正確である。

g) 伐採記録

年間除伐量 407 m³

年間利用間伐量 17,043 m³

年間主伐(皆伐)量 51,806 m³

(うち林道、作業道開設の為の伐採量 2,354 m³)

h) FSC認証製品の販売記録

上記伐採量のうち68,849m³がFSC認証材として販売された。

例:

2018年8月22日山梨県有林FSC認証材出荷証明

認証番号、FSC100%を記載 峡東林務環境事務所から山梨中央林材株式会社 材積

1754.63m³

2019年4月15日山梨県有林FSC認証材出荷証明

認証番号、FSC100%を記載 峡南林務環境事務所から向井企業 材積8.517m³

一部古いフォーマットをコピーして使用していたため、すべて新しい様式に統一するよう事務局から周知する予定。

i) グループ認証のみ: 昨年グループ管理者からグループメンバーへ送付された正式な書類または情報伝達等

単独認証のため該当しない。

7.8 製品の追跡、識別

立木で販売する際には、図面で明示するとともに、境界木にはマーキングをすることで現地においても境界を明らかにしている。

市場で販売する際には、伐採から市場までの搬送を請負者に委託するが、伐採は他の森林と同時には行わず、山土場にも他の森林の材を集積させない。また、山土場で集積された丸太は、一式をFSCラベリングバンドで括っている。

7.9	森林管理者による二次加工 なし
7.10	規準の適合／修正 前回の審査はソイルアソシエーションの暫定規格を基に行われた。前回審査後に日本のFM国内規格が承認されたため、今回の審査は新たに承認された日本のFM国内規格に基づき実施された。
7.11	範囲の確認 審査チームは現在のFSC認証森林と製品の範囲を確認した。前回の審査から変更はなかった。
7.12	管理状況の変化 審査チームは管理状況の変化を確認した。重要な変化は確認されなかった。
7.13	年次監査の結果 年次監査の結果は、付属文書1規準及びチェックリストに記録されており、不適合事項は本レポート2章に記載されている。また以下の「課題」を参照。
7.14	提示された課題 評価することが難しい事項、または矛盾する証拠が特定されたときには、この章で課題として議論され、以下のとおり結論を得る。
規準	課題
	化学薬品の使用を継続するためには、2020年8月1日までに社会環境リスクアセスメントを実施する必要がある。

NFSS タイトル:
FSC FM 国内規格
文書参照コード:
FSC-STD-JPN-01-2018 V 1-0
地理的な範囲:
国内
森林の範囲:
すべての森林の形態と規模(生態系サービスを含む)
発行日:
2019年2月19日
前回監査時からの変更点の概要
前回の審査はSAの暫定規格を基に行われた。前回審査後に日本のFM国内規格が承認されたため、今回の審査は新たに承認された日本のFM国内規格に基づき実施された。

各FSC原則の概要	Y/N	CAR #
原則* 1: 法令の順守 組織*(個人も含む森林*経営*管理者)は、すべての適用可能な法令*、規制、及び国が批准*している国際条約を順守しなければならない。		
原則* 2: 労働者*の権利と労働環境 組織*は、労働者*の社会的、経済的福利を維持または向上しなければならない。 注:労働者*には、組織*が直接雇用する者のみならず、認証範囲内の森林管理区画*で施業を行う請負業者なども含まれる。		
原則* 3: 先住民族*の権利 組織*は、管理活動により影響を受ける土地、領域*、資源について、その所有、使用、管理に関する先住民族*の法的*及び慣習的な権利*を特定し、尊重*しなければならない。 注:本原則*は、日本では北海道においてアイヌ民族*について必ず適用しなければならないが、その他の場所でも必要に応じて適用するものとする。琉球民族その他については諸論あり、必要に応じて検討するものとする。		
原則* 4:地域社会*との関係 組織*は、地域社会*の社会的、経済的福利の維持または向上に貢献しなければならない。(V4 原則*4)		
原則* 5: 森林*のもたらす便益 組織*は、長期*的な経済的継続性*や様々な環境、社会便益を維持、向上するよう、管理区画*から得られる多様な林産物やサービスを効果的に管理しなければならない。(V4原則*5)		
原則* 6: 多面的機能と環境への影響 組織*は、管理区画*の生態系サービス*に資する多面的機能*を維持、保全*及び/または復元*し、また環境への悪影響を回避、改善または低減しなければならない。(V4原則*6)		
原則* 7: 管理計画* 組織*は、管理活動の規模*、強度*とリスク*に応じ、管理の方針と目的*に沿った管理計画*を持たなければならない。管理計画*は、モニタリング情報を基に最新情報に更新され、永続的な順応的管理*として実施されなければならない。関連する計画文書や手順書は、従業員への指針として、また利害関係者*及び関心の高い者*への情報として、そして管理の意思決定の根拠として十分なものでなければならない。(V4 原則*7)		
原則* 8:モニタリングと評価 組織*は、管理区画*の状態、活動の影響及び、管理目的*の達成に向けた進捗状況について、管理活動の規模*、強度*、リスク*に見合ったモニタリングと評価を行われなければならない。そして、モニタリングの結果を見ながら進める現場順応型管理*を実施しなければならない。(V4 原則*8)		

原則* 9: 高い保護価値* 組織*は、予防手段*を用いて、管理区画*内の高い保護価値(HCV)*を特定し、それらを維持及び/または向上しなければならない。(V4 原則*9)		
原則* 10: 管理活動の実施 組織*もしくは組織*のために実施される管理区画*内での活動は、組織*の経済、環境、社会的方針と目的*に一致したものが選択及び実施され、全体としてFSCの原則*と基準*に合致するものであること。(新規)		

FSC ref	審査	原則/基準	Y/N	CAR #
---------	----	-------	-----	-------

	セクションA: FSC® トレードマーク使用			
	FSC-STD-50-001 認証取得者によるFSCトレードマークの使用に関する要求事項			
	A1. すべての製品用トレードマークのデザインはソイルアソシエーションにより承認されているか？			
	ロゴ使用記録は、すべてのFSCトレードマークの申請が提出され、承認されたかどうかを記録する。			
更新審査				
第1回年次監査				
第2回年次監査	認証製品用FSCラベルの新たな使用はなかった。		N/A	
第3回年次監査				
第4回年次監査				

	A2. すべての広告宣伝用トレードマークのデザインはソイルアソシエーションにより承認されているか？		
	ロゴ使用記録は、すべてのFSCトレードマークの申請が提出され、承認されたかどうかを記録する。		
更新審査			
第1回年次監査			
第2回年次監査	全てのトレードマークデザインはアマタ/ソイルアソシエーションにより承認されていた。トレードマーク使用記録はすべて一覧として提出された。10件の申請があった。例:2018年10月10日承認 PRパンフレット、2019年1月23日承認 県有林紹介パネル	✓	
第3回年次監査			
第4回年次監査			

1	原則* 1: 法令の順守 組織*(個人も含む森林*経営*管理者)は、すべての適用可能な法令*、規制、及び国が批准*している国際条約を順守しなければならない。(V4原則*1)		
1.1	組織*は、特定された活動について法的権限のある*当局により文書による許可を受け、明確で文書化された、疑義のない法的*登記(登録)*がされている法的組織でなければならない。(新規)		
	1.1.1 認証範囲に係る全ての活動は、組織*が法的な権限を有して行っており、それらは全て文書化され、紛争*の対象になっていない。		
更新審査			
第1回年次監査			
第2回年次監査	森林法に基づき、森林所有者またはその他権限を持つものが森林を管理することができる。山梨県は森林所有者として県有林を管理している。このことに対する紛争はない。 所有権は登記簿謄本、森林資源管理図などで確認できる。	✓	
第3回年次監査			
第4回年次監査			

		1.1.2 組織*の法的*な権限は、法的*に定められた手続きに従って規制当局によって与えられている。		
	更新審査			
	第1回年次監査			
	第2回年次監査	森林法に基づき、森林を管理できるものは森林の所有権を持つ団体・個人である。 民法に基づき土地の所有権を取得し、不動産登記法により土地の登記を行う。 立木ニ関スル法律に基づき、立木を土地と分離して不動産登記する場合もあるが、当県では該当しない。 法務省の下の法務局により登記手続きがなされている。	✓	
	第3回年次監査			
	第4回年次監査			

1.2		組織*は、管理区画*の法的位置付け*が明確であることを実証しなければならない。これには、保有権*と使用権*及び境界を含む。(V4基準*2.1)		
		1.2.1 認証範囲の資源を管理、使用するための法的*な保有・使用権*が文書化されている。		
	更新審査			
	第1回年次監査			
	第2回年次監査	所有権は登記簿謄本、森林資源管理図などで確認できる。 恩賜県有財産模範林という登記が登記簿上でなされている。登記簿は手続きをすれば閲覧可能である。争議はない。	✓	
	第3回年次監査			
	第4回年次監査			

		1.2.2 法的*な保有・使用権*は、法的*に定められた手続きに従ってまたは慣習等に基づく何らかの根拠により与えられている。		
		注：先住民族*及び地域社会*の法的*、慣習的な保有・使用権*についてはそれぞれ指標*3.1.2と指標*4.1.2で文書化または地図化することが求められている。		
	更新審査			
	第1回年次監査			

	第2回年次監査	民法に基づき土地の所有権を取得し、不動産登記法により土地の登記が行われている。	✓	
	第3回年次監査			
	第4回年次監査			

		1.2.3 組織*は、以下a)、b)を共に満たさなければならない： a) 管理区画*の境界は正確な地図上で明確である。 b) 管理区画*の境界は現地で確認できる。 注：地籍調査が終わっていないところでは、地図上及び現地での境界について利害関係者*すべてが合意していること。		
	更新審査			
	第1回年次監査			
	第2回年次監査	a)事業図で示されている。地図は正確で明確である。GISも整備されている。 b) 境界延長は2,544kmある。 境界測量を1913年から1918年に行っている。 1958年から1989年に境界確認を行っている。コンクリートの境界標柱や自然石を目印とし、主要点には御影石の標識を設置している。 重要度に応じ2年、4年、または10年ごとに1回、境界保全巡視事業により巡視を行っている。 貸地が返地され認証林に組み込まれる林分があるが、貸地の時点で境界は明確にされているため、返地されてからも境界に問題はない。 現地でも境界杭が設置されている個所を確認した。	✓	
	第3回年次監査			
	第4回年次監査			

1.3		組織*は、組織*と管理区画*の法的位置付け*に応じた法的*な権利を有しており、適用可能な国の法令*や地域法*と規則、及び行政による要求事項に適合した活動を行わなければならない。法的*な権利には管理区画*内からの林産物の収穫及び/または生態系サービス*の供給が含まれる。組織*はこれらの権利や義務に伴う、法的*に定められた料金を支払わなければならない。(V4基準*1.1、1.2、1.3)		
		1.3.1 管理区画*におけるすべての活動は以下に適合して行われている。 1) 適用可能な国の法令*、規則、行政上の要求事項 2) 法的*な権利及び慣習的な権利* 3) 義務的行動規範*		
		注: 管理者及び各分野の責任者が関連する法令等の必要項目を把握していること。		
	更新審査			
	第1回年次監査			
	第2回年次監査	県有林管理計画書は山梨県県有林野管理規程に則って作成されている。森林法に基づく森林計画制度に沿って作成されている。以下の国内の主要法を認識し文書として保管している。 森林・林業基本法 森林法 森林組合法 森林病虫害等防除法 砂防法 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律 自然環境保全法 絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律 林道規程 労働安全衛生法 農薬取締法 種苗法 分収林特別措置法 租税特別措置法 また法指定区域の各種図面を有し、森林簿上でも記載している。	✓	
	第3回年次監査			
	第4回年次監査			
		1.3.2 森林*管理に関連する法的*に定められた税金や料金はすべて定められた期限内に支払われている。		
	更新審査			
	第1回年次監査			

	第2回 年次監査	消費税申告、職員への給料、請負業者への請負費用、恩賜県有財産保護の責任ある団体(財産区、市町村、組合)への交付金などの支払いは適正に行われている。 所在市町村交付金を市町村に支払っている。固定資産税に代わるものとしての意味合い。 請負事業者への支払関係の書類は各林務環境事務所で保管している。	✓	
	第3回 年次監査			
	第4回 年次監査			

		1.3.3 管理計画*に含まれる活動は適用可能な法令*に適合するよう設計されている。		
	更新審 査			
	第1回 年次監査			
	第2回 年次監査	県有林管理計画書は山梨県県有林野管理規程に則って作成されている。森林法に基づく森林計画制度に沿って作成されている。 法令に変更があった場合は、職員へは通知文で回覧、事業活動に関しては関係団体を通じて通知し周知している。	✓	
	第3回 年次監査			
	第4回 年次監査			

1.4		組織*は、違法または許可のない資源利用や居住、また、その他の違法行為から管理区画*を体系的に守るための対策を立て、実施し、及び/または規制機関と連携しなければならない。(V4基準*1.5)		
		1.4.1 違法または許可のない伐採、狩猟、釣り、罟、採取、居住やその他の許可のない行為からの保護*措置が取られている。		
	更新審査			
	第1回年次監査			
	第2回年次監査	保護団体(財産区や保護組合)による管理。交付金を支払っている。 森林保全巡視事業による巡視が行われている。 森林巡視事業で巡視員を指名して巡視している。 入山希望者には入山許可を発行している。 林道のモニターも行われている。 不法投棄監視パトロールを行っている。各市町村でも行っているところがある。 不法投棄は投棄した者が特定できれば回収させる、または回収する。 なお、現地でも未許可の行為は観察されなかった。	✓	
	第3回年次監査			
	第4回年次監査			

		1.4.2 違法行為からの保護*が規制機関の責任下にある場合は、これら規制機関と連携して不正行為や違法行為を発見、報告、規制、抑止する仕組みが実施されている。		
	更新審査			
	第1回年次監査			
	第2回年次監査	山梨県自身が行政機関として違法行為からの保護を行っている。	✓	
	第3回年次監査			
	第4回年次監査			

		1.4.3 違法行為や不正行為が発見された場合は、対策がとられ対処される。		
	更新審査			
	第1回年次監査			
	第2回年次監査	上記対策が実行されている。 不法投棄は投棄した者が特定できれば回収させる、または回収する。 なお、現地でも未許可の行為は観察されなかった。	✓	

	第3回年次監査			
	第4回年次監査			

1.5		組織*は、管理区画*内から林産物が最初に販売される場所までの輸送と取引に関して、適用可能な国の法令*や地域法、国が批准*している国際条約、義務的行動規範*を順守しなければならない。(基準*1.3)		
		1.5.1 林産物が最初に販売される場所までの輸送と取引に関して、適用可能な国や地域の法律*、国が批准*している国際条約、義務的行動規範*を順守している証拠がある。		
	更新審査			
	第1回年次監査			
	第2回年次監査	日本では木材運搬のための特別な法律はなく、過積載を禁止する道路交通法が該当する。法令を守り運搬を行っている。 委託伐採の際には、請負業者は法令を遵守するという契約になっている。 立木の売り払い先である素材生産業者による運搬は素材生産業者の責任となる。	✓	
	第3回年次監査			
	第4回年次監査			

		1.5.2 ワシントン条約規定への適合が示されている。これには対象種の伐採・採取、取引許可証の保有が含まれる。		
		注：ワシントン条約の日本国内法である種の保存法では、同法で認められている場合を除き、希少野生動植物種の捕獲、採取、殺傷又は損傷は禁止されている。		
	更新審査			
	第1回年次監査			
	第2回年次監査	ワシントン条約記載種は取り扱っていないため該当しない。	N/A	
	第3回年次監査			
	第4回年次監査			

1.6		組織*は、裁判外で迅速に*解決することができる成文法*や慣習法*に関わる紛争*は、利害関係者*との協議*により特定、防止、解決しなければならない。(V4基準*2.3)		
		1.6.1 影響を受ける利害関係者*との慣習に合った*方法での協議*により作成され、入手可能な*紛争*解決手続(苦情処理手順)を備えている。		
	更新審査			
	第1回年次監査			
	第2回年次監査	「やまなしパートナーズ・レター制度」にて、県民から県政に対するすべての質問や意見に対し1週間以内に回答する仕組みがされている。誰でもウェブサイトから意見を提出できる。手順についても紹介されている。広聴広報課が窓口となり、届いた意見が関係部署に振り分けられている。森林・林業関係では特にクレームはない。境界管理を行うことで争議を未然に防いでいる。	✓	
	第3回年次監査			
	第4回年次監査			

		1.6.2 適用可能な法令*または慣習法*に関する紛争*で、裁判をせずに解決することができるものは、迅速に*対応され、すでに解決済みか、紛争*解決手順により処理されている。		
	更新審査			
	第1回年次監査			
	第2回年次監査	現在は紛争は発生していない。	✓	
	第3回年次監査			
	第4回年次監査			

		1.6.3 適用可能な法令*または慣習法*に関する紛争*の最新の記録が保管されている。これには以下が含まれる： 1) 紛争*解決のためにとられた一連の措置。 2) すべての紛争*解決手続の結果。 3) 未解決の紛争*と未解決の理由及び解決に向けた方法。		
	更新審査			
	第1回年次監査			
	第2回年次監査	現在は紛争は発生していない。もし発生すれば記録される仕組みである。	✓	

	第3回年次監査			
	第4回年次監査			

		1.6.4 1.6.4 以下の条件に該当する紛争*がある場合は、当該地域において施業が中止される： 1) 大規模な紛争*。 2) 長期に及ぶ紛争*。 3) 非常に多くの利害が関係している紛争*。		
	更新審査			
	第1回年次監査			
	第2回年次監査	基準に該当するような大規模、長期の紛争は現在起こっておらず、これからも起こる可能性はほとんどないと考えられる。	✓	
	第3回年次監査			
	第4回年次監査			

1.7		組織*は、金銭やその他のあらゆる形態で贈収賄をしないという誓約を公開*しなければならない。汚職防止法が存在する場合にはこれを順守しなければならない。汚職防止法が存在しない場合は、管理活動の規模*と強度*、また汚職のリスク*に応じ、汚職防止のための他の手段を講じなければならない。(新規)		
		1.7.1 いかなる贈収賄行為にも関わらないことを謳った方針が実践されている。		
		注：「FSCの原則*と基準*を遵守する」あるいは「法令を遵守する」という方針だけではこの要求を満たすのに十分ではない。		
	更新審査			
	第1回年次監査			
	第2回年次監査	地方公務員法第33条で信用失墜行為の禁止が規定されている。地方公務員である県職員が贈収賄をしてはならないことは周知の事実である。	✓	
	第3回年次監査			
	第4回年次監査			

		1.7.2 方針は関連する法令を満たすかそれ以上の水準である。		
	更新審査			
	第1回年次監査			
	第2回年次監査	日本の汚職取り締まりの法令は刑法(贈収賄や公務員職権乱用など)、不正競争防止法などが該当する。地方公務員の場合は地方公務員法で規定されており、遵守されている。刑法の取り締まり基準より厳しいものである。	✓	
	第3回年次監査			
	第4回年次監査			

		1.7.3 方針は無償で入手可能*である。		
	更新審査			
	第1回年次監査			
	第2回年次監査	地方公務員法の条文は誰でもウェブ上で閲覧できる。	✓	
	第3回年次監査			
	第4回年次監査			

		1.7.4 贈収賄、強制的行為やその他の汚職行為がない。		
	更新審査			
	第1回年次監査			
	第2回年次監査	第三者からの情報を含め汚職行為の報告はない。	✓	
	第3回年次監査			
	第4回年次監査			

		1.7.5 汚職が起こった際は、改革がとられており、確実に再発を防止するための仕組みが構築されている。		
	更新審査			
	第1回年次監査			

	第2回年次監査	汚職は起こっていない。	✓	
	第3回年次監査			
	第4回年次監査			

1.8		組織*は、管理区画*の中でFSCの原則*と基準*及び関連する指針や規格を長期*にわたり厳守することを示さなければならない。この公約は無償で入手可能な文書に含まなければならない。(V4基準*1.6)		
		1.8.1 経営層により承認された文書化された方針には、FSCの原則*と基準*及び関連する指針や規格に準じた森林*管理を行うという長期*誓約が含まれている。		
	更新審査			
	第1回年次監査			
	第2回年次監査	第3次県有林管理計画で謳っている。P36「国際基準に基づく森林管理の推進」。	✓	
	第3回年次監査			
	第4回年次監査			

		1.8.2 方針は無償で入手可能*である。		
	更新審査			
	第1回年次監査			
	第2回年次監査	県有林管理計画はウェブ上で誰でも閲覧可能である。	✓	
	第3回年次監査			
	第4回年次監査			

2		原則2: 労働者の権利と労働環境 組織*は労働者*の社会的および経済的幸福を維持または向上させるものとする。		
		注: 労働者*には、組織*が直接雇用する者のみならず、認証範囲内の森林管理区画*で施業を行う請負業者なども含まれる。		
2.1		組織*は、国際労働機関(ILO)中核的労働基準を構成する8つの条約に基づき、「労働における基本的原則及び権利に関するILO宣言(1998年)」に定められる労働の原則と権利を尊重*しなければならない。(V4基準*4.3)		
		2.1.1 雇用慣行や雇用条件は、労働における基本的原則及び権利に関するILO宣言(1998年)において定められている8つのILOの中核的労働基準を満たしている、または尊重*している。		
		注: これによって、結社の自由及び団体交渉権が保障され、強制労働、児童労働、雇用及び職業における差別等が排除されている。		
	更新審査			
	第1回年次監査			
	第2回年次監査			
	第3回年次監査			
	第4回年次監査			

		2.1.2 労働者*は自らの選択により労働組合を設立または同組織に加入することができ、及びその組合の規約に従うことのみを条件としてこれに加入できる。		
	更新審査			
	第1回年次監査			
	第2回年次監査			
	第3回年次監査			
	第4回年次監査			

		2.1.3 労働者*には経営者と労働条件について話し合う機会が設けられている。		
	更新審査			

	第1回年次監査			
	第2回年次監査			
	第3回年次監査			
	第4回年次監査			

		2.1.4 労働組合*(非公式なものも含む)との団体交渉があった場合、または労働者*と経営者の間で直接交渉があった場合、交渉において合意された事項が実施されている。		
	更新審査			
	第1回年次監査			
	第2回年次監査			
	第3回年次監査			
	第4回年次監査			

2.2		組織*は、雇用慣行、教育訓練の機会、契約の締結、協議*過程、事業活動において男女平等*を推進しなければならない。		
		2.2.1 雇用、教育訓練機会、契約発注、業務提携、管理活動において男女平等*を推進し、男女差別を防ぐ仕組みが機能している。		
	更新審査			
	第1回年次監査			
	第2回年次監査			
	第3回年次監査			
	第4回年次監査			

		2.2.2 雇用や昇進の機会が男女同じ条件で開かれており、女性はすべてのレベルの雇用に積極的に参画できるように奨励されている。		
	更新審査			
	第1回年次監査			
	第2回年次監査			
	第3回年次監査			
	第4回年次監査			

		2.2.3 女性が行うことが多い作業(苗畑、育林*、非木材林産物*の収穫、計量、梱包など)は、男性が行うことが多い作業と同様の水準で教育訓練及び安全衛生プログラムが適用されている。		
	更新審査			
	第1回年次監査			
	第2回年次監査			
	第3回年次監査			
	第4回年次監査			

		2.2.4 同じ仕事をしている男女には同一の賃金が支払われている。		
	更新審査			
	第1回年次監査			
	第2回年次監査			
	第3回年次監査			
	第4回年次監査			

		2.2.5 女性を含むすべての労働者*が安全に賃金を受領できるように、互いに合意された方法(銀行直接振込み、学費の直接支払いなど)で賃金の支払いが行なわれている。		
	更新審査			
	第1回年次監査			
	第2回年次監査			
	第3回年次監査			
	第4回年次監査			

		2.2.6 母親への産前産後休業や育児休業は労働基準法に則り与えられている。いかなる場合でも最低6週間産後休業が保証されている。		
	更新審査			
	第1回年次監査			
	第2回年次監査			
	第3回年次監査			
	第4回年次監査			

		2.2.7 育児介護休業法に従い、父親は不利益を被ることなしに育児休業が利用可能である。		
	更新審査			
	第1回年次監査			
	第2回年次監査			
	第3回年次監査			
	第4回年次監査			

		2.2.8 妊娠中や子育て中の労働者*にやさしい仕組みの整備に努めている。(例:フレックスタイムや在宅勤務の導入、体力的な負担の少ない代わりに仕事の割り当てなど)		
	更新審査			
	第1回年次監査			
	第2回年次監査			
	第3回年次監査			
	第4回年次監査			

		2.2.9 会議、管理委員会、及び意思決定の場には男女共に参加するよう働きかけられ、平等な機会が与えられている。		
	更新審査			
	第1回年次監査			
	第2回年次監査			
	第3回年次監査			
	第4回年次監査			

		2.2.10 セクハラやマタニティ・ハラスメント、性別、配偶者の有無、子供の有無、性的指向に基づく差別に関して関係機関と協力し、プライバシーに配慮しながら公平に処理、解決する効果的な仕組みがある。		
		ガイドライン:小中規模の組織*では、労働者*に自治体の相談窓口を知らせていればよい。「関係機関と協力し」という表現の背景には、組織*の経営層そのものが不公平な処理の原因となり得ることも多く、これらの繊細な問題の解決のためには関係外部機関の協力が重要であるという点がある。		
	更新審査			
	第1回年次監査			
	第2回年次監査			
	第3回年次監査			
	第4回年次監査			

2.3		組織*は、労働安全衛生上の危険から労働者*を守るために安全衛生活動を実施しなければならない。この活動は規模*、強度*、リスク*に応じるとともに、「林業労働における安全衛生に関するILO行動規範」の推奨事項の水準以上でなければならない。(V4基準*4.2)		
		2.3.1 組織*は少なくとも以下a), b), c)をすべて満たすことで、「林業労働における安全衛生に関するILO行動規範」の推奨事項の水準以上でなければならない： a) 安全衛生の責任者が明確に定められている。 b) 安全衛生に関する法規制を把握しており、規制機関と連携し、労働者*へのそうした情報が周知されている。 c) 作業内容の危険度(リスク*)に応じて、安全衛生に関する法令を満たすか、それを超えるような方針及び規定またはマニュアルをもっており、実施されている。		
		注:これには、ハチの抗体検査、聴力を含む健康診断、救急用具の現場への携帯、緊急用通信手段の確保、熱中症の予防対策、リスクアセスメントや安全講習・研修の実施が含まれるがこれらに限らない。		
	更新審査			
	第1回年次監査			
	第2回年次監査	<p>a)労働安全衛生法の中で、安全管理は事業者には責任があることとなっている。事業案件ごとに施工計画書を提出してもらっており、責任者(現場代理人)も明記されている。事業着手前に提出することが義務化されている。</p> <p>b) 労働基準法、労働安全衛生法(労働安全規則)、最低賃金法などに従っている。労働安全衛生規則を守ることが契約書で謳われている。県職員は毎年FSCで求められる安全管理について会議で情報共有している。また各地域事務所で日常的に林災防のパトロールへの同行をしている。請負業者に対しても安全研修を提供している。伐採業者に対しても情報を提供している。</p> <p>c) 林災防が「労働災害の防止対策」の研修を実施。専門研修でも安全に関する研修実施。 各事業者ではKY活動が実施されていることが聞き取りで確認された。</p> <p>山梨県森林総合研究所では毎年研修事業を実施している。2018年度は、学校教員対象の環境教育指導者研修等の基礎研修2回、県職員や市町村職員対象、林業事業体も参加可能な専門研修が27回、緑の雇用の研修の一部としての技能者養成研修10回等の研修が行われた。 2018年度の研修記録一覧を確認した。</p> <p>「安全装備の装着基準」が作成され、ウェブサイトで公開されている。施工計画書で作業手順も示され、確認している。</p>	✓	
	第3回年次監査			
	第4回年次監査			

		2.3.2 組織*は、請負業者、ボランティア*、研修生を含めた労働者*同様の森林*管理作業に携わる者が、作業種に適し、定期的に整備された、ILOの定める基準またはそれと同等の安全性をもつ装備を使うことを義務付けている。		
		注1:放射能汚染の危険性が高い地域では、マスクやその他の保護具の着用により、ほこりの吸い込みなどによる労働者*の内部被ばくやその他の悪影響から防護されている。 注2:ILOの基準に沿った入手可能な安全装備が現場の状況に合わない場合、より適切で安全と考えられる安全装備を使うことができる。 注3:組織*の直接の管理下でないボランティア*が危険の伴う作業に携わる場合、組織*は最大限安全の確保に努めるよう指導する。		
	更新審査			
	第1回年次監査			
	第2回年次監査	事業実施時には施工計画書に安全装備の装着計画を記載してもらうようにし、完成届に写真を添付させている。安全装備の装着基準、計画書、写真の例は県庁のホームページに掲載している。 林災防パトロール時に林災防のチェックリストがあり、安全装備に関する項目も確認している。林災防のパトロールには県職員も同行し、安全装備のチェック、聞き取りを行っている。基本的な装備に関しては現在のところ問題ない。 現地で請負業者3事業体にインタビューを行ったが、いずれも安全に対する意識は高く、必要な安全装備を装着して作業していた。	✓	
	第3回年次監査			
	第4回年次監査			

		2.3.3 行われる施業について、該当する保険(労働災害*保険、ボランティア*保険など)を完全に適用している。		
	更新審査			
	第1回年次監査			
	第2回年次監査	指名競争入札を受けられる条件として雇用管理状況調書の提出を義務付けており、そこで労災保険の加入を把握している。県の請負業者として登録されるためには労災加入は必須であるため、事故の場合は労災補償がおこる。県有林で起こった1件の事故には労災が適用された。	✓	
	第3回年次監査			
	第4回年次監査			

		2.3.4 林業労働災害*の記録は保持され、更新されている。これには、労働災害*の起きた状況、事故の原因、休業日数、労働災害*保険制度の利用記録を含む。		
	更新審査			
	第1回年次監査			
	第2回年次監査	2018年度は1件の労災事故があった。 1. 平成30年11月8日に県有林造林事業で発生。地拵えの作業中、くい打ち補助者にくい打ち者が使うかけやがあたり、右手指を負傷した。事故報告を出してもらった。労働安全規則は守って作業していたため、偶発的な事故であり、不適切な作業による事故ではないと判断した。事業者が加入している労災が適用された。 事故の場合は事業者から報告書を提出してもらい、内容を把握している。	✓	
	第3回年次監査			
	第4回年次監査			

		2.3.5 労働災害*に伴う休業の際の手当ては支給されている。		
	更新審査			
	第1回年次監査			
	第2回年次監査	各事業者の責任及び労災保険で支給されている。	✓	
	第3回年次監査			
	第4回年次監査			

		2.3.6 国内林業の平均水準と比較して労働災害*の頻度と重篤性は低い。		
		注：国内林業の平均水準との比較には、厚生労働省の労働災害*統計の度数率または強度率等を用いることができる。		
	更新審査			
	第1回年次監査			

	第2回年次監査	過去5年の休業4日以上死傷年千人率を全国平均と比較した。例えば、平成29年度では、全国平均が32.9であったのに対し、県有林事業では2.7であり、十分に低い値であった。過去5年とも同様の傾向だった。	✓	
	第3回年次監査			
	第4回年次監査			

		2.3.7 安全衛生レベルは継続的に向上しており、労働災害*はないか、あるいは減少傾向にある。		
		注:これは、必ずしも常に前年よりも労働災害*数が少なくなければならないということではない。労働災害*の数のみならず重篤性も考慮し、5年の期間で安全性の向上を確認すること。		
	更新審査			
	第1回年次監査			
	第2回年次監査	過去5年間の事故実績を比較した。労災報告は2015年度の4件から2018年度の1件へと着実に減少している。研修等で継続的に安全管理について周知し、契約時にも安全管理を徹底することで、請負業者の安全衛生レベルを向上させている。	✓	
	第3回年次監査			
	第4回年次監査			

		2.3.8 重大事故が発生した場合は、必要に応じて安全衛生活動が見直されている。		
		注:ここでは重大事故とは、死亡事故および休業4日以上事故について言うものとする。		
	更新審査			
	第1回年次監査			
	第2回年次監査	昨年の事故は不注意によるもので、労働安全規則は守って作業していたため、手順の変更の必要はないと判断された。	✓	
	第3回年次監査			
	第4回年次監査			

		2.3.9 現場の作業者と確認しながら安全衛生を改善していく仕組みがある。		
	更新審査			
	第1回年次監査			
	第2回年次監査	通常の業務の中で、県と請負業者では常に意見交換をしながら事業を進めている。必要な意見はこれまでも取り入れてきている。林災防で災害の分析も行っている。 しかし、間伐後の現場で、切り株の受け口、追い口が斜めに切られている切り株が多い現場があった。安全管理上、伐倒方向を明確に定めるためには、受け口、追い口は水平に入れるべきである。山梨県では事業者向けの安全管理や伐採方法の研修の機会十分に継続して提供している。現場の作業者と確認しながら安全衛生を改善していく仕組みを、すべてのサイトで実践すべきである。	✓	観察事項 2019.2
	第3回年次監査			
	第4回年次監査			

		2.3.10 労働者*同様の林業作業に従事するボランティア*や研修生には労働者*同様の安全衛生環境を整え、安全衛生面での適切な*監督を行っている。		
	更新審査			
	第1回年次監査			
	第2回年次監査	ボランティアの安全管理はボランティア団体の責任になるが、保険への加入、経験者かどうかの確認などを行っている。「ボランティアの森」を県有林管理計画で定めている。「森林ボランティア活動取扱要領」で安全管理、保険加入を求めている、活動申請時に確認している。	✓	
	第3回年次監査			
	第4回年次監査			

		2.3.11 組織*は、放射能汚染リスクが高いと疑われる地域においては、入手可能*な最も有効な最新情報*に基づき、利害関係者*と協議*し、森林*の放射能汚染に関連する労働者*の安全衛生を保障している。		
		注：放射能汚染のリスクの高い地域とは、国際放射線防護委員会(ICRP)による1990年勧告による公衆の被ばくの線量限度である、実効線量で年間1ミリシーベルトを超える地域とする。		
	更新審査			
	第1回年次監査			
	第2回年次監査	そのような地域は山梨県内では存在しない。	N/A	
	第3回年次監査			
	第4回年次監査			

2.4		組織*は、林業界での最低水準の賃金あるいは合意された賃金や生活賃金*があり、それらが法的*な最低賃金を超える場合は、それ以上を支払わなければならない。このような賃金の指標が存在しない場合は、労働者*との協議*を通じ*、生活賃金*を決める体系を作らなければならない。(新規)		
		2.4.1 支払われる賃金は次のもの以上である： 1) 都道府県の定める最低賃金 2) 該当する地方公共団体の公契約条例 3) 法的*な最低賃金を超える生活賃金*		
		注：作業に必要な経費を労働者*が負担する場合は、賃金からその必要経費を差し引いた実質賃金が考慮される。		
	更新審査			
	第1回年次監査			
	第2回年次監査			
	第3回年次監査			
	第4回年次監査			

		2.4.2 賃金、給与、契約報酬は遅延なく支払われている。		
	更新審査			
	第1回年次監査			

	第2回年次監査			
	第3回年次監査			
	第4回年次監査			

2.5		組織*は、管理計画*に従ったすべての管理活動を安全で効果的に実施するために、労働者*が仕事に応じた教育訓練と管理者の監督を受けていることを示さなければならない。(V4基準*7.3)		
		<p>2.5.1. 以下の該当する項目が行われるよう、関連する作業の責任者は教育訓練を受けなければならない:</p> <ol style="list-style-type: none"> 1) 森林*施業についての法令の順守(基準*1.5)。 2) 国際労働機関(ILO)中核的労働基準を構成する8つの条約の内容、意味の理解と適用(基準*2.1)。 3) セクハラや男女差別の発見、報告(基準*2.2)。 4) 健康被害を回避するための有害物質の安全な使用と廃棄(基準*2.3)。 5) 安全衛生についての新人研修(基準*2.3)。 6) 定期的な安全衛生研修、スキルアップ研修(基準*2.3)。 7) 特に危険な作業や特別な責任が伴う作業の遂行(基準*2.5)。 8) 先住民族*が管理活動に関連する法的*及び慣習的な権利*をもつ場所の特定(基準*3.2)。 9) 「先住民族*の権利に関する国際連合宣言(UNDRIP)及び「原住民及び種族民条約(ILO 169号条約)」の関係する要素の特定及び実施(基準*3.4)。 10) 先住民族*にとり、文化、生態、経済、宗教あるいは精神の観点から特別な意味を持つ場所を特定、及び森林*施業の開始前に、これらの場所への悪影響を防ぎ、保護*するための対策の実施(基準*3.5及び4.7)。 11) 管理活動を行う上で地域社会*が持つ法的*及び慣習的な権利*の特定(基準*4.2、指標*4.2.1)。 12) 社会、経済及び環境の影響評価*と、悪影響の低減措置の実施(基準*4.5)。 13) 指標*5.1.3により組織*が生態系サービス*に関してFSCの広告宣伝を行う場合は、効果を謳っている生態系サービス*の維持、向上に関する活動の実施(基準*5.1)。 14) 農業*の取扱、使用、保管(基準*10.7)。 15) 液体廃棄物*流出の際の適切な*処理方法の実施(基準*10.12)。 		
	更新審査			
	第1回年次監査			
	第2回年次監査			
	第3回年次監査			

	第4回年次監査			
--	---------	--	--	--

		2.5.2 すべての労働者*について教育訓練の記録が最新の状態で保管されている。		
	更新審査			
	第1回年次監査			
	第2回年次監査			
	第3回年次監査			
	第4回年次監査			

2.6		組織*は、労働者*との協議*を通じ、労働者*の苦情、業務上疾患*や労働災害*、個人的資産への損害や損失に対しての公正な補償*に対する制度を備えなければならない。(新規)		
		2.6.1 慣習に合った*方法で労働者*との協議*の下*に作成された紛争*解決手続がある。		
	更新審査			
	第1回年次監査			
	第2回年次監査			
	第3回年次監査			
	第4回年次監査			

		2.6.2 労働者*の苦情は特定され、すでに解決しているか紛争*解決手続の最中である。		
	更新審査			
	第1回年次監査			
	第2回年次監査			
	第3回年次監査			
	第4回年次監査			

		2.6.3 業務上疾患*や労働災害*、損失、損害を受けた資産に関する労働者*の苦情の最新の記録がある。これには以下が含まれる： 1) 苦情解決のためにとられた一連の措置。 2) 公正な補償*を含む、紛争*解決手続の結果。 3) 未解決の紛争*と未解決の理由及び解決のための方法。		
	更新審査			
	第1回年次監査			
	第2回年次監査			
	第3回年次監査			
	第4回年次監査			

		2.6.4 労働者*の業務上疾患*や労働災害*、資産の損失や損害については公正な補償*がされている。		
	更新審査			
	第1回年次監査			
	第2回年次監査			
	第3回年次監査			
	第4回年次監査			

3		<p>原則* 3: 先住民族*の権利 組織*は、管理活動により影響を受ける土地、領域*、資源について、その所有、使用、管理に関する先住民族*の法的*及び慣習的な権利*を特定し、尊重*しなければならない。(V4原則*3) 注: 本原則*は、日本では北海道においてアイヌ民族について必ず適用しなければならないが、その他の場所でも必要に応じて適用するものとする。琉球民族その他については諸論あり、必要に応じて検討するものとする。</p>		
		<p>現在日本では主に北海道に住むアイヌ民族が先住民族として認知されている。組織は北海道で施業を行わないため、原則3は該当しない。</p>	N/A	
3.1		<p>組織*は、管理区画*内に存在する、または管理活動により影響を受ける先住民族*を特定しなければならない。その上で組織*は、先住民族*との協議*により、管理区画*内における、先住民族*の保有権*、森林*資源と生態系サービス*へのアクセスと利用に関する慣習的な権利*、法的*権利、及び義務を特定しなければならない。また、これらの権利について争われている場所についても特定しなければならない。(新規)</p>		
		<p>3.1.1 管理活動によって影響を受け得る先住民族*が特定されている。</p>		
		<p>注: 北海道においては、北海道アイヌ協会、各地域のアイヌ民族やアイヌ民族団体への照会を経て、管理活動によって影響を受け得るアイヌ民族が特定されている。影響を受け得る先住民族*の特定が難しい場合は、北海道アイヌ協会へ照会すること。琉球民族その他については諸論あり、必要に応じて検討するものとする。</p>		

		<p>3.1.2 3.1.1で特定された先住民族*との慣習に合った*協働*を通して、以下の項目について特定され、文書化及び/または地図上に記されている。ただし、先住民族*が文書化または地図化による特定を危惧する場合には、その他の手段によること: 1) 先住民族*の法的*、慣習的な保有権*。 2) 先住民族*の森林*資源と生態系サービス*へのアクセス及び使用*に関する法的*または慣習的な権利*。 3) 先住民族*の法的*または慣習的な権利*や関連する義務。 4) 先住民族*のそうした権利や義務を裏付ける証拠。 5) 先住民族*と国、地方公共団体、企業、その他との間で権利について争いのある地域。 6) 組織*による、それらの法的*、慣習的な権利*そして争われている権利を尊重*する方法の概要。 7) 管理活動に関する先住民族*の要望と目標。</p>		
		<p>注: 北海道においては、影響を受け得る地域のアイヌ民族の特定が難しい場合は、北海道アイヌ協会や地区アイヌ協会等のアイヌ民族団体と協働*すること。琉球民族その他については諸論あり、必要に応じて検討するものとする。</p>		

3.2		組織*は、先住民族*の権利、資源、土地、及び領域*を守るために必要な限りにおいて、管理区画*内のまたはその区画に関連する管理活動を規制する権限を維持するための、その先住民族*が有する法的*及び慣習的な権利*を認識し、尊重*しなければならない。先住民族*がその管理活動の監督業務を第三者に委託する際には自由意思による、事前の、十分な情報に基づく同意(FPIC)*が必要である。(V4基準*3.1、3.2)		
		3.2.1 先住民族*は、自身の権利、資源、土地や領域*を保護*するために必要な範囲内で、管理活動への変更の要望や意見をいつ、どこで、どのように述べるができるのか、慣習に合った*協議*を通して伝えられている。		
		注: 組織*は、当該地区の先住民族*、先住民族*団体からの要求や意見に対処するための対応窓口を設置し、先住民族*の必要な要求や意見が管理責任者に伝わる体制を整えている。		
		3.2.2 先住民族*の法的*及び慣習的な権利*は組織*により侵害されていない。		
		注: 侵害の有無は3.1.1で特定された先住民族*、先住民族*団体との協議*により行う。その際、協議*対象となっている先住民族*が自身の法的*、慣習的な権利*について十分に理解していることを確認する。		
		3.2.3 管理活動に関する先住民族*の法的*及び慣習的な権利*が侵害されていることが明らかになった場合は、慣習に合った*協議*及び/または基準*1.6または4.6で規定されている紛争*解決手順を通じ、状況は是正されている。		
		注: 3.1.1で特定された先住民族*、先住民族*団体との慣習に合った*協議*を経て、事前に紛争*解決手順をもっている。侵害状況の確認は、3.1.1で特定された先住民族*、先住民族*団体との協議*により行い、またこの紛争*解決に関する記録は当事者で保管されている。		
		3.2.4 先住民族*が持つ特定された権利へ影響を与える管理活動の実施前に、以下を含むプロセスにより、先住民族*から自由意思による、事前の、十分な情報に基づく同意(FPIC)*を得ている: 1) 先住民族*が資源に関する彼らの権利と義務を認識していることを確認している。 2) 先住民族*が管理活動の監督業務の委託を検討している資源の経済的、社会的、環境的価値を先住民族*に伝えている。 3) 先住民族*が彼らの権利、資源、土地や領域*を守るために必要な範囲内で、提案されている管理活動について同意を保留または修正する権利があることを伝えている。 4) 計画されている現在及び将来の森林*管理活動について先住民族*に伝えている。		

3.3		<p>管理活動を規制する監督業務が委託される場合は、自由意思による、事前の、十分な情報に基づく同意(FPIC)*により、組織*と先住民族*との間で契約*が締結されなければならない。契約*には期間、見直し、更新、解約、経済的条件に関する規定及びその他の諸条件が明記されなければならない。また、契約*には、組織*が諸条件を順守しているかどうかを先住民族*が監視するための規定が含まれていなければならない。(新規)</p> <p>注:この基準*は、先住民族*が組織*に委託する場合を想定している。</p>		
		<p>3.3.1 慣習に合った*協議*に基づいた、自由意思による、事前の、十分な情報に基づく同意(FPIC)*を通じて管理活動に関する監督業務の委託が生じた場合は、契約*が締結されること。この契約*には期間、見直し、更新、解約、経済的条件に関する規定及びその他の諸条件が含まれる。</p>		
		<p>3.3.2 契約*の記録は保持され、契約*内容は守られている。</p>		
		<p>3.3.3 契約*には、組織*が同意した諸条件に従っているか、先住民族*が監視するための規定が含まれている。</p>		
		<p>注:この契約*の順守状況は先住民族*によって確認されている。当事者が合意した頻度で、かつ協働*して契約*の評価と見直しが行われること。</p>		
3.4		<p>組織*は、先住民族*の権利に関する国際連合宣言(UNDRIP) (2007)及び原住民及び種族民条約169(ILO条約169号) (1989)で定義されている、先住民族*の権利、慣習、文化を認め、尊重*しなければならない。(V4基準*3.2)</p>		
		<p>3.4.1 「先住民族*の権利に関する国際連合宣言(2007)(UNDRIP)」及び「1989年の原住民及び種族民条約169(ILO 169号条約)」に規定されている先住民族*の権利、慣習、文化は、組織*により侵害されていない。</p>		
		<p>注:3.1.1で特定された先住民族*、先住民族*団体との協議*を経て確認すること。国連宣言では、先住民族*には土地と資源に対する権利、その回復と補償を受ける権利、及び文化的伝統と慣習を实践・再活性化する権利があり、これには経済、自立及び発展を支える森林*資源や生態系サービス*の利用、及び伝統的な狩猟・採集・漁労や儀礼のための土地と領域*の利用が含まれる。</p>		
		<p>3.4.2 先住民族*の権利に関する国連宣言(UNDRIP) (2007)及び原住民及び種族民条約169(ILO条約169号) (1989)に規定されている先住民族*の権利、慣習、文化が組織*によりこれまで侵害されている証拠がある場合、それらの状況が明記され、権利、慣習、文化を権利者が満足する水準まで復元*させるための手順が示されている。侵害状況の記録、復元*の水準、手段や手順の作成は、3.1.1で特定された先住民族*、先住民族*団体との協議*を経て行われること。</p>		
		<p>注:これらには先住民族*の狩猟・採集などの場としてきた自然や伝統文化及び慣習の实践に必要な生態系*や文化的な景観*の復元*、宗教的及び文化的な場所(聖地、遺構、遺物、埋葬地、及び副葬品など)の維持、保護*なども含まれる。</p>		

	3.4.3 先住民族*の権利に関する国連宣言(UNDRIP) (2007)及び原住民及び種族民条約169 (ILO条約169号) (1989)に規定されている先住民族*の雇用及び職業における差別がなく、慣習及び必要性を尊重*した労働形態が認められている。また当該地域に暮らす先住民族*に対して雇用、教育訓練機会が平等に提供され、奨励されている。		
--	---	--	--

3.5	組織*は、先住民族*との協議*により、先住民族*にとって文化、生態、経済、宗教、精神の観点から特別な意味を持ち、先住民族*が法的*または慣習的な権利*を持つ場所を特定しなければならない。これらの場所は組織*とその経営層により認識され、先住民族*との協働*により保護*されなければならない。(V4基準*3.3)		
-----	--	--	--

	3.5.1 先住民族*が法的*または慣習的な権利*を持つ、文化、生態、経済、宗教、精神的に特別な意味を持つ場所が、先住民族*との慣習に合った*方法での協議*により特定されている。		
--	--	--	--

	注：北海道の場合、3.1.1で特定された先住民族*・団体との協議*を経て特定されること。チャン跡、チノミシリなどの有形・無形の文化的所産、アイヌ文化に関連する国、各地方公共団体指定の文化財、文化的景観*、史跡、名勝、遺跡、埋蔵文化財、アイヌ語地名等が含まれる。また、参照すべき情報源としては、以下のものなどが挙げられる(現在策定中のHCV*枠組み文書も参照のこと)： <ul style="list-style-type: none"> ・ 国の指定・選定文化財一覧、道、市町村指定文化財一覧(北海道教育委員会、文化財・博物館課)。 ・ 重要文化的景観「アイヌの伝統と近代開拓による沙流川流域の文化的景観」。 ・ アイヌ文化に関連する名勝指定候補地一覧(北海道教育委員会)。 ・ アイヌ民族の遺跡リスト(2015年北海道教育委員会、文化財・博物館課)。 ・ アイヌ語地名リスト(北海道庁アイヌ政策推進室)。 ・ 「知床世界自然遺産」。 ・ 「北海道・北東北を中心とした縄文遺跡群」(世界遺産暫定一覧表記載)。 		
--	--	--	--

	3.5.2 3.5.1で特定された場所の保護*方法は先住民族*との慣習に合った*方法での協議*により合意され、文書化された上で実施されており、管理への先住民族*の主体的な関与が保証されている。このような場所を特定し、文書化または地図上に記すことにより、これらの価値が脅かされる恐れがあると先住民族*が判断した場合は、その他の手段を用いること。		
--	--	--	--

	3.5.3 文化、生態、経済、宗教、精神的に特別な意味を持つ場所が新たに発見された場合は、速やかに3.1.1で特定された先住民族*・先住民族*団体に通知され、国の法令*や地域法*に従い、保護*方法が先住民族*との間で合意されるまでは、近隣での管理活動は中断されている。		
--	---	--	--

3.6		組織*は先住民族*が伝統的知識*を守り、使用する権利を尊重*し、伝統的な知識や知的財産*を使用する際は先住民族*に補償をしなければならない。また使用する際には、自由意思による、事前の、十分な情報に基づく同意*を通じて組織*と先住民の間で基準*3.3のような契約*を締結しなければならない。またこれは知的財産*権の保護*制度と調和していなければならない。(新規)		
		3.6.1 伝統的知識*や知的財産*は保護*され、それらの保有者との間で契約*により自由意思による、事前の、十分な情報に基づく同意(FPIC)*が示された場合にのみ使用されている。		

		3.6.2 先住民族*は、自由意思による、事前の、十分な情報に基づく同意(FPIC)*を経て締結された契約*に従い、伝統的知識*(森林*の管理システムに関する知識を含む)や知的財産*(非木材林産物*の商業利用につながる知識の使用を含む)の使用に関して補償を受けている。		
		注: 補償については、3.1.1で特定された影響を受け得る先住民族*・先住民族*団体との協議*を経て決めること。		

4		原則* 4:地域社会*との関係 組織*は、地域社会*の社会的、経済的福利の維持または向上に貢献しなければならない。(V4 原則*4)		
4.1		組織*は、管理区画*内に存在する地域社会*及び管理活動により影響を受ける地域社会*を特定しなければならない。その上で組織*は、地域社会*との協議*の下、地域社会*が管理区画*内で持つ保有権*、森林*資源と生態系サービス*にアクセスし使用する権利に関する慣習的な権利*、法的*な権利及び義務を特定しなければならない。(新規)		
		4.1.1 管理区画*内に存在する地域社会*及び管理活動により大きな影響を受ける地域社会*が特定されている。		
		注: 大きな影響を受ける地域社会*には、直接影響を受ける地域社会*、保有権*に関する法的*及び慣習的な権利*や森林*資源と生態系サービス*へアクセスし使用する法的*及び慣習的な権利*を有する地域社会*が含まれるがこれらに限らない。		
	更新審査			
	第1回年次監査			
	第2回年次監査	旧市町村ごとに存在する保護団体が地域社会単位のベースとなる。条例で保護団体に対する入会慣行を認めている。保護団体の一覧が管理計画書付属資料12に記載されている。施業区ごとに関係する保護団体が存在すれば記載されている。県有林全体がカバーされている。 大きく見れば、流域周辺の生活者、ひいては山梨県民全体が地域社会となる。	✓	
	第3回年次監査			
	第4回年次監査			

		<p>4.1.2</p> <p>4.1.1で特定された地域社会*の慣習に合った*方法での協議*により、以下の事項が文書及び/または地図上に記されている：</p> <p>1) 保有権*に関する法的*及び慣習的な権利*。</p> <p>2) 森林*資源と生態系サービス*へアクセスし使用*する法的*及び慣習的な権利*。</p> <p>3) 地域社会*の持つ法的*及び慣習的な権利*と関連する義務。</p> <p>4) これらの権利と義務を裏付ける証拠。</p> <p>5) 地域社会*と行政及びその他との間で権利が争われている地域。</p> <p>6) 組織*によりどのようにこれらの法的*及び慣習的な権利*(紛争*対象の権利を含めて)が守られているのかについての概要。</p> <p>7) 管理活動に関する地域社会*の要望と目的*。</p>		
	更新審査			
	第1回年次監査			
	第2回年次監査	<p>山梨県恩賜県有財産管理条例、山梨県恩賜県有財産土地利用条例などで定めている。従来からの入会慣行を各地域の保護団体に認めており、希望する限り、永世、毎年、草木の払い下げをすることが定められており、実際に払い下げがなされている。林地残材についても保護団体から払い下げの要望があれば販売できる。</p> <p>山梨県恩賜県有財産管理条例第4条で保護団体が保護の責任を負わなくてはならない旨が記載されており、保護団体が巡視等の義務を負い、実施している。保護団体には交付金が支払われている。</p>	✓	
	第3回年次監査			
	第4回年次監査			

4.2		<p>組織*は、地域社会*の権利、資源、土地や領域*を守るために必要な限りにおいて、管理区画*内またはその区画に関連する管理活動を規制する権限を維持するための、その地域社会*が有する法的*及び慣習的な権利*を認識し、尊重*しなければならない。地域社会*がその管理活動を監督する権限を第三者に委託する際には自由意思による、事前の、十分な情報に基づく同意(FPIC)*が必要である。</p>		
		<p>4.2.1</p> <p>地域社会*は、自身の権利、資源、土地、領域*を保護*するために必要な範囲内で、管理活動への変更の要望や意見をいつ、どこで、どのように述べるができるのか、慣習に合った*協議*を通して伝えられている。</p>		
	更新審査			
	第1回年次監査			

	第2回年次監査	管理計画の編成を5年ごとに行っており、そのときに関係市町村、保護団体の意見を必ず聞くこととしている。「山梨県県有林野管理規程」で定められている。	✓	
	第3回年次監査			
	第4回年次監査			

		4.2.2 地域社会*が持つ、管理活動を規制する権限を維持するための法的*及び慣習的な権利*は組織*により侵害されていない。		
	更新審査			
	第1回年次監査			
	第2回年次監査	条例で保護団体の権限が決められており、権限が侵害されれば条例違反となるが、そのような事例は起こっていない。	✓	
	第3回年次監査			
	第4回年次監査			

		4.2.3 管理活動に関する地域社会*の法的*及び慣習的な権利*が侵害された証拠がある場合、必要に応じて、慣習に合った*協議*及び/または基準*1.6または4.6で要求されている紛争*解決手順を通じ、状況は是正されている。		
	更新審査			
	第1回年次監査			
	第2回年次監査	保護団体の権限が侵害されれば条例違反となり、法的に処理がなされる。しかし現在そのような事例はない。	✓	
	第3回年次監査			
	第4回年次監査			

		<p>4.2.4 地域社会*が持つ権利へ影響を与える森林*管理活動の実施前に、次の過程を経て地域社会*から自由意思による、事前の、十分な情報に基づく同意(FPIC)*を得ている： 1) 地域社会*が資源についての権利と義務を認識していることを確認している。 2) 地域社会*が管理の委託を検討している資源の経済、社会、環境的価値を地域社会*に伝えている。 3) 地域社会*が自身の権利、資源、土地、領域*を守るために必要な範囲内で、提案されている管理活動について同意を保留または修正する権利があることを伝えている。 4) 計画されている現在及び将来の森林*管理活動について地域社会*に伝えている。</p>		
	更新審査			
	第1回年次監査			
	第2回年次監査	もし保護団体の権限に影響する開発などが行われるときには、森林審議会が開かれ、そのなかで地元市町村や保護団体にも意見を聞くこととなっている。	✓	
	第3回年次監査			
	第4回年次監査			

4.3		<p>組織*は、地域社会*、請負業者、納入業者に対し、管理活動の規模*、強度*に応じて適当な*雇用の機会、教育訓練その他のサービスを提供しなければならない。(V4基準*4.1)</p>		
		<p>4.3.1 地域社会*、地元請負業者、地元納入業者に対して組織*の規模*に見合う程度で以下の機会が与えられている： 1) 雇用 2) 教育訓練 3) その他のサービス</p>		
		<p>注：教育訓練には教育啓発的なものから技術的なものまで、講習や研修の開催、情報提供などが含まれる。その他のサービスには例として取引における優遇措置や環境教育、レクリエーションの場の提供や自給の範囲内での資源の採取の許可が挙げられる。</p>		
	更新審査			
	第1回年次監査			
	第2回年次監査	<p>造林作業は、山梨県に登録されている県内業者が請負契約で行っている。その請負業者は48社(登録社数100)である。研修の案内はメール等で事業者者へも案内している。山梨県森林総合研究所では毎年研修事業を実施している。2018年度は、学校教員対象の環境教育指導者研修等の基礎研修2回、県職員や市町村職員対象、林業事業者も参加可能な専門研修が27回、緑の雇用の研修の一部としての技能者養成研修10回等の研修が行われた。</p> <p>県民の森や森林文化の森で毎年ワークショップ等がある。活動主体は地域の団体である。またこのような森には遊歩道を設置、管理している。遊歩道の管理は県が行っている。</p>	✓	

	第3回年次監査			
	第4回年次監査			

4.4		組織*は、地域社会*との協議*により、地域社会*の社会経済的な発展に貢献するため、管理活動の規模*、強度*及び社会経済的な影響力に応じて追加的な活動を行わなければならない。(V4基準*4.4)		
		4.4.1 組織*は、地域社会*や関係機関との慣習に合った*方法での協議*を通じて、地域の社会経済的な発展に寄与している。		
	更新審査			
	第1回年次監査			
	第2回年次監査	広大な県有林を適切に管理することで、地域の林業・木材産業の発展、登山やレクリエーション利用などの推進に寄与している。 「県政出張トーク」では林務長が地元住民や団体と直接話をする機会が設けられている。出された意見については、県庁内関係所属に周知され適宜対応している。主な意見については県庁ホームページで公開している。	✓	
	第3回年次監査			
	第4回年次監査			

		4.4.2 地域の社会経済に貢献するプロジェクトや追加的な活動が実施及び/または支援されており、それは管理活動の社会経済的な影響力に見合っている。		
	更新審査			
	第1回年次監査			
	第2回年次監査	追加的な活動としては、富士山の森活動(ボランティア活動)、クライン・ヴァルト(企業の福利厚生(森林体験、森林浴など)の場)の提供などが行われている。	✓	
	第3回年次監査			
	第4回年次監査			

4.5		組織*は、地域社会*との協議*により、管理活動が地域に与える社会、環境、経済上重大な悪影響を特定し、回避、低減する措置を実施しなければならない。実施される措置は、活動の規模*、強度*と悪影響のリスク*に応じたものでなければならない。(V4基準*4.4)		
		4.5.1 組織*は利害関係者*との協議*の下で、森林*管理活動が地域に与え得る社会、環境、経済的な悪影響を特定し、そのリスク*を評価し、悪影響が特定された場合、リスク*に応じて悪影響を低減するための措置を実施している。		
	更新審査			
	第1回年次監査			
	第2回年次監査	2015年度に第3次県有林管理計画の作成作業をする中で、市町村、保護団体に聞き取りを行った。第3次県有林管理計画p.273に記載されている。このように管理計画樹立に伴う聞き取りは5年に一度行われている。また県という立場上様々な団体と毎年話し合う機会は豊富にある。 知事対話では知事が、「県政出張トーク」では林務長が地元住民や団体と直接話をする機会が設けられている。出された意見については、県庁内関係所属に周知され適宜対応している。主な意見については県庁ホームページで公開している。 森林審議会、市町村、関係保護団体に聞き取りを行い、第3次管理計画を樹立した。このように管理計画樹立に伴う聞き取りは5年に一度行われている。また県という立場上様々な団体と毎年話し合う機会は豊富にある。聞き取り対象が特定の団体や性別に限定されることはない。 個別の事業においては、事前の環境影響評価で悪影響のリスクを評価している。	✓	
	第3回年次監査			
	第4回年次監査			

4.6		組織*は、地域社会*との慣習に合った方法での協議*により、管理活動が与えた影響についての地域社会*や個人の苦情を解決し、公正な補償*を行う仕組みを持たなければならない。(V4基準*4.5)		
		4.6.1 地域社会*との慣習に合った*方法での協議*により作成された、入手可能*な紛争*解決手順(苦情処理手順)を持っている。		
	更新審査			
	第1回年次監査			

第2回 年次監査	<p>書面にて、口頭で受けた意見を正式に受け付けるシステムがある。 文書開示請求があれば条例に従い応じる。 「やまなしパートナーズ・レター制度」にて、県民から県政に対するすべての質問や意見に対し1週間以内に回答する仕組みができています。誰でもウェブサイトから意見を提出できる。手順についても紹介されている。 広聴広報課が窓口となり、届いた意見が関係部署に振り分けられている。森林・林業関係では特にクレームはない。</p> <p>必要なときは法律と県の仕組みに従って補償を行うことになっている。ケヤキの枝が風で落ち、民地のフェンスを倒してしまったときには県で所有者に補償をした(H28.10発生)。</p> <p>もし紛争が起こった場合は、県の手続きに従い対応する。</p>	✓	
第3回 年次監査			
第4回 年次監査			

	<p>4.6.2 管理活動が与えた影響に関する苦情は迅速に*対応され、すでに解決済みかまたは紛争*解決手順により処理されているところである。</p>		
更新 審査			
第1回 年次監査			
第2回 年次監査	現在は苦情はない。ホームページで提出された意見はまず1週間以内に最初の回答がなされる。	✓	
第3回 年次監査			
第4回 年次監査			

	<p>4.6.3 森林*管理活動が与えた影響に関する現在に至るまでの苦情の記録が保管されている。これには以下がすべて含まれる： 1) 苦情解決のためにとられた一連の措置。 2) 地域社会*と個人への公正な補償*を含む、紛争*解決の結果。 3) 紛争*が未解決の場合は未解決の理由、解決に向けた方法と進捗状況。</p>		
更新 審査			
第1回 年次監査			
第2回 年次監査	過去の記録は保管されている。倒木処理、フェンスの補償など。	✓	
第3回 年次監査			
第4回 年次監査			

		4.6.4 以下の条件のいずれかに該当する紛争*がある場合は、当該地域において施業が中止されている： 1) 大規模な紛争*。 2) 長期に及ぶ紛争*。 3) 非常に多くの利害が関係している紛争*。		
	更新審査			
	第1回年次監査			
	第2回年次監査	現在そのような紛争はない。	✓	
	第3回年次監査			
	第4回年次監査			

4.7		組織*は、地域社会*との協議*により、地域社会*にとって文化、生態、経済、宗教、精神の観点から特別な意味を持ち、地域社会*が法的*または慣習的な権利*を持つ場所を特定しなければならない。これらの場所は組織*とその経営層により認識され、地域社会*との協働*により保護*されなければならない(新規)。		
		4.7.1 地域社会*にとって文化的、生態的、経済的、宗教的、精神的に特別な意味を持ち、地域社会*が法的*または慣習的な権利*を持つ場所が地域社会*の慣習に合った*方法での協議*により特定されている。また組織*はこれらの場所を認識している。		
	更新審査			
	第1回年次監査			
	第2回年次監査	「保護林」が該当する。地域社会の意見に基づき、地域社会が重要と考える森林を保護している。県有林管理計画に記載されている。	✓	
	第3回年次監査			
	第4回年次監査			

		4.7.2 地域社会*の慣習に合った*方法での協議*により、このような場所を保護*する方法が合意され、文書化された上で実施されている。このような場所を物理的に特定し、文書化または地図上に記すことにより、これらの価値が脅かされる恐れがあると地域社会*が判断した場合は、その他の方法を用いること。		
	更新審査			
	第1回年次監査			
	第2回年次監査	県有林管理計画を編成する際の地域社会からの意見聴取がベースとなっており、その上で保護方法が作成されている。手を付けずに保護されている。	✓	
	第3回年次監査			
	第4回年次監査			

		4.7.3 文化的、生態的、経済的、宗教的、精神的に特別な意味を持つ場所が新たに発見された場合は国の法令*や地域法*に従い、保護*方法が地域社会*との間で合意されるまでは、近隣での管理活動は中断されている。		
	更新審査			
	第1回年次監査			

	第2回年次監査	新たな場所の発見はなかった。	✓	
	第3回年次監査			
	第4回年次監査			

4.8		組織*は、地域社会*が伝統的知識*を守り、使用する権利を尊重*し、組織*がそれらの伝統的知識*や知的財産*を使用する際は地域社会*に補償をしなければならない。また使用する際には、自由意思による、事前の、十分な情報に基づく同意(FPIC)*を通じて組織*と地域社会*の間で基準*3.3のような契約*を締結しなければならない。またこれは知的財産*権の保護*に沿うものでなければならない。(新規)		
		4.8.1 伝統的知識*や知的財産*は保護*され、それらの保有者との間で契約*により自由意思による、事前の、十分な情報に基づく同意(FPIC)*が示された場合にのみ使用されている。		
	更新審査			
	第1回年次監査			
	第2回年次監査	該当するものはない。	N/A	
	第3回年次監査			
	第4回年次監査			

		4.8.2 地域社会*の伝統的知識*や知的財産*が使用されている場合、自由意思による、事前の、十分な情報に基づく同意(FPIC)*を通じて得られた契約*に従い、伝統的知識*や知的財産*の使用に関して地域社会*は補償を受けている。		
	更新審査			
	第1回年次監査			
	第2回年次監査	該当するものはない。	N/A	
	第3回年次監査			
	第4回年次監査			

5		原則* 5: 森林*のもたらす便益 組織*は、長期*的な経済的継続性*や様々な環境、社会便益を維持、向上するよう、管理区画*から得られる多様な林産物やサービスを効果的に管理しなければならない。(V4原則*5)		
5.1		組織*は、地域経済を多様化、活性化するため、管理区画*の多様な資源や生態系サービス*に基づいた様々な便益と林産物を管理活動の規模*と強度*に応じて特定して生産し、より多くの便益をもたらすよう、管理しなければならない。(V4基準*5.2、5.4)		
		5.1.1 地域経済の活性化、多様化につながる可能性のある多様な資源と生態系サービス*が特定されている。		
		注:これには、例として非木材林産物*や利用価値のある樹種、漁場・レクリエーションの場などが含まれる。		
	更新審査			
	第1回年次監査			
	第2回年次監査			
	第3回年次監査			
	第4回年次監査			

		5.1.2 地域経済を活性化、多様化するために、管理目的*に従い、特定された多様な林産物や便益の利用や生産が図られている。		
	更新審査			
	第1回年次監査			
	第2回年次監査			
	第3回年次監査			
	第4回年次監査			

		5.1.3 組織*が生態系サービス*の維持及び/または向上に関して収入を得る目的でFSCの広告宣伝を行う場合は附則Bの追加要求事項に従っている。		
	更新審査			
	第1回年次監査			
	第2回年次監査			

	第3回年次監査			
	第4回年次監査			

5.2		組織*は、管理区画*からの林産物の収穫とサービスの利用を、それらが持続できる水準以下に抑えなければならない。(V4基準*5.6)		
		5.2.1 木材伐採量*は成長量、蓄積量、枯死量、自然災害*による消失を反映した利用可能な最も有効なデータに基づいている。		
		注:これは必ずしも常に伐採量が成長量を上回ってはいけないということではない。将来の収穫のための蓄積を確保し、長期*にわたる木材収穫の持続可能性が示せることが重要。		
	更新審査			
	第1回年次監査			
	第2回年次監査			
	第3回年次監査			
	第4回年次監査			

		5.2.2 5.2.1で特定されたデータに基づき、木材の年間許容伐採量が決定されている。これは経営単位で設定され長期*的に木材の収穫が持続できる水準以下である。		
		注:ただし、恒常的に伐採量が5.2.1で参照された年間成長量よりも極端に少ない組織*(成長量の30%未満)の場合、年間許容伐採量が定められていなくてもよい。		
	更新審査			
	第1回年次監査			
	第2回年次監査			
	第3回年次監査			
	第4回年次監査			

		5.2.3 実際の木材の年間伐採量が記録されており、5年間（新規で5年の実績がない場合はあるだけの期間）の伐採実績が5.2.2で定めた可能伐採量のその期間の合計分を超えていない。		
		注：除伐、切り捨て間伐は育林施業として、この伐採量には含まない。		
	更新審査			
	第1回年次監査			
	第2回年次監査			
	第3回年次監査			
	第4回年次監査			
		5.2.4 組織*の管理下での生態系サービス*の商業的な利用と非木材林産物*の収穫については、利用可能な最も有効な情報*に基づき持続可能な利用量、収穫量が計算されており守られている。信頼度の高い成長量のデータがない場合は、予防原則に基づき、持続可能な資源利用方法を用いている。これには、経験に裏付けされた方法も含む。		
	更新審査			
	第1回年次監査			
	第2回年次監査			
	第3回年次監査			
	第4回年次監査			

5.3		組織*は、管理計画*において外部に及ぼす便益及び費用を把握し、考慮していることを示さなければならない。(V4基準*5.1)		
		5.3.1 管理活動に付随して発生する社会、環境上の悪影響を防止、回避または補償するための費用が確保されている。		
		注:これには例として以下のものが挙げられる: ・農薬*を代替するための取り組みの費用。 ・生分解チェーンオイルの使用に伴う追加費用。 ・侵略的外来種*駆除のための費用。 ・管理区画*内の危険箇所について事故や災害を防止するための対策の費用。 ・安全装備の整備費用。 ・漁業利権者への補償費用。		
	更新審査			
	第1回年次監査			
	第2回年次監査			
	第3回年次監査			
	第4回年次監査			

		5.3.2 管理活動による社会、環境上の好影響に伴う便益は特定され、管理計画*に含まれている。		
		注:これには例として、雇用創出、地域経済への貢献、水源涵養機能などの生態系サービス*の維持などが含まれる。また、便益は必ずしも定量化しなくてもよい。		
	更新審査			
	第1回年次監査			
	第2回年次監査			
	第3回年次監査			
	第4回年次監査			

5.4		組織*は、地元の 加工施設やサービスの提供の場が存在する場合、規模*、強度*、リスク*に応じて可能な限りこれらを利用しなければならない。このような施設やサービスが存在しない場合、地元でのこれらの創出に努力しなければならない。(V4基準*5.2)		
		5.4.1 他地域と比較して費用、品質、生産能力が劣らない場合、地元の製品、サービス、加工施設、付加価値づけ施設が利用されている。		
		注：地元の加工施設があってもそれを利用していない場合は正当な理由がある。		
	更新審査			
	第1回年次監査			
	第2回年次監査			
	第3回年次監査			
	第4回年次監査			

		5.4.2 地元の製品、サービス、加工施設、付加価値づけ施設がない、あるいは利用できない場合、組織*はこれらが地元で開設される、あるいは既存の施設が利用できるような改善がされるよう努力している。		
	更新審査			
	第1回年次監査			
	第2回年次監査			
	第3回年次監査			
	第4回年次監査			

5.5		組織*は、長期*の経済的継続性*への取り組みを規模*、強度*、リスク*に応じて管理計画*や支出根拠を通じて示さなければならない。(V4基準*5.1)		
		5.5.1 本規格への適合と長期*的な経済性*を保つため、管理計画*の実施のために必要な資金が計上されている。		
	更新審査			
	第1回年次監査			
	第2回年次監査			

	第3回年次監査			
	第4回年次監査			

		5.5.2 本規格への適合と長期*的な経済性*を保つため、管理計画*の実施に必要な支出と投資がされている。		
	更新審査			
	第1回年次監査			
	第2回年次監査			
	第3回年次監査			
	第4回年次監査			

		5.5.3 収入と支出のバランスは管理目的*や方針に沿っており、長期*的に継続して採算を保つための計画がある。		
		注：商業目的の林業経営を主として行っている組織*では、林業収入と支出のバランスがとれていることが望ましい。社会貢献や研究等、非商業的な目的で森林*管理をしている場合は、森林*管理に充当できる資金と支出のバランスが取れている。		
	更新審査			
	第1回年次監査			
	第2回年次監査			
	第3回年次監査			
	第4回年次監査			

6		原則* 6: 多面的機能と環境への影響 組織*は、管理区画*の生態系サービス*に資する多面的機能*を維持、保全*及び/または復元*し、また環境への悪影響を回避、改善または低減しなければならない。(V4原則*6)		
6.1		組織*は、事業活動により影響を受け得る管理区画*内外の多面的機能*を特定、評価しなければならない。この評価は、規模*、強度*、リスク*に見合った精度で行われ、少なくとも活動が及ぼす潜在的な悪影響を認知しモニタリングを行う上で十分で、かつ必要な保全*手段を決定するのに十分でなくてはならない。		
		6.1.1 管理区画*内の多面的機能*及び、管理活動により影響を受け得る管理区画*外の多面的機能*を評価するために利用可能な最も有効な情報*が利用されている。		
		注: 評価対象となる多面的機能*には、例として以下のものが挙げられる。評価は定量的でなくてもよい: <ul style="list-style-type: none"> ・ 生態系機能* (炭素の吸収・貯蔵を含む) ・ 生物多様性* (動植物相、絶滅危惧種*または希少*動植物の生息・生育状況または可能性) ・ 水資源 ・ 土壌 ・ 大気 ・ 景観的価値* (文化的及び精神的な価値も含む) 評価には、以下の情報源を参照できる。種の保護*の位置付けは、国よりも都道府県、都道府県よりも市町村の情報を優先すること: <ul style="list-style-type: none"> ・ 環境省生物多様性情報システム (レッドデータブック、自然環境保全基礎調査、生物多様性情報クリアリングハウスメカニズムを含む) http://www.biodic.go.jp/J-IBIS.html ・ 地方公共団体のレッドデータ ・ (日本のレッドデータ検索システム参照。http://www.jpnrdb.com/) ・ 水情報国土データ管理センター http://www5.river.go.jp/ ・ 土壌情報閲覧システム http://agrimesh.dc.affrc.go.jp/soil_db/ ・ 入手可能*な地方公共団体の水質調査結果 ・ 国指定文化財等データベース http://kunishitei.bunka.go.jp/bssystem/index_pc.html ・ 地方公共団体の担当部署 ・ 大学や研究所 ・ 環境保護団体、自然愛護団体 ・ 論文などの文献 ・ 地域社会*や先住民族*を含む利害関係者*への聞き取り 		
	更新審査			
	第1回年次監査			
	第2回年次監査	保安林管理図で多面的機能が表示できる。またGISに過去の多面的機能区分、山地災害危険地区(治山情報)などのデータが入っている。県のレッドデータブックがあり、具体的な希少種の情報はみどり自然課で管理している。土壌、地質などのデータもGISに含まれている。	✓	
	第3回年次監査			

	第4回年次監査			
--	---------	--	--	--

		6.1.2 多面的機能*の評価は、基準*6.2、6.3や原則*8が十分に実施できる頻度と精度で行われている。		
	更新審査			
	第1回年次監査			
	第2回年次監査	評価は十分な精度で行われている。保安林は指定の変更があれば随時変更が行われている。	✓	
	第3回年次監査			
	第4回年次監査			

6.2		林地をかく乱する作業開始前に、組織*は、特定された多面的機能*に対して管理活動が与え得る影響の規模*、強度*、リスク*を特定及び評価しなければならない。(V4基準*6.1)		
		6.2.1 環境影響評価*は林分から景観*までのレベルの多面的機能*に対して、管理活動が現在そして将来的に与え得る影響を特定している。		
		注：影響を評価対象となる管理活動には例えば以下のものを含む： <ul style="list-style-type: none"> ・ 道路の開設、維持 ・ 地拵え ・ 植栽 ・ 下刈り ・ 伐採 ・ 搬出 ・ 農薬*や肥料*の使用 ・ 狩猟や釣り、採集 影響には例えば以下のものを含むが、これに限らない。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 動植物相の変化 ・ 森林*構造の変化 ・ 野生動植物の生息・生育域*の劣化 ・ 土壌侵食 ・ 水質劣化 ・ 炭素貯蔵量の変化 ・ レクリエーション機能への影響 ・ 文化的価値への影響 		
	更新審査			
	第1回年次監査			
	第2回年次監査	県有林環境調査要領がある。作業前に環境影響評価を行い、調査結果は県有林環境調査チェックシートとして記録している。各訪問現場で確認した。 例：80林班と1小班（平成29年7月12日）、116林班ろ8小班（平成30年7月11日）、68林班ほ2小班など。 事前に配慮すべき項目は観察されなかった。	✓	

	第3回年次監査			
	第4回年次監査			

		6.2.2 環境影響評価*による管理活動の影響の予測(事前評価)は、施業の実施前に施業予定の林地を対象に行われている。		
		注:この事前評価で特定すべき影響を受けやすい脆弱な場所には、例えば以下のものが挙げられる。 ・絶滅危惧種*を含む、野生動植物の重要*な生息・生育場所 ・脆弱な土壌や川岸地帯*などの影響を受けやすい場所 ・劣化した場所 ・侵略的外来種*が侵入している場所 また、考えられる悪影響には例えば、以下のものが挙げられる。 ・野生動植物の生息・生育域*の劣化 ・絶滅危惧種*の減少 ・土壌侵食 ・水質劣化		
	更新審査			
	第1回年次監査			
	第2回年次監査	上記のとおり、各作業の実施前に現地で環境影響評価を実施している。	✓	
	第3回年次監査			
	第4回年次監査			

6.3		組織*は多面的機能*に対する悪影響を、その影響の規模*、強度*、リスク*に応じた範囲で回避し、また悪影響がみられた際には、それを低減、改善するための効果的な手法を特定し、実施しなければならない。(V4基準*6.1)		
		6.3.1 管理活動は多面的機能*を保護*し、悪影響を回避するよう計画、実施されている。		
	更新審査			
	第1回年次監査			
	第2回年次監査	今回訪問した各現場(80林班と1小班、116林班ろ8小班、68林班ほ2小班など)の県有林環境調査チェックシートを確認した。事前に悪影響は予測されていなかった。	✓	
	第3回年次監査			

	第4回年次監査			
--	---------	--	--	--

		6.3.2 管理活動による多面的機能*への悪影響は回避されている。		
	更新審査			
	第1回年次監査			
	第2回年次監査	事前に悪影響が予測されたり、作業後に悪影響が発生した事例はなかった。 チェックシートに悪影響の予測、発生は記録されていなかった。	✓	
	第3回年次監査			
	第4回年次監査			

		6.3.3 多面的機能*への悪影響が発生した場合は、更なるダメージを与えないよう措置が取られ、悪影響は低減及び/または補修されている		
	更新審査			
	第1回年次監査			
	第2回年次監査	作業中に悪影響が発生した場合には、事業者から県に連絡をもらうことになっている。今回の現場ではそのような発生はなかった。	✓	
	第3回年次監査			
	第4回年次監査			

6.4		組織*は、管理区画*内に存在する希少種*、絶滅危惧種*とそれらの生息・生育域*が健全に存続できるよう、保護*しなければならない。そのため、当該地域の中に保全地帯*、保護区*を設け、接続性*を確保し、希少種*や絶滅危惧種*の生存条件を整えなくてはならない。こうした対策を立てる際、希少種*と絶滅危惧種*の管理区画*を超えた地理的分布と生態的必要条件を考慮しなければならない。(V4基準*6.2)		
		6.4.1 管理区画*内や隣接地に存在する、またはその可能性のある国や地域のレッドリストに記載されている希少種*、絶滅危惧種*、ワシントン条約対象種、及びそれらの種の生息・生育域*は特定されている。		
		注: 評価には、以下の利用可能な最も有効な情報*源の例を参照できる。種の保護*の位置付けについては、国よりも都道府県、都道府県よりも市町村のものを優先すること。 ・日本のレッドデータ検索システム(地方公共団体のレッドリスト情報が統合されているサイト) http://www.jpnrdb.com/ ・環境省生物多様性情報システム(レッドデータブック、自然環境保全基礎調査、生物多様性情報クリアリングハウスメカニズムを含む) http://www.biodic.go.jp/J-IBIS.html ・有識者 ・環境保護団体、自然愛護団体 ・論文などの文献 ・地域社会*、先住民族*を含む利害関係者*への聞き取り		
	更新審査			
	第1回年次監査			
	第2回年次監査	2005年に山梨県レッドデータブックを作成。大きなメッシュで生息地を示している。2018年3月末に山梨県レッドデータブックの更新版が公開された。 GISに情報としては入っているが、密猟や盗掘を防ぐため機密データとして外部には公開していない。みどり自然課で情報を管理している。 「山梨県有林における代表的な希少植物種」(2017.3)を県総研が作成。Webで公開している。猛禽類(2015.4)、希少チョウ類(2019.4)についてもまとめられている。	✓	
	第3回年次監査			
	第4回年次監査			
		6.4.2 希少種*や絶滅危惧種*及びそれらの保全*状態や生息・生育域*に対して、管理活動が与え得る影響が特定されており、それらの悪影響を回避するように管理活動が工夫されている。		
	更新審査			

	第1回年次監査			
	第2回年次監査	県有林環境調査チェックシートで、希少種の有無を事前に現場で確認している。すでに判明している生息域については、前年度に伐採計画をたてるため、事前にみどり自然課に照会することを計画している。 請負業者に対しては希少種の研修を行っている。	✓	
	第3回年次監査			
	第4回年次監査			

		6.4.3 生息・生育域*の保全地帯*や保護区*の設置、個体数回復プログラムなどの取り組みを通じて特定された希少種*や絶滅危惧種*およびその生育・生息域が守られている。		
	更新審査			
	第1回年次監査			
	第2回年次監査	発見された希少種については記録され、保護されている。主に広葉樹林内に生息・生育しており、伐採をしないことで保護している。みどり自然課の管轄である。	✓	
	第3回年次監査			
	第4回年次監査			

		6.4.4 希少種*と絶滅危惧種*の狩猟、釣り、罟、採取は阻止されている。		
	更新審査			
	第1回年次監査			
	第2回年次監査	法律、条令で捕獲、採取等は禁止されている。 山岳レンジャー、富士山レンジャー、巡視などで監視している。 森づくり推進課で狩猟を管理。鳥獣保護区が指定されている。パトロールも行っている。 漁業は花き農水産課で管理。水産技術センターもある。	✓	
	第3回年次監査			
	第4回年次監査			

6.5		組織*は、当該地域を代表する自然生態系*を有する地域*を特定し、保護*しなければならない。自然生態系地域が未発達の場合は一定の割合を定めた候補地をより自然に近い状態*へと復元*しなければならない。保護*・復元*に必要な面積や措置は、人工林*内も含め、規模*、強度*、リスク*に応じ、全体の景観*レベルでの生態系*の価値と保全*状態に見合っていないなければならない。(V4基準*6.4、10.5及び2014年総会動議7番)		
		6.5.1 利用可能な最も有効な情報*に基づき、管理区画*内に実在する自然生態系*または自然状況*下で安定して存続するであろう自然生態系*が特定されている。		
		注: 特定作業には、管理区画*内の地形、地質、水環境、生物相等の環境条件の違いを考慮すること。		
	更新審査			
	第1回年次監査			
	第2回年次監査	自然環境保全図にまとめられている。 自然公園一覧、自然環境保全地区、自然記念物が載っている。 管内図にも記載されている。 公益林は針広混交林を目指して非皆伐。作業団を定めて管理方法を定めている。	✓	
	第3回年次監査			
	第4回年次監査			

		6.5.2 自然生態系*が存在する場合は、その代表的地域が保護*されている。		
	更新審査			
	第1回年次監査			
	第2回年次監査	管理計画p.233。第3次管理計画(2016年4月1日-2026年3月31日)では、公益林の面積は105,000ha(73.4%)となっている。公益林は自然林の維持を主目的として管理される。代表的地域としては自然環境保全地区が該当する。合計6138.80ha。	✓	
	第3回年次監査			
	第4回年次監査			

		6.5.3 代表的な自然生態系地域*が存在しない場合や十分に存在しない場合、または代表的な生態系が本来の自然生態系*として不適切な場合、管理区画*の一定割合がより自然に近い状態*へ復元*されている。		
		注:これには造林不適地に造林された人工林*で、時間の経過とともにその土地本来の種構成、林分構造を形成しつつあるものや、未発達だが時間の経過とともに自然林*になることが確実視される植物群落等を、そのまま自然の遷移に任せて自然状態*へと戻すことも含まれる。		
	更新審査			
	第1回年次監査			
	第2回年次監査	代表的な自然生態系が存在するため該当しない。	N/A	
	第3回年次監査			
	第4回年次監査			

		6.5.4 代表的な自然生態系地域*及び/または復元*地の面積は、景観*レベルでの生態系*の価値と保全*状態、管理区画*の面積及び森林*管理の強度*に見合っている。		
	更新審査			
	第1回年次監査			
	第2回年次監査	公益林の面積が全体の約75%あり、十分である。	✓	
	第3回年次監査			
	第4回年次監査			

		6.5.5 保全地域網*(指標*6.5.1~6.5.3で特定された代表的な自然生態系地域*及び/または復元*地、保全地帯*、保護区*、接続*地域、高い保護価値(HCV)*の維持地域)の合計は管理区画*全体の10%以上を占めている。 注:「用語と定義」で示されている通り、「保全*」とは、必ずしも禁伐を意味しない。また、グループ認証の場合、グループレベルで保全地域網*が認証林の総面積の10%以上を占めていれば、SLIMF*の管理区画*は区画ごとに10%の保全地域網*を設ける必要はない。		
	更新審査			
	第1回年次監査			
	第2回年次監査	管理計画p217にて厳正保存地域(19,764,ha、約13.8%)を指定。自然公園第1種特別地域、自然公園特別保護地区、自然環境保全地区、文化財指定地、風致保安林等。地図でも明記されている。	✓	
	第3回年次監査			
	第4回年次監査			

6.6		組織*は、特に生息・生育域*の管理を通し、管理区画*内で生存する在来種*と遺伝子型*の存続を効果的に維持しなくてはならない。また、狩猟、釣り、罟猟、採集等を効果的に管理・制御し、生物多様性*の消失を防がなければならない。(V4基準*6.2、6.3)		
		6.6.1 管理活動は、管理区画*に関わる自然生態系*に見られる植物群落等の生息・生育域の特徴*を維持している。		
	更新審査			
	第1回年次監査			
	第2回年次監査	厳正保存地域を含む公益林を設定し、自然生態系を保存している。		
	第3回年次監査			
	第4回年次監査			

		6.6.2 過去の施業により植物群落または生育域の特徴*が失われてしまっている場合は、それらを復元*することを目的とした管理活動が実施されている。		
	更新審査			
	第1回年次監査			

	第2回年次監査	公益林の面積が全体の約75%あるため、失われていない。	✓	
	第3回年次監査			
	第4回年次監査			

		6.6.3 その土地本来の種の多様性や遺伝的多様性が保たれるよう、管理活動により自然生態系*で見られる生息・生育域の特徴*は維持、向上または復元*されている。		
		注:この指標*は必ずしも生物多様性*の定量的モニタリングを求めるものではない。		
	更新審査			
	第1回年次監査			
	第2回年次監査	管理計画p.56以降に森林区分別の施業方針が規定されている。資源循環林においても森林生態に配慮した施業指針が示されている。 多くの森林は資源循環林として管理されておらず、公益林として管理している。公益林では自然生態系を保つ管理をしており、自然な森林の遷移が進んでいる。	✓	
	第3回年次監査			
	第4回年次監査			

		6.6.4 在来種*とその地域個体群、及びその自然分布が維持されるよう、狩猟、釣り、罨猟、採取は行政や地域社会*との協力の下、管理されている。		
		注:これには野生動物保護*を目的とした狩猟の規制のほか、増えすぎた害獣の狩猟促進も含む。		
	更新審査			
	第1回年次監査			
	第2回年次監査	山岳レンジャー、富士山レンジャー、巡視などで監視している。 森づくり推進課で狩猟を管理。鳥獣保護区が指定されている。パトロールも行っている。 漁業は花き農水産課で管理。水産技術センターもある。 狩猟対象鳥獣はツキノワグマ、ニホンジカ、キジ、キツネ、イノシシ等である。 山梨県では狩猟の管理を行っており(県有林課ではない)、狩猟目標や制限を課している。狩猟者には税の支払いを求めている。シカは、樹木が持続的に成長できる水準を目指した長期的な目標の下で個体数調整が行われている。シカの個体数の推定は様々な方法で行なわれており、例えば糞粒法や食害状況評価などが行なわれている。ツキノワグマも県の設定した上限数(70頭/年)の下で狩猟が行なわれている。緊急時には許可があればクマを撃つことができる。	✓	
	第3回年次監査			
	第4回年次監査			

6.7		組織*は、自然な河川や溪流*、湖沼*と、川岸地帯*との接続性*を保護*または復元*しなければならない。また、事業活動による水質と水量への悪影響を回避し、悪影響があった場合は、これを低減及び改善しなければならない。(V4基準*6.5)		
		6.7.1 自然の水域*と水辺空間*やそれらの接続性*がもつ多面的機能*を特定し、それを保護*する措置が実施されている。		
		注:保護*措置には、例として以下のものを含むことができる: ・2万5千分の1の地図上で示された恒常的な河川・溪流*両側及び湖沼*周囲のバッファゾーン*の設置。これは地図で示されていることが望ましい。 ・施業後の残材が谷や沢に流れ込まないように配慮する。 ・適切な*道路や橋の設置なしに車や大型作業機械が沢や溪流を横断しない。 ・道路の設置などにより自然な水の流れを妨げない。 ・作業機械を沢の水で洗わない。 ・農薬*や肥料*を水辺周辺で使用しない。 ・バッファゾーン*での燃料やオイルの扱いの規制。 ・燃料やオイルの漏れにくい容器での輸送や保管時の漏れ対策。		
	更新審査			

	第1回年次監査			
	第2回年次監査	尾根、溪流・沢筋沿いには保護樹帯を片側概ね25m設け保護することとしている。特に優先すべき場所を指定し、図面とリストにしている。溪畔林は基本的には禁伐としている。今回訪問した現場では河川沿いの場所は見られなかったが、移動中に観察した河川ではバッファゾーンが維持されていることを確認した。バッファゾーンの伐採の証拠は見られなかった。	✓	
	第3回年次監査			
	第4回年次監査			

		6.7.2 管理区画*内の、水域*と水辺空間*との接続性*、水質及び水量に劣化または損害が認められる場合、復元*するための活動が実施され、必要に応じてそれ以上被害を拡大させないための措置がとられている。		
	更新審査			
	第1回年次監査			
	第2回年次監査	これまでは接続性、水質、水量に劣化は確認されていない。大気水質保全課で管理している。	✓	
	第3回年次監査			
	第4回年次監査			

		6.7.3 以前の管理者や第三者による水域*の水質と水量の劣化が継続している場合は、この劣化を回避または低減する措置が実施されている。		
	更新審査			
	第1回年次監査			
	第2回年次監査	これまでは接続性、水質、水量に劣化は確認されていない。	✓	
	第3回年次監査			
	第4回年次監査			

6.8		組織*は、管理区画*全体の景観*を管理し、多様な樹種、面積、樹齢、空間規模*、伐期等様々な林分の配置がモザイク状に維持及び/または復元*されるようにしなければならない。これは、地域の景観的な価値*や、かつ環境、経済上の回復力*を向上させるための方策である。(V4基準*10.2)		
		6.8.1 異なる樹種、面積、樹齢、空間規模*、伐期のモザイクが景観*に適切に維持されている。皆伐面積は、景観*や環境、防災、社会的な影響を考え、配慮されている。		
		注:皆伐面積は、保安林機能が損なわれないと一般的に判断されている、森林法に基づき指定される保安林の皆伐上限面積を目安としてもよい。		
	更新審査			
	第1回年次監査			
	第2回年次監査	管理計画p.260「ランドスケープ管理の概念」で景観レベルの森林管理について言及している。また、厳正保全地域に隣接する施業予定地では、緩衝帯を設けるなど施業指針に従い施業を行う。 管理計画p.56以降に森林区分別の施業方針が規定されている。資源循環林においても森林生態に配慮した施業指針が示されている。 多くの森林は資源循環林として管理されておらず、そのような森林は自然な森林の遷移が進んでいる。資源循環林は、在来樹種を間伐、主伐、再造林という従来通りの管理方法で管理されている。主伐の面積は最大10ha、土砂流出防備保安林や砂防指定地内、富士山世界遺産構成資産内では5ha以下と設定されている。現地審査で訪問した主伐地の平均面積は5ha程度であった。 皆伐が複数年にわたり連続し、結果的に皆伐面積が大きくなる場合には、施業区の間緩衝帯を設けていた。	✓	
	第3回年次監査			
	第4回年次監査			

		6.8.2 異なる樹種、面積、樹齢、空間規模*、伐期のモザイクが景観*に適切に維持されていない場合、復元*に向けた取り組みが、個別の妥当性に応じて実施され、将来的な復元*が見込まれている。		
	更新審査			
	第1回年次監査			
	第2回年次監査	適切に維持されているため該当しない。	N/A	
	第3回年次監査			
	第4回年次監査			

6.9		<p>組織*は自然林*を人工林*や森林*以外の土地利用へ転換させてはならない。また自然林*を直接転換して造られた人工林*を森林*以外の土地利用へ転換させてはならない。ただし以下をすべて満たす場合を除く：</p> <p>a) 管理区画*の面積に対してごく限られた割合*のみに影響する場合。</p> <p>b) 転換によって、管理区画*において明確かつ大きく、安定した、長期*的な自然環境保全*の公益がもたらされる場合。</p> <p>c) 高い保護価値(HCV)*を維持または向上するために必要な資源や場所を損なったり、脅かしたりしない場合。</p> <p>(V4基準*6.10及び2014年総会動議7番)</p>	
		<p>6.9.1 自然林*から人工林*への転換、自然林*から森林*以外の土地利用への転換、自然林*を直接転換して造られた人工林*から森林*以外の土地利用への転換は行なわれていない。ただし以下をすべて満たす場合は除く：</p> <p>1) 管理区画*のごく限られた割合*のみに影響する場合。</p> <p>2) 転換によって、管理区画*において明確かつ大きく、安定した、長期*的な自然環境保全*の公益がもたらされる場合。</p> <p>3) HCV*や、HCV*を維持または向上するために必要な資源や場所を損なったり、脅かしたりしない場合。</p>	
		<p>注：本指標*の適用に際しては、用語と定義に記されている「自然林*」及び「人工林*」の定義を参照することが重要である。</p>	
	更新審査		
	第1回年次監査		
	第2回年次監査	<p>a), c)に該当する、ごく一部の場所を道路拡幅やダム建設などの公益、公共事業用に売却しているが、そのほかは森林の他の土地利用への転換はない。転換により地域住民の生活の利便性や森林管理のためのアクセス性が向上している。保護価値の高い森林は法律により厳正に保護されているためb)も該当する。第3次県有林管理計画p.9に林地の変動が記載されている。この5年間で1ha購入し、公共の用途等で6ha売却したため、合計5ha減少した。</p>	✓
	第3回年次監査		
	第4回年次監査		

6.10		1994年11月以降に自然林*を転換して造られた人工林*を含む管理区画*は、通常、認証の対象とはならない。ただし以下のいずれかを満たす場合を除く： a) 組織*はその転換に責任がないという明確かつ十分な証拠がある場合。 b) 管理区画*の面積に対してごく限られた割合*のみに影響し、転換によって、管理区画*において明確かつ大きく、安定した長期*的な自然環境保全*の公益がもたらされている場合。 (V4基準*10.9)		
		6.10.1 利用可能な最も有効な情報*に基づき、1994年以降の土地利用の転換についての正確な情報が収集されている。		
	更新審査			
	第1回年次監査			
	第2回年次監査	転換は行っていない。審査中も確認されなかった。	✓	
	第3回年次監査			
	第4回年次監査			

		6.10.2 以下の1)を満たす場合、または2)及び3)を満たす場合を除き、1994年11月以降に自然林*から人工林*に転換された土地は認証されていない： 1) 組織*が、自身は直接的または間接的にその転換に責任がないという明確かつ十分な証拠を示した場合。 2) 転換によって、管理区画*における明確かつ大きな長期的保全*の公益がもたらされている場合。 1994年11月以降に自然林*を転換して造られた人工林*の面積の合計が現在の管理区画*面積の5%を超えない場合。		
		注：本指標*の適用に際しては、用語と定義に記されている「自然林*」及び「人工林*」の定義を参照することが重要である。		
	更新審査			
	第1回年次監査			
	第2回年次監査	1994年11月以降の拡大造林は行われていない。	✓	
	第3回年次監査			
	第4回年次監査			

7		<p>原則* 7: 管理計画* 組織*は、管理活動の規模*、強度*とリスク*に応じ、管理の方針と目的*に沿った管理計画*を持たなければならない。管理計画*は、モニタリング情報を基に最新情報に更新され、永続的な順応的管理*として実施されなければならない。関連する計画文書や手順書は、従業員への指針として、また利害関係者*及び関心の高い者*への情報として、そして管理の意思決定の根拠として十分なものでなければならない。(V4 原則*7)</p>		
7.1		<p>組織*は、管理活動の規模*、強度*とリスク*に応じ、環境的に適切で、社会的な利益にかなない、経済的にも継続可能な管理の方針(ビジョンと理念)と目的*を設定しなければならない。管理の方針と目的*の概要は管理計画*書に組み込まれ、公開*されなければならない。(V4基準*7.1)</p>		
		<p>7.1.1 FSCの原則*と基準*に沿う方針(ビジョンと理念)が定められている。</p>		
	更新審査			
	第1回年次監査			
	第2回年次監査			
	第3回年次監査			
	第4回年次監査			

		<p>7.1.2 7.1.1で定められた方針に沿う具体的な管理目的*が定められている。</p>		
	更新審査			
	第1回年次監査			
	第2回年次監査			
	第3回年次監査			
	第4回年次監査			

		7.1.3 定められた方針と管理目的*の概要が管理計画*に含まれており、公開*されている。		
	更新審査			
	第1回年次監査			
	第2回年次監査			
	第3回年次監査			
	第4回年次監査			

7.2		組織*は、基準*7.1に則り制定した管理目的*と方針に基づいた管理計画*を有し、これを実行しなければならない。管理計画*には管理区画*内に存在する自然の状況が記載されており、どのように計画がFSC認証要求事項を満たすか説明されていなければならない。管理計画*には活動の規模*、強度*とリスク*に応じ、森林*管理面と社会管理面が含まれていなければならない。(V4基準*7.1)		
		7.2.1 管理計画*には管理目的*を達成するための方策、管理活動、対策及び手順が含まれている。		
	更新審査			
	第1回年次監査			
	第2回年次監査			
	第3回年次監査			
	第4回年次監査			

		7.2.2 FSC認証の管理責任者が任命されており、責任担当者の変更の際は確実な引き継ぎを行う手順がある。		
	更新審査			
	第1回年次監査			
	第2回年次監査			
	第3回年次監査			

	第4回年次監査			
--	---------	--	--	--

		7.2.3 管理計画*は附則Cに記載されている要素を含んでおり、実施されている。		
	更新審査			
	第1回年次監査			
	第2回年次監査			
	第3回年次監査			
	第4回年次監査			

7.3		管理計画*には、各管理目的*の進捗を評価するための検証可能な達成目標*が含まれていなければならない。(新規)		
		7.3.1 各管理目的*の達成と管理計画*の進捗状況をモニタリングするために、検証可能な達成目標*が立てられており、評価の頻度が定められている。		
		注：検証可能な達成目標*には例として以下の項目を含むことができる： <ul style="list-style-type: none"> ・ 木材及び非木材林産物*の収穫量 ・ 林分調査(更新状況、成長量等) ・ 環境保全活動(生物多様性*、土壌、水への影響評価、劣化した場所の復元*等) ・ 施業の実施 ・ 施業の効率性・生産性 ・ 利害関係者*との協議* ・ 社会貢献プログラム(環境教育や地域との活動等) ・ 労働環境や安全衛生 ・ 財務状況と予算 		
	更新審査			
	第1回年次監査			
	第2回年次監査			
	第3回年次監査			
	第4回年次監査			

7.4		組織*は、モニタリングや評価の結果、利害関係者*との協議内容、新たな科学的知見や技術革新の情報に基づき、また環境の変化や社会経済状況の変化に応じて、管理計画*文書と手順書を定期的に見直し、更新しなければならない。(V4基準*7.2)		
		7.4.1 管理計画*は以下を反映させるために附則Dのように見直され、定期的に更新されている： 1) モニタリング結果。これには、認証機関による監査の結果を含む。 2) 分析評価。 3) 利害関係者*との協議*の結果。 4) 新たな科学的知見や技術革新の情報。 5) 環境や社会経済状況の変化。 注：モニタリング内容については原則*8参照のこと。		
	更新審査			
	第1回年次監査			
	第2回年次監査			
	第3回年次監査			
	第4回年次監査			

7.5		組織*は、管理計画*の概要を作成し、誰もが無償で入手可能*なようにしておかなければならない。計画及び関連する部分についても、機密情報*を除いて、利害関係者*からの要望に応じ提供しなければならない。この場合は、複製作成費用及び処理費用については実費を請求することができる。(V4基準*7.4)		
		7.5.1 利害関係者*にとって分かりやすい形式で、地図を含み、機密情報*を除いた管理計画*の概要が無償で入手可能*である。		
	更新審査			
	第1回年次監査			
	第2回年次監査			
	第3回年次監査			
	第4回年次監査			

		7.5.2 利害関係者*からの要望に応じて機密情報*を除く管理計画*の関連箇所が複製作成及び対応にかかる費用の実費にて提供可能である。		
	更新審査			
	第1回年次監査			

	第2回年次監査			
	第3回年次監査			
	第4回年次監査			

7.6		組織*は、規模*、強度*、リスク*に応じ、積極的にかつ透明性の高いやり方で、管理計画*の策定及びモニタリング過程について利害関係者*と協議*し、また他の関心の高い者*についても要求に応じて関与*させなければならない。(V4基準*4.4)		
		7.6.1 慣習に合った方法での*協議*により、利害関係者*が積極的及び透明性をもって以下の過程に関与*している： 1) 紛争*解決プロセス(基準*1.6、2.6、4.6) 2) 労働者*の労働条件の決定(原則*2) 3) 先住民族*や地域社会*がもつ権利(基準*3.1、4.1)、重要な*場所(基準*3.5、4.7)、及び先住民族*や地域社会*に管理活動*が与える影響(基準*4.5)の特定 4) 地域社会*の社会経済的発展に貢献する活動(基準*4.4) 5) 高い保護価値*の評価、管理及びモニタリング(基準*9.1、9.2、9.4)		
	更新審査			
	第1回年次監査			
	第2回年次監査	一昨年度に第3次県有林管理計画の作成作業をする中で、市町村、保護団体に聞き取りを行った。第3次県有林管理計画p.273に記載されている。知事対話では知事が、「県政出張トーク」では林務長が、地元住民や団体と直接話をする機会が設けられている。出された意見については、県庁内関係所属に周知され適宜対応している。主な意見については県庁ホームページで公開している。昨年は知事対話は林業関係の話ではなかった。県政出張トークは開催されたが、具体的に対処すべき意見はなかった。	✓	
	第3回年次監査			
	第4回年次監査			

		<p>7.6.2 以下の事柄は、慣習に合った*方法での協議*を経て行う： 1) 適切な*代表者との連絡窓口の決定（適切な場合、地域の機関、組織、行政を含む）。 2) 双方向に情報が伝達できるような、互いに合意された連絡方法の確立。 3) すべての関係者(女性、若者、高齢者、少数派層)が公平に協議*に参加することの保証。 4) すべての会議、協議内容、合意された事項が記録されることの保証。 5) 会議議事録の内容が承認されることの確保。 6) 慣習に合った*方法での協議*の結果が関係者と共有されることの保証。</p>		
	更新審査			
	第1回年次監査			
	第2回年次監査	地域住民の会議を行う際などは、7.6.2のプロセスが保証されている。	✓	
	第3回年次監査			
	第4回年次監査			

		<p>7.6.3 利害関係者*の利害に関わる管理活動の計画策定及びモニタリングについて、慣習に合った*方法で協議*の機会が設けられている。</p>		
	更新審査			
	第1回年次監査			
	第2回年次監査	計画、モニタリングについては、県のホームページで公開されており、誰でも自由に意見を提出できる。	✓	
	第3回年次監査			
	第4回年次監査			

		<p>7.6.4 関心の高い者*には要望に応じて、利害関係や機密情報*を考慮の上で差し支えない範囲で、彼らの関心を引くであろう森林*管理活動の計画策定及びモニタリングについて関与*する機会が与えられている。</p>		
	更新審査			
	第1回年次監査			

	第2回年次監査	ホームページで公表している。 管理計画p.273で管理計画樹立の経緯を示しており、公開までの手順が定められている。 県有林のパンフレットがある。 県の出先機関には森林所有者からの質問を受ける窓口があり、実際問い合わせがある。 県有林課へ直接電話による問い合わせもある。 県森林総合研究所の調査研究結果はホームページやチラシなどで情報公開している。 特に県民に限定した仕組みではないので、誰でも閲覧、意見提出ができる。	✓	
	第3回年次監査			
	第4回年次監査			

8		原則* 8:モニタリングと評価 組織*は、管理区画*の状態、活動の影響及び、管理目的*の達成に向けた進捗状況について、管理活動の規模*、強度*、リスク*に見合ったモニタリングと評価を行われなければならない。そして、モニタリングの結果を見ながら進める現場順応型管理*を実施しなければならない。(V4 原則*8)		
8.1		組織*は、管理計画*の方針と管理目的*、検証可能な達成目標*の達成度を含め、活動の進捗状況を基に計画が実施されていることを、モニタリングしなければならない。(新規)		
		8.1.1 管理計画*の実施をモニタリングするための手順が文書化され、実行されている。これには、管理計画*に記載されている活動の進捗状況そして指標*7.3.1で特定された、管理目的*ごとに立てられた検証可能な達成目標*の達成度を含む。		
	更新審査			
	第1回年次監査			
	第2回年次監査			
	第3回年次監査			
	第4回年次監査			

		8.1.2 モニタリングの手順・ツールは現場で十分に実行できるものであり、反復可能かつ経年変化を調べるのに適切である。		
	更新審査			
	第1回年次監査			
	第2回年次監査			

	第3回年次監査			
	第4回年次監査			

8.2		組織*は、環境状態の変化、及び管理区画*内で実施されている活動が環境や社会に与える影響を、モニタリングし、評価しなければならない。(V4基準*8.2)		
		8.2.1 附則Dに従って管理活動が環境と社会に与える影響がモニタリングされている。		
	更新審査			
	第1回年次監査			
	第2回年次監査			
	第3回年次監査			
	第4回年次監査			

		8.2.2 附則Dに従って環境状態の変化がモニタリングされている。		
	更新審査			
	第1回年次監査			
	第2回年次監査			
	第3回年次監査			
	第4回年次監査			

8.3		組織*は、モニタリングと評価の結果を分析し、この分析結果を順次計画過程に反映させなければならない。(V4基準*8.4)		
		8.3.1 順応的管理*手順の実施によりモニタリング結果は定期的に分析され、管理計画*作成の際に考慮、反映されている。		
		注：分析に十分な結果がまだ集まっていない場合は、追加で十分な結果を得た上で分析を行うための計画がある。		
	更新審査			
	第1回年次監査			

	第2回年次監査			
	第3回年次監査			
	第4回年次監査			

		8.3.2 モニタリングにより特定されたFSCの要求事項に対する不適合は適切に対処されており、モニタリング結果を反映させて、検証可能な達成目標*を含む管理計画*や必要であれば管理目的*を修正している。		
	更新審査			
	第1回年次監査			
	第2回年次監査			
	第3回年次監査			
	第4回年次監査			

8.4		組織*は、機密情報*を除くモニタリング結果の概要を作成し、無償で入手可能*なようにしておかなければならない。(V4基準*8.5)		
		8.4.1 機密情報*を除き、利害関係者*にとってわかりやすいようにまとめた、附則Dの要求事項を網羅するモニタリング結果の概要(地図を含む)が無償で入手可能*なようになっている。		
		注: 機密情報*には、公開*されると支障があると考えられる希少種*、貴重種の情報も含まれる。		
	更新審査			
	第1回年次監査			
	第2回年次監査			
	第3回年次監査			
	第4回年次監査			

8.5		組織*は、管理区画*から生産された全ての林産物のうち、管理活動の規模*、強度*、リスク*に応じてFSC認証製品として市販されるものについては、生産場所と生産量を追跡しなければならない。(V4基準*8.3)		
		8.5.1 FSC認証製品として販売・譲渡するすべての林産物について、収穫されたFSC認証林から所有権が移るまでのトレーサビリティが確保されている。		
	更新審査			
	第1回年次監査			
	第2回年次監査			
	第3回年次監査			
	第4回年次監査			

		8.5.2 販売・譲渡されたすべての林産物について、以下の情報を含む書類が残されている： 1) 樹種の和名（例：マツではなく、アカマツ、クロマツなど）。海外への販売の場合は樹種の学名も。 2) 製品名または製品の記述 3) 製品の材積(または数量) 4) 伐採区画まで材を追跡するための情報 5) 伐採日/ 期間 6) 林内で簡単な加工が行なわれる場合は、加工日/期間と加工量 7) FSC認証製品として販売されたか否か		
		注：パルプ用材収穫のように多くの樹種が収穫され、一本毎の樹種の判定や材積の記載が難しい場合、主要樹種とその割合を記載すればよい。		
	更新審査			
	第1回年次監査			
	第2回年次監査			
	第3回年次監査			
	第4回年次監査			

		<p>8.5.3 FSC表示を伴って販売されたすべての製品について、少なくとも以下の情報を含む請求書または類似書類が5年以上保管されている： 1) 購入者の名前及び所在地等の購入者を特定できる情報 2) 販売日 3) 主要樹種の和名。海外への販売の場合は樹種の学名も。 4) 製品の記述 5) 販売された製品の体積(または数量) 6) 認証番号 7) FSC製品として販売されたことを示す「FSC 100%」というFSC表示</p>		
	更新審査			
	第1回年次監査			
	第2回年次監査			
	第3回年次監査			
	第4回年次監査			

		<p>8.5.4 FSC商標の使用は商標使用に関するFSC規格(FSC-STD-50-001)の最新版に従っている。</p>		
	更新審査			
	第1回年次監査			
	第2回年次監査			
	第3回年次監査			
	第4回年次監査			

		<p>8.5.5 販売・譲渡された林産物については、入手可能*な最も有効な最新情報*に基づき、放射能汚染リスクが低いことが確保されている。</p>		
		<p>注：2.3.11で放射能汚染リスクが高いと疑われる地域に由来する林産物の販売・譲渡は避ける。</p>		
	更新審査			
	第1回年次監査			
	第2回年次監査			

	第3回年次監査			
	第4回年次監査			

9		原則* 9: 高い保護価値* 組織*は、予防手段*を用いて、管理区画*内の高い保護価値(HCV)*を特定し、それらを維持及び/または向上しなければならない。(V4 原則*9)		
9.1		組織*は、管理区画*内における以下に挙げる高い保護価値(HCV)*の存在及び状態を評価、特定し、記録しなければならない。この場合、利害関係者*や関心の高い者*との協議*や、他の方法や情報源を通し、管理活動の規模*、強度*、リスク*、及び高い保護価値*が存在する可能性に応じて行うこととする。HCV 1 - 種の多様性: 全世界、地域あるいは国家的に重要*とされる固有種、希少種*または絶滅危惧種*を含む生物多様性*が集中して認められる地域。 HCV 2 - 景観*レベルでの生態系*とモザイク: 自然発生種のほとんどが豊富にあり、本来の分布域存在している。世界的、地域あるいは国家的に重要*とされる原生林景観*、大規模な景観*レベルの生態系*と生態系のモザイク。 HCV 3 - 生態系*及び生息・生育域*: 希少*または危急*、絶滅の危機に瀕している生態系*、生息・生育域*もしくはレフュジア(退避地)*が認められる地域。 HCV 4 - 不可欠な*生態系サービス*: 脆弱な土壌や斜面の浸食の防止集水域の保護*など危機的状況において重要*な基礎的な生態系サービス*。 HCV 5 - 地域社会*の基本ニーズ: 地域社会*あるいは先住民*の基本的需要(生活、健康、食料、水など)に欠かせない場所と資源。 HCV 6 - 文化的価値: 文化的、精神的、生態学的、経済的に地域社会*あるいは先住民*にとり非常に重要*として認められ、利害関係者*との協議*により特定された、世界的もしくは国家的に重要*な場所、資源、生息・生育域*や景観*。 (V4基準*9.1及び2014年総会動議7番)		
		9.1.1 基準*9.1で定義されているHCV1～HCV6の高い保護価値(HCV)*の場所と状態、またその価値が依存する高い保護価値(HCV) *の維持地域*とその状態を記録した利用可能な最も有効な情報*を用い、評価が完了している。		
	更新審査			
	第1回年次監査			
	第2回年次監査			
	第3回年次監査			

	第4回年次監査			
--	---------	--	--	--

		9.1.2 HCV*の特定に際しては、利害関係者*及びHCV*の保全*に関心の高い者*との慣習に合った*方法での協議*から得られた結果が用いられている。		
	更新審査			
	第1回年次監査			
	第2回年次監査			
	第3回年次監査			
	第4回年次監査			

		9.1.3 特定されたHCV*の場所や地域は地図に明記されている。		
	更新審査			
	第1回年次監査			
	第2回年次監査			
	第3回年次監査			
	第4回年次監査			

		9.1.4 9.1.1及び9.1.2に従い評価した結果HCV*が特定されなかった場合でも、HCV*特定のためのアセスメントは、環境変化等を踏まえ、5年を基本として適宜見直されている。		
	更新審査			
	第1回年次監査			
	第2回年次監査			
	第3回年次監査			
	第4回年次監査			

9.2		組織*は、利害関係者*や関心の高い者*、専門家との協議*により特定された高い保護価値(HCV)*の維持及び/または向上させる効果的な方策を策定しなければならない。(V4基準*9.2)		
		9.2.1 利用可能な最も有効な情報*を用い、HCV*への脅威*が特定されている。		
	更新審査			
	第1回年次監査			
	第2回年次監査			
	第3回年次監査			
	第4回年次監査			

		9.2.2 特定されたHCV*を維持及び/または向上させ、高い保護価値(HCV)*をもつ地域*を支えるため、利害関係者*や関心の高い者*、有識者、及びその他関係者との協議*により、価値を損なう可能性のある管理活動が行われる前に、管理方策と活動計画が策定されている。		
	更新審査			
	第1回年次監査			
	第2回年次監査			
	第3回年次監査			
	第4回年次監査			

		9.2.3 策定された管理方策はHCV*の維持及び/または向上に効果的である。		
	更新審査			
	第1回年次監査			
	第2回年次監査			
	第3回年次監査			
	第4回年次監査			

9.3		組織*は、特定された高い保護価値(HCV)*を維持及び/または向上させるための方策と活動計画を実施しなければならない。これらの方策と取り組みは予防手段*も含め、活動の規模*・強度*・リスク*に応じて実施しなければならない。(V4基準* 9.3)		
		9.3.1 策定された方策の実施の効果も勘案し、HCV* とそれらが依存するHCVをもつ地域*は維持されている及び/または向上している。		
	更新審査			
	第1回年次監査			
	第2回年次監査			
	第3回年次監査			
	第4回年次監査			

		9.3.2 科学的な情報が不十分もしくは確実でない場合や、HCV*の脆弱性や繊細さが不明な場合においても、策定された方策と活動がHCV*が損なわれることを防ぎ、リスク*を回避している。		
	更新審査			
	第1回年次監査			
	第2回年次監査			
	第3回年次監査			
	第4回年次監査			

		9.3.3 HCV*を損なう活動は即時中止され、HCV*を復元*、保護*する措置が取られている。		
	更新審査			
	第1回年次監査			
	第2回年次監査			
	第3回年次監査			
	第4回年次監査			

9.4		組織*は、高い保護価値(HCV)*が効果的に保護*されるよう、その状態の変化を評価するための定期的なモニタリングを行い、管理方策に反映していかなければならない。また、モニタリングは、規模*、強度*、リスク*に見合い、利害関係者*、関心の高い者*、及び専門家との協議*により推進しなければならない。(V4基準*9.4)		
		9.4.1 定期的なモニタリングプログラムには以下の評価が含まれている： 1) 方策の実施。 2) HCV*とそれらが依存するHCV*を支える地域*の状態。 3) HCV*を完全に維持及び/または向上させるための管理方策と保護*の取り組みの効果。		
	更新審査			
	第1回年次監査			
	第2回年次監査	山岳レンジャー、富士山レンジャーなどが通常のモニタリングのシステム内で行っている。確実に保護されているか、また訪問者が規則や規制に従っているかを確認している。これは日々または週に1回程度の頻度で行われている。また各種生物調査も不定期ではあるが行われている。研究所による調査地がある場所ではモニタリングも行われている。	✓	
	第3回年次監査			
	第4回年次監査			

		9.4.2 モニタリングプログラムは、利害関係者*、関心の高い者*及び専門家との協議*を含む。		
	更新審査			
	第1回年次監査			

	第2回年次監査	巡視をしていることは富士山レンジャーなどが情報発信をしている。意見があればだれでもウェブサイトを通じて、または事務所に直接提出できる。山岳レンジャーは希少種のチェック、シカの影響などを行い、県の森林総研に報告され、必要に応じ対策を取っている。	✓	
	第3回年次監査			
	第4回年次監査			

		9.4.3 モニタリングプログラムは、初回の評価とそれぞれのHCV*の特定された状態と比較し、HCV*の変化を発見するのに十分な範囲、詳細さ、頻度で行われている。		
	更新審査			
	第1回年次監査			
	第2回年次監査	巡視の頻度を重要度に応じて定め、実施している。	✓	
	第3回年次監査			
	第4回年次監査			

		9.4.4 モニタリングまたはその他の新たな情報により、HCV*の維持及び/または向上のために、管理方策と活動は十分でないと示された場合、これらの方策と活動計画は修正されている。		
	更新審査			
	第1回年次監査			
	第2回年次監査	そのような事例は特にはない。	✓	
	第3回年次監査			
	第4回年次監査			

		9.4.5 モニタリング記録は保管されている。		
	更新審査			
	第1回年次監査			
	第2回年次監査	巡視記録は山岳レンジャーはみどり自然課、富士山レンジャーは富士東部事務所 所で保管されている。	✓	
	第3回年次監査			
	第4回年次監査			

10		原則* 10: 管理活動の実施 組織*もしくは組織*のために実施される管理区画*内での活動は、組織*の経済、環境、社会的方針と目的*に一致したものが選択及び実施され、全体としてFSCの原則*と基準*に合致するものであること。(新規)		
10.1		組織*は、管理計画*に従い、最終伐採した後は天然更新または人工更新により、迅速に*伐採前*の状態またはより自然に近い状態*に再生させなければならない(新規)。		
		10.1.1 すべての伐採地は以下の要件を満たすよう、迅速に*更新されている: 1) 伐採作業の影響を勘案し多面的機能*を保護*している。 2) 更新後の植生を伐採前*と比較して少なくとも同程度の自然状態*(樹種構成と林分構造)に回復させるために適切である。迅速な更新を図ったにも関わらず、意図した更新が見られない場合は原因が分析され、再度更新がされるように対処されている。		
	更新審査			
	第1回年次監査			
	第2回年次監査			
	第3回年次監査			
	第4回年次監査			

		<p>10.1.2 以下を満たすように森林*更新活動が実施されている。</p> <p>1) 人工林*の伐採の場合、生態的に適合した種を用いて、伐採前*と比較して少なくとも同程度の自然状態*を保つように更新されている。</p> <p>2) 自然林*の伐採の場合、伐採前*と同じ、もしくはより自然に近い状態*へと更新している。植栽を通じて更新をする場合は、伐採前*と比較して生物多様性*や森林*構造が劣化しないように行われている。</p> <p>3) 劣化した自然林*の伐採の場合、伐採前*より自然に近い状態*へと更新している。</p>		
	更新審査			
	第1回年次監査			
	第2回年次監査			
	第3回年次監査			
	第4回年次監査			

10.2		<p>組織*は、管理目的*に沿って、生態的に適合した種、在来種*及びその地域固有の遺伝子型*を用いて更新を行うこと。(V4基準*10.4)</p>		
		<p>10.2.1 更新のために用いられる種は、生態的に地域に適合した種である。</p>		
		<p>注：在来種*、特にこれまでその地域で使われてきた実績がある種が望ましいが、外来種*であってもそれを使う正当な理由があり、その地方で使われてきた実績により侵略性がないことが証明されていればよい。外来種*については10.3.1参照。</p>		
	更新審査			
	第1回年次監査			
	第2回年次監査	<p>在来種が使用されており、苗木は県内で栽培されている。現地審査で確認した植栽地にはカラマツが植栽されているのを確認した。</p> <p>林業種苗法で定められた種を使用している。針葉樹は地域の指定はない。広葉樹は地域の苗に限定されている。</p> <p>苗木需給調整会議で、向こう3年間の必要種苗量を算出し、計画的な生産を依頼している。種子は県内産の指定。県内の急な需要の変化によっては、近県で生産された苗木を移入して使用することがある。長野県からカラマツ苗を購入した事例がある。</p>	✓	
	第3回年次監査			
	第4回年次監査			

		10.2.2 更新のために用いられる種は更新の目的*及び管理目的*に沿っている。		
	更新審査			
	第1回年次監査			
	第2回年次監査	現地の状況、気候条件等に応じ、管理目的に合った種を選択している。	✓	
	第3回年次監査			
	第4回年次監査			

10.3		組織*は、外来種*を使用する際は、侵略的影響が制御できることや、効果的な影響低減措置がとられているという条件を満たさなければならない。(V4基準*6.9、10.8)		
		10.3.1 直接的な経験や科学的な調査結果により、侵略的な影響が制御できると示され、かつ拡大を制御するための効果的な措置が取られている場合にのみ外来種*が使用されている。		
	更新審査			
	第1回年次監査			
	第2回年次監査	現在植林している外来種はない。 林道法面では、外来種を使用しないで緑化させるのが難しいところもある。在来種では土壌が凍結、融解するところでは難しいという結果が出ている。そのため外来種、在来種の混合種子を使用している。現地で確認した。 ただし、林道法面には吹き付け自体を行わない場合が増え、外来種子の使用数量は減少傾向にある。表土撒き出しはコスト高になるため、治山林道では採用していない。 外来種の拡大は見られない。	✓	
	第3回年次監査			
	第4回年次監査			

		10.3.2 組織*により導入された外来種*の拡大はモニタリングされ、制御されている。		
		注：林業樹種に限らず、管理区画*内に植えられた園芸種も含む。		
	更新審査			
	第1回年次監査			

	第2回年次監査	林道法面に使用されている草本の外来種は拡大はしていない。	✓	
	第3回年次監査			
	第4回年次監査			

		10.3.3 組織*により導入されたものでない侵略的な外来種*については、外来生物法に基づき、地方公共団体や認定団体との協力の下、影響を制御するための管理活動が実施されている。		
		注:これには第三者が管理する林道法面への吹付けにおいて用いられる外来植物も含む。植栽される種や品種についての選択の権限が組織*にない場合でも、管轄機関に侵略性のないものを使うよう働きかけることはできる。		
	更新審査			
	第1回年次監査			
	第2回年次監査	<p>国の外来種対策として、外来生物法が定められており、それに基づき外来種被害防止行動計画、生態系被害防止外来種リストを定めている。それを踏まえたうえで、県有林内に侵入してきた外来種の扱いについて検討した。富士山科学研究所の講師を招いて、林業関係者向けの研修を2019年6月に実施した。林業事業体、森林組合、県森林環境部、市町村職員などが対象。今後も定期的に行う予定。</p> <p>県有林内の外来植物については、特に侵略性が高く注意すべき植物を、要注意外来生物として定め、県職員、請負業者に注意喚起することを検討中。現在のところアレチウリ、オオキンケイギク、オオハングウソウが見られる。オオブタクサ、ニワウルシも広がる可能性が高いので、要注意種に定める予定。種の選定は今後も随時発見されたら行う。これらの外来植物については、下刈り、除伐時に特に注意し、積極的に除去してもらう。その他の機会に現地で発見した際にも可能な限り除去する。今後もし通常の下刈り、除伐で除去できず、造林木への被害が出る状況になれば、外来植物駆除の作業を別途委託することも検討中。</p> <p>林道脇の草刈りは年1回は行っている。</p> <p>広葉樹林への外来植物侵入の対策はまだ検討していない。今のところ天然林内への大規模な侵入は確認されていないので、人工林や林道からの侵入を抑えることから始める予定。</p> <p>方針は最終決定されていないため、継続とする。</p>	✓	観察事項 2018.2
	第3回年次監査			
	第4回年次監査			

10.4		組織*は管理区画*内で遺伝子組換え生物*を使用してはいけない。(V4基準*6.8)		
		10.4.1 遺伝子組換え生物*は使用されていない。		
		注:これは林業樹種に限らず、林内で使われる可能性のある農作物、園芸用植物、生物的防除*も含む。		
	更新審査			
	第1回年次監査			
	第2回年次監査			
	第3回年次監査			
	第4回年次監査			

10.5		組織*は、植生、種、場所に生態的に適合するとともに管理目的*に合致した育林*施業を行っている。(新規)		
		10.5.1 生態的にその植生、種、場所に適合するとともに管理目的*に合致した育林*施業が行われている。		
	更新審査			
	第1回年次監査			
	第2回年次監査			
	第3回年次監査			
	第4回年次監査			

10.6		組織*は、肥料*の使用の有益性が生態的かつ経済的に同等以上と認められる場合にのみ限定し、それ以外は使用を避けるものとする。肥料*の使用がある時には、土壌を含む多面的機能*の劣化を防ぎ、環境への影響を軽減する及び/または価値を回復*しなければならない。(V4基準*10.7及び2014年総会動議7番)		
		10.6.1 化学肥料*の使用は避けられている、もしくは最小限に抑えられている。これには、管理区画*内の苗畑も含む。		
	更新審査			
	第1回年次監査			
	第2回年次監査	肥料は使用していない。	✓	

	第3回年次監査			
	第4回年次監査			

		10.6.2 肥料*が使用されている場合、肥料*を必要としない育林*方法と比較して生態的かつ経済的に同等か有益である。		
	更新審査			
	第1回年次監査			
	第2回年次監査	肥料は使用していない。	✓	
	第3回年次監査			
	第4回年次監査			

		10.6.3 肥料*が使用される際には、その種類、使用量、使用頻度と使用場所が記録されている。		
	更新審査			
	第1回年次監査			
	第2回年次監査	肥料は使用していない。	✓	
	第3回年次監査			
	第4回年次監査			

		10.6.4 肥料*が使用される際には、多面的機能*の劣化を防ぐ対策が取られ、価値が守られている。		
	更新審査			
	第1回年次監査			
	第2回年次監査	肥料は使用していない。	✓	
	第3回年次監査			
	第4回年次監査			

		10.6.5 肥料*の使用によってもたらされた多面的機能*の劣化は、軽減されるか、機能が回復されている。		
	更新審査			
	第1回年次監査			
	第2回年次監査	肥料は使用していない。	✓	
	第3回年次監査			
	第4回年次監査			

10.7		組織*は、化学農薬*の使用を避ける、あるいは完全に排除するため、育林*体系に基づく総合的な病虫獣害対策を構築しなければならない。またFSCの方針により禁止されている化学農薬*は使用してはならない。農薬*を使用する際には、多面的機能*の劣化と人体への健康被害を防ぎ、影響があった際には、影響を軽減するもしくは多面的機能*と健康を回復しなければならない。(V4基準*6.6、10.7) 注:日本では、在来のマツ類に感染し枯死させるマツノザイセンチュウの防除や、北海道において野ネズミによる食害を軽減するために行政の指導の下、農薬*が使われている。野ネズミの防除に使われているリン化亜鉛は現在FSCが禁止する非常に危険な農薬リストに入っているが、行政は環境に対する負荷が少ない安全な薬剤として、使用を奨励している。最低限の使用量とするため、北海道各地で行政の指導の下、予察調査が行われ、個体数の動態に基づき適当とされる量が散布されている。現在、FSCの農薬方針は改定中であり、改定後、本基準*下の指標*は必要に応じて再度議論するものとする。		
		10.7.1 造林から伐採までのすべての育林*方法の決定を含む、総合的な病虫獣害対策が実施されており、化学農薬*の使用が避けられるか使用停止が図られている。農薬*が使われている場合は、使用頻度、使用範囲、使用量が全体的に減らされている。		
	更新審査			
	第1回年次監査			
	第2回年次監査	「県有林施業における農薬使用要領」を定めている。 第2期山梨県第二種特定鳥獣(ニホンジカ)管理計画(2017年3月策定)がある。当時71,146頭のシカがいると推定されるが、2023年の目標頭数32,597頭を目指して捕獲頭数を設定している。捕獲は狩猟(銃猟及び罠猟)および管理捕獲により行う。 過去の使用実績を確認したところ、忌避剤は防護柵の使用などで減少してきている。除草剤は近年ほぼ使用していない。マツクイムシ防除剤については、発生量に左右されるところもあるが、減少してきている。全体的に減少傾向にあることが過去のデータから確認できた。	✓	
	第3回年次監査			
	第4回年次監査			

		10.7.2 FSC農薬方針により禁止されている化学農薬*は、FSCから特例使用承認がない限り、管理区画*内で使用及び保管されていない。		
	更新審査			
	第1回年次監査			
	第2回年次監査	FSC禁止薬品は使用していない。薬品使用時には農薬チェックシートを使用して薬品をダブルチェックし、誤ってFSC禁止薬品を使用しないようにしている。	✓	
	第3回年次監査			
	第4回年次監査			

		10.7.3 FSC本部から禁止農薬*の使用について特例使用承認を得ている場合、農薬指針に従い、当該農薬*は特例の条件に従って使用され、使用の削減、停止に向けての試みや取り組みが進められている。		
	更新審査			
	第1回年次監査			
	第2回年次監査	FSC禁止薬品は使用していない。	✓	
	第3回年次監査			
	第4回年次監査			

		10.7.4 農薬*を使用する場合、商品名、使用量、使用期間、使用場所、使用面積、使用者、使用の理由・根拠、残存量(保存されている量)が記録されている。		
	更新審査			
	第1回年次監査			
	第2回年次監査	以下の薬剤が使用され、記録がとられている。 シカ忌避剤 コニファー(ジラム水和剤):1,796.8リットル、ランテクター(全卵水和剤):3kg マツクイムシ防除薬剤 ヤシマNCS(カーバム剤):276リットル、グリーンガード(酒石酸モランテル液剤):139リットルを使用。 各現場の使用量が記録されており、その集計がなされている。 在庫は持たず、使用時に必要な量のみ購入している。	✓	
	第3回年次監査			
	第4回年次監査			

		10.7.5 農薬*を使用する際の取扱い(輸送、保管、使用方法、漏出の際の緊急時取り扱い方法を含む)はILO文書「職場での化学物質の使用における安全衛生」及び農薬取締法に従っている。		
	更新審査			
	第1回年次監査			
	第2回年次監査	請負業者へ薬剤散布に関する仕様書で指示する。保護衣類の着用、雨天時の作業禁止、健康管理等について指示。	✓	
	第3回年次監査			
	第4回年次監査			

		10.7.6 農薬*を使用する際は、効果を得ながら使用量が最小限とするように使用されている。また、周辺の景観*に対する効果的な保護*施策が取られている。		
--	--	---	--	--

		<p>注:これには例として以下のような措置を含むが、これに限らない:</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 農薬*の運搬、保管、使用のための機器類は、全て安全で漏れのない状態に保たれている。 ・ 農薬*の保管場所は雨漏りなどのない安全な状態に保たれている。 ・ 河川・溪流*や湖沼*付近で農薬*は使わない。 ・ 植林前に、農薬*で処理された苗木を排水溝や河川・溪流*で洗わない。 ・ 豪雨が予想されている場合は使用しない。 		
	更新審査			
	第1回年次監査			
	第2回年次監査	<p>水に流れ込むところでは化学薬品を使用しないことになっている。標準仕様書、薬剤散布仕様書 で謳っている。現地でも確認されなかった。薬剤使用の6時間以内に降雨が予想される際は降雨中にも使用しない。苗木の薬品処理は禁止している。仕様書でも明記されている。説明書にしたがい必要最小限の量のみ購入して使用している。過剰な使用はない。</p>	✓	
	第3回年次監査			
	第4回年次監査			

		<p>10.7.7 農薬*の使用による、多面的機能*の劣化と人体への健康被害は避けられている。影響があった際には、影響を軽減するもしくは多面的機能*と健康は回復されている。</p>		
	更新審査			
	第1回年次監査			
	第2回年次監査	<p>そのような問題は起きていない。</p>	✓	
	第3回年次監査			
	第4回年次監査			

		10.7.8 農薬*を使用する場合は以下をいずれも満たす： 1) 農薬*の選択、使用方法、使用時期、使用パターンは人体や標的以外の種に対して与えるリスク*が最小限となるよう配慮されている。 2) 病虫獣害を制御するためには当該農薬*が唯一の効果的かつ現実的で費用効果が高い方法であることを示す客観的な証拠がある。		
	更新審査			
	第1回年次監査			
	第2回年次監査	使用時期は冬季に最小限使用している。 獣害対策検討フローに従い、防除方法を決定している。	✓	
	第3回年次監査			
	第4回年次監査			

10.8		組織*は、国際的に認められた取り決め*に従い、生物的防除*の使用を最小限に抑えなければならない。利用する際はモニタリングを行い、厳しく制御し、同時に多面的機能*の劣化を防ぎ、影響があった際には、影響を軽減するもしくは価値を回復させなければならない。(V4基準*6.8)		
		10.8.1 生物的防除*の使用は最小限に抑えられ、モニタリングされ、制御されている。		
	更新審査			
	第1回年次監査			
	第2回年次監査			
	第3回年次監査			
	第4回年次監査			

		10.8.2 生物的防除*の使用は国際的に認められた科学的取り決め*に従っている。		
		注：FAOの「外来の生物的防除の輸入と放飼に関する行動規範」、農業取締法、及び環境省の「天敵農薬に係る環境影響評価ガイドライン」参照。		
	更新審査			
	第1回年次監査			

	第2回年次監査			
	第3回年次監査			
	第4回年次監査			

		10.8.3 生物的防除*を利用する際には、その種類、利用量、利用期間、利用場所、利用の理由、影響・効果を記録している。		
	更新審査			
	第1回年次監査			
	第2回年次監査			
	第3回年次監査			
	第4回年次監査			

		10.8.4 生物的防除*の使用による多面的機能*の劣化は防がれており、また、影響があった場合は具体的措置により影響が軽減されているもしくは価値が回復されている。		
		注:「天敵農業に係る環境影響評価ガイドライン」に基づき、生物的防除*導入後の監視が継続的に行われている。		
	更新審査			
	第1回年次監査			
	第2回年次監査			
	第3回年次監査			
	第4回年次監査			

10.9		組織*は、その特性*に応じて自然災害*のリスク*を評価し、自然災害*による悪影響を低減するような活動を実施しなくてはならない。(新規)		
		10.9.1 組織*は、火災、土砂崩れ、土石流、洪水、風害、雪害、雪崩、病虫獣害などの自然災害*の地域における歴史及びより広域での近年の傾向を分析し、インフラ*、森林*資源、地域社会*に与え得る悪影響を評価し、リスク*の高い災害を特定している。		
	更新審査			
	第1回年次監査			
	第2回年次監査			
	第3回年次監査			
	第4回年次監査			

		10.9.2 10.9.1で特定されたリスク*に応じ、自然災害*の影響を低減するように森林*管理活動が設計されている。		
		注:これには、例として以下のものを含む: <ul style="list-style-type: none"> ・ 風の通り道の分析と風害に強い育林*方法。 ・ 害虫管理のための管理された被害木焼却処理。 ・ 排水や湿地*の自然なパターンを残すことによる洪水の防止。 ・ 病虫獣害の被害を最小限にするための植林木の遺伝的多様化。 ・ 適時間伐を行うことによる下層植生の繁茂の促進と土壌流出の防止。 ・ 地形や地質を考慮した災害の発生しにくい路網整備。 		
	更新審査			
	第1回年次監査			
	第2回年次監査			
	第3回年次監査			
	第4回年次監査			

		10.9.3 管理活動が誘発する可能性のある自然災害*について、管理活動により災害の頻度、分布、深刻さが高まるリスク*が特定されている。		
		例：路網開設または皆伐後、土砂災害や雪崩、周辺林分での風害の危険性が高まるなど。		
	更新審査			
	第1回年次監査			
	第2回年次監査			
	第3回年次監査			
	第4回年次監査			

		10.9.4 特定されたリスク*を低減するために、管理活動が修正されるもしくは対策が講じられている。		
		注：これには例えば以下のものが含まれる： <ul style="list-style-type: none"> ・ 火災の拡大を防ぐための防火帯や貯水池の設置、消防隊の組織及び教育訓練を含む火災管理計画。 ・ 土砂災害や洪水を防ぐための効果的な排水構造の導入。 ・ 病虫害の拡大を防ぐための被害木焼却処理。 ・ 風害に備えるための風の通り道を示す地図の作製。 ・ 道路の開設、整備の際の路面密度や路面勾配の管理と、排水処理。 ・ 保険の活用。 		
	更新審査			
	第1回年次監査			
	第2回年次監査			
	第3回年次監査			
	第4回年次監査			

		10.9.5 森林*管理活動により引き起こされたと考えられる自然災害*が発生した際には(例:林道敷設に起因する土砂崩れ)、その原因が分析され、今後の施業で改善するための策が講じられている。		
	更新審査			
	第1回年次監査			
	第2回年次監査			
	第3回年次監査			
	第4回年次監査			

10.10		組織*は、インフラ*の整備、輸送活動、育林*等種々の事業活動に影響を受ける水資源や土壌の劣化を特定し、それに伴う希少種*や絶滅危惧種*とその生息・生育域*や生態系*、景観的な価値*のかく乱と劣化を防ぎ、その影響がある場合は、低減及び/または元の状態へ回復するような措置を講じなくてはならない。(V4 基準*6.5)		
		10.10.1 インフラ*の開発、整備、利用及び輸送活動は基準*6.1で特定された多面的機能*を保護*するよう管理されている。		
		注:これには、組織*が管轄する道路(林道、作業道、作業路)の新規開設及び整備が含まれ、具体的措置としては、以下のものが例として挙げられる: ・新しい道路の開設及び維持管理は、河川・溪流*が明記された地形図を使い、前もって計画されている。 ・環境的に脆弱な地域(例:傾斜の強い狭い谷、滑りやすい不安定な地形、自然の排水路や川岸地帯*など)には道路を開設しない。 ・盛土や法面は浸食を防ぐよう安定させる。 ・河川・溪流*との交差は作業前に計画され地図に明記される。 ・河川・溪流*との交差は最小限に抑える。 ・道路は河川・溪流*に対して直角に交差する。 ・谷間の道路は、河川・溪流*からできるだけ離れている。 ・新しい道路は河床に建設されていない。 ・魚の移動を妨げず、魚に不適當な河床や速い流れを形成しないような水路を設定する。 ・排水は自然の河川・溪流*に直接流れこまない。		
	更新審査			
	第1回年次監査			

第2回年次監査	80と1外小班の真砂土土壌の皆伐現場で、素材生産業者が作設した一時的な搬出路が、降雨により浸食されている兆候が観察された。山梨県有林の一般的な業務発注手順としては、立木を素材生産業者に売り払いした後、皆伐が完了したら、翌年度に地拵え作業を発注する。その際に一時的な作業道は必要に応じ埋め戻され、さらにその翌年度には再植林され森林に戻るが、皆伐から地拵えまで1年程度の期間が空くため、その間に適切な排水処理ができていないと土砂崩れを誘発する可能性がある。また、現在のところ、皆伐時の一時的な作業道の開設方法や皆伐後の排水処理については県としての規定はない。素材生産業者は長年県有林での作業を行っている経験のある業者が多く、無理な搬出路開設はしないが、皆伐時の現場管理は素材生産業者の経験に委ねられている。特に軟弱な地質での皆伐の際には、地拵えを実施するまでに浸食を起こさないよう、作業道の作設や皆伐後の排水処理方法についての方針を作成し、素材生産業者に周知することが望ましい。	✓	観察事項 2019.1
第3回年次監査			
第4回年次監査			

	10.10.2 育林*施業は、基準*6.1で特定された多面的機能*を保全*するよう実施されている。		
更新審査			
第1回年次監査			
第2回年次監査			
第3回年次監査			
第4回年次監査			

	10.10.3 河川・溪流*、湖沼*、土壌、希少種*、絶滅危惧種*、生息・生育域*、生態系*、及び景観的な価値*のかく乱または劣化は防がれており、かく乱または劣化が起こった場合は迅速に*低減、回復されている。またそれ以上の劣化が起こらないように管理活動が修正されている。		
更新審査			
第1回年次監査			
第2回年次監査			
第3回年次監査			

	第4回年次監査			
--	---------	--	--	--

10.11		組織*は、残存木、林地残材やその他の多面的機能*を損なわないように、伐採や収穫に関わる適正な活動を推進しなくてはならない。(V4基準*5.3、6.5)		
		10.11.1 木材及び非木材林産物*の収穫は、基準*6.1で特定された多面的機能*を保全*するよう実施されている。		
		注:これには、例えば以下のような措置を含む: ・伐採前*の調査により保護*が必要な場所を特定する。 ・林業機械を、決められた渡り場以外で河川・溪流*に進入させない。 ・残材は沢、河川・溪流*に入れない。 ・土壌が流れ出したら搬出は中止する。 ・間伐前の掃除伐(大刈り)は作業の安全と効率上必要最低限に抑えて、土壌を過度に露出させない。		
	更新審査			
	第1回年次監査			
	第2回年次監査			
	第3回年次監査			
	第4回年次監査			

		10.11.2 組織*は、各樹種の最適利用と利用材積の最大化及び非木材林産物*の最適利用に努めている		
		注:これには、林内での劣化を避けるための伐倒後の丸太の速やかな搬出も含まれる。ただし、葉枯らし乾燥も認められる。		
	更新審査			
	第1回年次監査			
	第2回年次監査			
	第3回年次監査			
	第4回年次監査			

		10.11.3 多面的機能*を保全*するために十分な量の枯死、腐朽しているバイオマス及び森林*構造が残されている。安全性や病虫獣害なども考慮し、問題ない場合は、利用できない残材や立枯木は森林*内に残されている。		
	更新審査			
	第1回年次監査			
	第2回年次監査			
	第3回年次監査			
	第4回年次監査			

		10.11.4 伐採施業は、残存木、林地残材やその他の多面的機能*を損なわないよう実施されている。		
	更新審査			
	第1回年次監査			
	第2回年次監査			
	第3回年次監査			
	第4回年次監査			

10.12		組織*は、環境に配慮した適切な*方法で廃棄物*の処理を行わなければならない。(V4基準*6.7)		
		10.12.1 基準*6.1で特定された多面的機能*を保全*するよう、かつ各地方公共団体の規定に従い、廃棄物*の収集、清掃、輸送は適切に行われ、森林管理区画*外で適切に処分されている。		
		注：廃棄物*の適切な*処理(処分)には、排出事業者の責務の順守、処理を委託する場合における確認事項の順守(例：収集運搬業者の運搬車・運搬容器などの処理業者の能力確認)などが含まれる。		
	更新審査			
	第1回年次監査			
	第2回年次監査	廃棄物は持ち帰り適正に処理する。産業廃棄物処理会社に処理を依頼し引き取ってもらうことが日本の法律で定められており、実行されている。 完成検査の際にはゴミを残さないように標準仕様書で規定している。	✓	

	第3回年次監査			
	第4回年次監査			

		10.12.2 森林管理区画*内に廃棄物*は放置されていない。		
	更新審査			
	第1回年次監査			
	第2回年次監査	2019年4月に県有林職員の全体会議で、本指摘事項について周知し、請負事業者のごみの回収、完成検査での現地確認の徹底を依頼した。県有林造林事業標準仕様書で、請負者は資材、ごみ等の放置がないように整理するよう書かれており、請負者も県職員も内容を知っているはずである。職員も現地でゴミを見つけた場合は回収するよう周知している。現場審査では現場に放置された廃棄物はほとんど観察されなかった。 現場審査の際にごみが1件発見されたが、過去のもので、作業中に見つからなかったものであったと推測されるため、問題ないと判断する。すぐに撤去される予定。	✓	
	第3回年次監査			
	第4回年次監査			

		10.12.3 ハイカーなどの個人により投棄された廃棄物*が目立つ場合、それを抑制するための対策が取られている。		
	更新審査			
	第1回年次監査			
	第2回年次監査	そのようなゴミは発見し次第回収している。不法投棄の防止柵や看板を設置しているところもある。	✓	
	第3回年次監査			
	第4回年次監査			

以下の5つの質問に、D列のドロップダウンの選択を用いて回答してください。-「はい」が「いいえ」

1	認証取得者は農業を使用しているか	はい	続ける
2	認証取得者は禁止HHP、高度制限HHP及び制限HHPに関する特例を所有しているか	いいえ	
3	2019年8月1日の監査時以降に禁止HHPが使用されたか	いいえ	
4	審査日は2020年8月1日以降であるか	いいえ	
5	有効な特例なく、認証取得者が高度制限HHP及び制限HHPを使用したことがあるか。	はい	

注:いかなる農業でも使用した際には A1.1.5 を記入する必要がありますが、移行年には軽微な条件は1年の期限で発行されます。リストにない農業は2020年までESRAを実施する必要はありません。

上記の5つの質問に回答後、下記の該当するセクションの完了に関する指示に従ってください。- A1.1.1, A1.1.2, A1.1.3, A1.1.4, A1.1.5, A1.1.6

SA Ref	FSC Ref - FSC-POL-30-001 v3.	要求事項	「はい」「いいえ」で回答	第2回年次監査	「はい」「いいえ」で回答	第3回年次監査	「はい」「いいえ」で回答	第4回年次監査
A1.1.1	禁止HHP、高度制限HHP及び制限HHPを使用している-特例を所有する場合のみ使用すること							
1.1.1.1		企業は禁止/高度制限/制限HHPの使用に関する有効な特例を有しているか	いいえ					
1.1.1.2		農薬名と有効成分						
1.1.1.3		使用量(単位)						
1.1.1.4		森林規模						
1.1.1.5		使用理由						
1.1.1.6		企業は特例に関する要求事項を全て記入しているか						
1.1.1.7		特例の有効期限						
1.1.1.8		農薬名と有効成分						
1.1.1.9		使用量(単位)						
1.1.1.10		使用森林規模						
1.1.1.11		使用理由						
1.1.1.12		企業は特例に関する要求事項を全て記入しているか						
1.1.1.13		特例の有効期限						
特例のない禁止HHP								
A1.1.2	4.2.11	企業は禁止農業を有効な特例を有せずに使用したか。緊急事態または政府による命令下の場合、A1.1.3を参照。	いいえ					
A1.1.3	緊急事態または政府による命令下で使用された禁止HHP							
1.1.3.1	4.2.11	企業は禁止HHPを緊急事態または政府による命令下で使用したか	いいえ					
1.1.3.2		農薬名と有効成分						
1.1.3.3		使用の正当性とその証拠						
1.1.3.4		使用量(単位)						
1.1.3.5		使用森林範囲						

1.1.3.6	附則3. pt.1	以下を含むSAへの通知を書面にて提出したか a)FSC禁止HHPの使用意図 b)使用が必要な理由							
1.1.3.7	附則3. pt.2	使用開始から30日以内に、以下の内容をSAへ提出したか a)FSC 禁止HHP の使用が必要な理由 b)現場特有の環境・社会リスクアセスメント(ESRA) c)特定されたリスクの回避・低減措置 d)影響を回避し、最小限に抑え、低減するために実施している教育訓練とモニタリング e)c)とd)のレビュープロセスについての説明							
1.1.3.8	附則3. pt. 5	比較環境・社会リスクアセスメントが実施され、病虫害被害が、より危険性の低い代替方法では現実的に制御できないことを示さなければならない。							
1.1.3.9	附則3. pt. 3	該当する場合、HHP-IGIに関するESRAの要求事項が組み込まれているか							
A1.1.4 特例がない制限HHP及び高度制限HHPの使用									
1.1.4.1		高度制限HHPまたは制限HHPを使用しているか	はい						
		農薬名と有効成分	はい	針葉樹(ジラム)					
		使用の正当性とその証拠	はい	鹿忌避剤					
		使用森林範囲		断続的					
		特徴はどのリストに記載されているか/Which List(s) does this feature on?	はい	高度制限					
		使用量(単位)	はい	1.796.8 リッター					
A1.1.5 その他の農薬の使用について-2020年8月からの完全順守のみ-以下の注意を参照。移行期間内のESRAに関する不適合については、「2020年8月1日までにFSC農薬指針のFSC-POL-30-001 v3の関連要素をすべて満たす」というMinorを1つだけ提起することに注意すること。									
A1.1.5		2020年8月1日以降、リストに記載されていない農薬のESRAは完了されているか	2020年8月まで該当なし	2020年8月まで該当なし					
		農薬名と有効成分	はい	ヤシマ NCS (Carbam)					
		使用の正当性とその証拠	はい	マツ材線虫病の農薬					
		使用森林範囲							
		使用量(単位)	はい	276 リッター					
		農薬名と有効成分	はい	グリーンガード(モラントル酒石酸塩)					
		使用の正当性とその証拠	はい	マツ材線虫病の農薬					
		使用森林範囲							
		使用量(単位)	はい	139 リッター					
A1.1.6 全ての農薬の使用-品質管理システム 上記の全ての農薬使用に関して、下記のQMS要求事項のセクションを完了させてください。									
1.1.6.1	FSC-POL-30-001 V3-0 Para 4.12 part 1	組織は原則として、以下の優先順位を守らなければならない。 1.化学合成農薬よりも、それを使わない方法。 2.FSC のHHP リストに掲載されている農薬よりも、掲載されていない化学合成農薬。 3.FSC 高度制限HHP よりもFSC 制限HHP。	はい	危険性の低い化学物質に対する方針がある。					
1.1.6.2	4.12, part 2 and 4	組織は、総合的な病虫害被害対策の一環として、管理の規模、強度、リスクに応じた比較環境・社会リスクアセスメントを実施し、病虫害被害や雑草を抑制・制御するために最もリスクの低い選択肢、その使用条件及び一般リスク回避・低減措置とリスクを最小限にするためのモニタリング措置を特定すること	2020年8月まで該当なし						

1.1.6.3	4.12, part 3	環境・社会リスクアセスメントに、附則2の指針に示されている危険性の種類の最低限のリスト及び曝露に関する要素と変数が含まれているか	2020年8月まで該当なし					
1.1.6.4	4.12, part 6	組織は、環境・社会リスクアセスメントの結果を現場の作業計画に反映し、サイト特有のリスクを特定した上で、総合的な病虫害対策のための環境・社会リスクアセスメントで以前特定された一般リスク回避・低減措置とモニタリング措置を適応させているか	2020年8月まで該当なし					
1.1.6.5	FSC-POL-30-001 V3-0 Para 4.12 parts 2 to 5	組織は、存在する場合、国内で同じ化学合成農薬について最も最近承認された特例の条件を自身のESRA に反映しているか	2020年8月まで該当なし					
1.1.6.6	FSC-POL-30-001 V3-0 Para 4.12 parts 2 to 5	組織は、最も最近公開されたIGI 草案の要求事項を自身のESRA に反映しているか	2020年8月まで該当なし					
1.1.6.7	FSC-POL-30-001 V3-0 Para 4.12 part 8	組織は、代替手法及びモニタリング手順に関する情報交換のためのオンラインのFSCデータベースを参照しているか	FSCデータベースが実装されていないため、該当なし。					
1.1.6.8	FSC-POL-30-001 V3-0 Para 4.12 parts 2 to 5	組織は、社会や環境への損害が最も小さく、より効果が高く、社会及び環境への恩恵がより大きい同程度の手段を選択しているか	2020年8月まで該当なし					
1.1.6.9	FSC-POL-30-001 V3-0 Para 4.12 part 6	組織は、化学合成農薬を使用する前に、環境・社会リスクアセスメントの結果を現場の作業計画に反映し、サイト特有のリスクを特定した上で、総合的な病虫害対策のための環境・社会リスクアセスメントで以前特定された一般リスク回避・低減措置とモニタリング措置を適応させているか	2020年8月まで該当なし					
1.1.6.10	FSC-POL-30-001 V3-0 Para 4.12 part 7	組織は、環境・社会リスクアセスメント及び、その結果を反映した現場の作業計画は、要請に応じて影響を受ける者に提示できるようにしているか	2020年8月まで該当なし					
1.1.6.11	FSC-POL-30-001 V3-0 Para 4.12 part 9	組織は、FSC 高度制限HHP 及び制限HHP をより危険性の低い代替手法に置き換えるために、管理の規模、強度、リスクに応じて代替手法を調査研究、特定、試験するためのプログラムを持っているか。このプログラムには、明確な活動計画、スケジュール、目標が示されており、必要なリソースが割り当てられているか	はい	代替案をテストし、高度制限HHPを削減しようとしている。				
1.1.6.12	FSC-POL-30-001 V3-0 Para 4.12 part 10	組織は、環境・社会リスクアセスメントを実施する際には、適用される国内森林管理規格または暫定国内規格の要求事項に従い、利害関係者と協議しているか	2020年8月まで該当なし					
1.1.6.13	FSC-POL-30-001 V3-0 Para 4.12 part 12	組織は、第三者の苗木供給者及び管理区内に位置する第三者の加工場に対して、FSC 禁止化学合成農薬の一覧を通知し、加工、苗木生産工程において、また管理区内に持ち込まれる資材に対してこれら農薬の使用を避けることを奨励しているか	未了					
1.1.6.14	FSC-POL-30-001 V3-0 Para 4.12 part 13	上記4.12.12 に示されている第三者の苗木供給者及び管理区内に位置する第三者の加工場に対して、現在使用している農薬のうち、FSC 禁止化学合成農薬に該当するものの一覧を要請しているか	未了					
1.1.6.15	FSC-POL-30-001 V3-0 Para 6.1	化学合成農薬の使用に関する以下を含む記録を保持しなければならない: ・商品名 ・有効成分 ・使用された有効成分の数量 ・使用期間 ・使用回数や頻度 ・使用場所や地域(面積) ・使用理由	はい	化学物質の使用に関する明確な記録がある。				
1.1.6.16	FSC-POL-30-001 V3-0 Para 5.1.1	組織は、リスクの回避と低減を損害の回復と補償に優先しているか	はい					
1.1.6.17	FSC-POL-30-001 V3-0 Para 5.1.2	該当する場合、組織はFSC-STD-01-001 FSCの原則と基準第5-2 版の環境被害に関する6.3 項及び、労働災害に関する2.6 項に従い、損害の規模に応じて、損害の回復をしているか	該当なし	化学農薬の使用による環境価値と人間の健康への特定された損害はない。				
1.1.6.18	FSC-POL-30-001 V3-0 Paras 5.1.3 and 5.1.4	組織は、適応される場合、回復が不可能な場合、公正な補償をしていますか? FSC-STD-01-001 FSCの原則と基準第5-2 版の基準2.6 及び基準4.6 に従い、苦情処理及び、労働者と地域社会に公正な補償をするための仕組みを構築しているか	該当なし	化学農薬の使用による環境価値と人間の健康への特定された損害はない。				

A.森林は下記のいずれかの地域/国に存在しているか。「はい」ならBへ続く。 グローバルフォレストウォッチマップに従って原生林景観が存在する国: アンゴラ、アルゼンチン、オーストラリア、ペルー、ブータン、ボリビア、ブラジル、ブルネイ、カンボジア、カメルーン、カナダ、中央アフリカ共和国、チリ、中国、コロンビア、コンゴ民主共和国、コスタリカ、コートジボワール、ドミニカ共和国、エクアドル、赤道ギニア、エチオピア、フィンランド、フランス領ギアナ、ガボン、ジョージア、グアテマラ、ギアナ、ホンジュラス、インド、インドネシア、日本、カザフスタン、ラオス、リベリア、マダガスカル、マレーシア、メキシコ、モンゴル、ミャンマー、ニュージーランド、ニカラグア、ナイジェリア、ノルウェー、パナマ、パプアニューギニア、パラグアイ、ペルー、フィリピン、コンゴ、ロシア、ソロモン諸島、スリナム、スウェーデン、タンザニア、タイ、ウガンダ、米国、ベネズエラ、ベトナム。
はい
B.認証の範囲内の地域/国
日本
C.適用規格 & 発行日
FSC-STD-JPN-01-2018 V1-0 (日本国内森林管理規格第1-0版)、2019年2月15日発効
D. 適用規格は原生林景観指標(IGI v2.0以降に基づく)を含んでいるか。
「はい」適用STDのチェックリストへ、「いいえ」本シートを続ける。
いいえ
E.認証取得者は管理区画における原生林景観の有無を判断する分析をしたか。以下の1.3にて詳細を記入する。
はい
F.管理区画内に原生林景観が存在するか。詳細を記入する。
いいえ Global Forest Watch IFL maps (www.globalforestwatch.org)によると、山形県と北海道に原生林景観が存在するが、これらの地域は当認証地域には含まれない。
G.その他の関連情報:

注-本チェックリストは原則9の評価と併せて使用されるべきであり、CARは原則9のアドバイスノートと関連基準に対して提起される。-コラムAを参照。

		1.原生林景観における伐採や道路開設を含む森林管理作業は次の場合に行うことができる、		CAR
Advice-20-007-018 1.1 & FSC criterion 9.3	1.1	1.1.管理区画内の原生林景観への影響が20%以上でない場合。 1.1. Forest Management operations, including harvesting and road building may proceed in IFLs, if they do not impact more than 20% of Intact Forest Landscapes within the Management Unit (MU), and		FSC基準 9.3においてCARを提起
	本審査		該当なし	
	第1回 年次監査			
	第2回 年次監査			
	第3回 年次監査			
	第4回 年次監査			
Advice-20-007-018 1.2 & FSC criterion 9.3	1.2	1.2. 50,000ヘクタール以下まで原生林景観の面積を減らさない場合。 注:現在FSCでは、原生林景観の道路開設に関する詳細な指示を作成している。 1.2. Forest Management operations, including harvesting and road building may proceed in IFLs, if they do not reduce any IFLs below the 50,000 ha threshold in the landscape. NOTE: FSC is developing further instructions on road building in IFLs.		FSC基準 9.3においてCARを提起
	本審査		該当なし	
	第1回 年次監査			
	第2回 年次監査			
	第3回 年次監査			
	第4回 年次監査			
Advice-20-007-018 1.3 & FSC criterion 9.1	1.3	1.3. Global Forest Watch IFL maps www.globalforestwatch.org もしくはGlobal Forest Watch Canadaなど、同じ方法を使用した最新の原生林景観目録をベースラインとしてすべての地域で使用。管理区画内の原生林景観の有無を判断するために使用される方法を説明する。 /1.3. Global Forest Watch IFL maps www.globalforestwatch.org, or a more recent IFL inventory using the same methodology, such as Global Forest Watch Canada, shall be used in all regions as a baseline. Describe the method used to determine presence/absence of IFL in the MU.		FSC基準 9.11においてCARを提起
	本審査	FSCガイダンス:原生林景観地図はFMプランに2つの層がある場合がある。第1層はGFWウェブサイトからコピーペーストされたもので、2017年1月1日の状況を参照している。第2層は利用可能な最も有効な情報(BAI)もしくは地上検証データを基にしている。 FSC Guidance: IFL mapping may have two layers in the FM plan: 1st layer is copy pasted from GFW website referring to the situation in 1.1.2017, 2nd layer is based on Best Available Information (BAI) & ground truthing.	該当なし	
	第1回 年次監査			
	第2回 年次監査			
	第3回 年次監査			
	第4回 年次監査			

付属文書2 利害関係者への聞き取りの結果

審査種類 (本審査、第1回年次監査など)	利害関係者の参照番号	メンバー名 (グループメンバーが対象の場合)	議題の種類 (保育、伐採など)	FSC要求事項の参照番号	肯定的/否定的	議題の概要	ウッドマークのコメント
2019年第2回年次監査	1	-	森林利用	4.4	肯定的	クラインヴァルトなど、県有林の民間への開放(保健休養利用の促進)に配慮している。	了解した。
2019年第2回年次監査	1	-	害虫管理	10.7	否定的	松くい虫被害による森林景観が悪化している。	全国的に松くい虫被害を完全に抑える方法は見つかっていない。山梨県では森林公園などの重要な場所、また被害の先端地で被害の拡大を防ぎたい場合など、限定された場所において、マツ枯れ木が発見された際に伐倒燻蒸処理を行っている。
2019年第2回年次監査	1	-	苦情処理	4.6	否定的	富士山麓の民間企業への県有林貸付に係る県民からの訴訟がある。	訴訟については報道もなされており、適切に対応されている。また訴訟に至る前の住民監査請求に対する山梨県監査委員会からの監査結果も公開されている。裁判手続き中であり、判決はまだ出ていない。山梨県としては条例に則り適切に業務を行っていると考えている。
2019年第2回年次監査	2	-	入会権	4.1	否定的	山梨県県有林には、その大部分に入会権が存在するが、山梨県は認めていない。	山梨県の条例で従来からの入会慣行を各地域の保護団体に認めていることを確認した。収穫時には収益の一部を地元へ交付金として還元している。もしこの範囲に含まれていない入会権が存在すると思われるときには、山梨県に問い合わせることが推奨される。

2019年第2 回年次監査	3 -	請負事業者 の労働環境	2.4	否定的	林業事業者は労災以外の社会保険に加入している事業者は少なく、給与も日給制が主になっており、労働環境は必ずしも良いとは言えない。	山梨県は事業の入札発注主であり、落札者である林業事業者の労働環境を監督・改善できる立場にないが、間伐や主伐の事業には契約期間に複数年の柔軟性を持たせることで、事業者が自らの裁量で作業を進められるよう配慮している。また発注する業務を極端に増減させることなく、毎年一定量発注するように心がけている。発注額は県の規定に従った適正な積算に基づいて発注している。落札率は95%程度と高いため、不当に安い積算価格で発注しているとは考えられない。
------------------	-----	----------------	-----	-----	---	--

付属文書3 樹種のリスト

樹種名

学名

針葉樹

カラマツ
ヒノキ
アカマツ
シラベ
スギ
モミ
ウラジロモミ
オオシラビソ
ツガ
コメツガ
ハリモミ
カヤ
サワラ
トウヒ

Larix kaempferi
Chamaecyparis obtusa
Pinus densiflora
Abies veitchii
Cryptomeria japonica
Abies firma
Abies homolepis
Abies mariesii
Tsuga sieboldii
Tsuga diversifolia
Picea polita
Torreya nucifera
Chamaecyparis pisifera
Picea jezoensis

広葉樹

ケヤキ
キリ
ヤマザクラ
クリ
クヌギ
コナラ
ミズナラ
シラカシ
ブナ
イヌエンジュ
カツラ
ウダイカンバ
シラカンバ
ダケカンバ
キハダ
オニグルミ
サワグルミ
シオジ
シナノキ
トチノキ
ハリギリ
ヤマハンノキ
ホオノキ
ミズキ
ミズメ
ウバメガシ
アカガシ
イチイガシ
アラカシ
ツクバネガシ
ウラジログシ

Zelkova serrata
Paulownia tomentosa
Prunus jamasakura
Castanea crenata
Quercus acutissima
Quercus serrata
Quercus mongolica
Quercus myrsinaefolia
Fagus crenata
Maackia amurensis
Cercidiphyllum japonicum
Betula maximowicziana
Betula platyphylla
Betula ermanii
Phellodendron amurense
Juglans ailantifolia
Pterocarya rhoifolia
Fraxinus spaethiana
Tilia japonica
Aesculus turbinata
Kalopanax septemlobus
Alnus japonica
Magnolia obovata
Cornus controversa
Betula grossa
Quercus phillyraeoides
Quercus acuta
Quercus gilva
Quercus glauca
Quercus sessilifolia
Quercus salicina

付属文書4 ワシントン条約付属書記載樹種リスト

該当樹種なし

付属文書5 ウッドマークにより保管される追加情報

認証登録証のコピー及び関連日程

機密商用情報

利害関係者のリスト及びウッドマークに寄せられた意見

森林資源を示した地図

管理計画のコピー